# 令和6年第4回せたな町議会定例会 第1号

令和6年12月17日(火曜日)

- ○議事日程(第1号)
  - 1 会議録署名議員の指名について
  - 2 会期の決定について
  - 3 諸般の報告
  - 4 行政報告
  - 5 一般質問
- ○出席議員(11名)

| 1番  | 石 | 原 | 広 | 務 | 君 |   | 2番 | 桝 | 田 | 道 | 廣 | 君 |
|-----|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 3番  | 藤 | 谷 | 容 | 子 | 君 |   | 4番 | 福 | 嶋 |   | 豊 | 君 |
| 5番  | 横 | Щ | _ | 康 | 君 |   | 6番 | 本 | 多 |   | 浩 | 君 |
| 7番  | 真 | 柄 | 克 | 紀 | 君 |   | 9番 | 吉 | 田 |   | 実 | 君 |
| 10番 | 大 | 湯 | 圓 | 郷 | 君 | 1 | 1番 | 菅 | 原 | 義 | 幸 | 君 |
| 12番 | 平 | 澤 |   | 等 | 君 |   |    |   |   |   |   |   |

○欠席議員(1名)

8番 熊 野 主 税 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| 町 長        | 高 | 橋   | 貞 | 光 | 君 |
|------------|---|-----|---|---|---|
| 教育委員会教育長   | 小 | 板 橋 |   | 司 | 君 |
| 農業委員会会長    | 原 | 田   | 喜 | 博 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 | 坪   | 観 | 誠 | 君 |
| 代表監查委員     | 残 | 間   |   | 正 | 君 |

- 1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。
  - (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

| 副  |    | 町   | 長  | 佐々 | 木 | 正 | 則 | 君 |
|----|----|-----|----|----|---|---|---|---|
| 総  | 務  | 課   | 長  | 髙  | 橋 |   | 純 | 君 |
| まち | づく | り推進 | 課長 | 阪  | 井 | 世 | 紀 | 君 |
| 財  | 政  | 課   | 長  | 佐  | 藤 | 英 | 美 | 君 |
| 税  | 務  | 課   | 長  | 佐人 | 木 | 正 | 人 | 君 |

平 町民児童課長 河 原 泰 君 認定こども園長 伊 悦 子 君 藤 保健福祉課長 君 増  $\blacksquare$ 和 彦 農林水產課長 君 有 哉 吉 田 設 水 道 課 長 平 大 輔 君 建 田 計 管 村 理 者 彰 君 杉 国保病院事務局長 手 君 塚 清 人 総務課長補佐 中 君 山 康 春 まちづくり推進課長補佐 村 大 君 奥 君 財 政 課 長 補 佐 高 正 明 浜 税務課長補佐 内 解 人 君 長 町民児童課長補佐 美 知 子 黒 澤 君 認定こども園副園長 矢 君 本 田 和 保健福祉課長補佐 長 内 京 君 保健福祉課長補佐 野 万寿夫 君 水 保健福祉課長補佐 栗 樹 君 谷 地域包括支援センター所長 今 Ш 勇 吾 君 農林水產課長補佐 井 君 藤 卓 也 農林水產課長補佐 君 井 村 裕 行 建設水道課長補佐 木 亚 君 鈴 涼 国保病院事務局次長 智 君 近 藤 博 総 務 課 主幹 尾 野 也 君 裕 まちづくり推進課主幹 稲 船 洋 志 君 三 町民児童課主幹 浦 三津枝 君 保健福祉課主幹 古 守 亜 珠 君 保健福祉課主幹 本 利 子 君 垣 保健福祉課主幹 野 葉 子 君 河 農林水產課主幹 斉 藤 真 君 農林水產課主幹 撫 養 君 和 伯 建設水道課主幹 上 君 Ш 佳 隆 建設水道課主幹 吉 田 也 君 建設水道課主幹 高 橋 真 君 建設水道課主幹 大 野 秀 幸 君 建設水道課主幹 畄 譲 君 島 出 納 室 主 幹 竹 内 亜 希 子 君 防 災 係 長 栗 城 惇 史 君

地域生活係長 栗 惇 史 君 城 情報管理係長 又 村 智 君 広報統計係長 西 幸 恵 君  $\mathbb{H}$ 商工労働観光係長 崎 英 君 Ш 人 係 君 財 政 長 髙 森 直 也 環境衛生係長 室 君 原  $\mathbb{H}$ 業 務 係 長 北 典 孝 君 山 出 納 係 長 佐 藤 こずえ 君 《瀬棚支所》 支 所 長 登 幸 恵 君 濱 養護老人ホーム三杉荘所長 西 田 良 子 君 亨 君 次 長 本 Ш 《大成支所》 支 所 長 中 Ш 譲 君 (2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員 事 務 局 長 古 畑 英 規 君 次 長 斉 藤 哲 章 君 次 長 尾 野 真 也 君 主 幹 藤 谷 希 君 給食センター学校給食係長 伏 見 尚 志 君 (3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員 事 務 局 仁 長 小 林 和 君 次 長 松 林 功 君 (4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員 書 記 長 髙 橋 純 君 書 記 次 長 中 山 康 春 君 (5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員 事 務 局 長 上 野 朋 広 君 長 松 原 孝 樹 君 次 1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事

務

局

長

上

朋 広

君

野

 次
 長
 松
 原
 孝
 樹
 君

 主
 事
 神
 野
 翔
 亜
 君

◎開会宣告

○議長(平澤 等君) 皆さんおはようございます。

8番、熊野主税議員より遅刻の届け出がございます。

ただ今の出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和6年第4回せたな町議会定例 会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長(平澤 等君) 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(平澤 等君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、藤谷容子議員、4番、福嶋豊議員を本 日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(平澤 等君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から12月18日までの2日間といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。 よって、今定例会の会期は本日から12月18日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(平澤 等君) 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長(平澤 等君) 日程第4、行政報告を行います。 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。 町長。

○町長(高橋貞光君) それでは4点の行政報告を申し上げます。 まず最初、せたな町立国保病院常勤医師の退職及び採用についてご報告いたします。 このたび国保病院内科医長、大成診療所長としてご勤務いただいている高宮先生から一身上の都合により、令和7年3月31日をもって退職したい旨の退職願の提出があり受理したところであります。高宮先生には、令和3年4月の着任以来4年間にわたり町の医療と町民の健康維持増進にご尽力をいただきました。大変穏やかな人柄で親切で丁寧な診療は患者様から信頼も大きいものがありました。心から感謝申し上げる次第でございます。

次に、常勤医師2名の採用について申し上げます。令和7年1月20日からせたな町立国保病院に恩田芳和先生をお迎えすることになりました。恩田先生は現在76歳、弘前大学を卒業後、旭川厚生病院を経て、北海道大学病院第1外科に交付され道内公立病院等で経験を積まれた後、旭川高砂台病院では院長として病院経営にも携わるなど手腕を発揮されておられました。北海道の地域医療に貢献したいとの思いから、このたびご勤務いただけることになりました。先生の豊富な経験は、せたな町の医療にとりまして大きな力になっていただけるものというふうに思っております。

お二人目は令和7年4月1日付けで入職される庄田英明先生でございます。庄田先生は現在57歳、北海道大学をご卒業後、北海道大学病院をはじめ、釧路市立総合病院など道内公立病院や千葉県の病院で呼吸器内科の分野を中心にご勤務されました。また今金町国保病院のほか、現在は函館市の亀田病院で勤務されるなど道南地域での勤務も豊富な先生でございます。庄田先生につきましても、せたな町の医療にとりまして大きな力になっていただけるものと思っております。なお、医師確保につきましては、更なる招聘に向けて引き続き取り組んでまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に令和6年度中間期における農業及び漁業情勢についてご報告申し上げます。

はじめに農業ですが、今年は昨年ほどの高温は少なく、日照時間についても多い年であり、各作物の生育は例年よりも早く進みました。降水量については、夏の少雨、秋の多雨の傾向にあり、一時的な8月の豪雨もありましたが、作物、圃場への影響は限定的なものでした。基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した10月25日現在の北海道の10アール当たりの予想収穫量は592キロで、作況指数は103のやや良となっております。本町を含めた渡島、檜山管内の10アール当たり収量は昨年等同僚の528キロで、作況指数は昨年と比べると2ポイント減の104のやや良の作柄になりました。品質としましては、タンパクは高い傾向にありましたが、白未熟粒や胴割粒などが少なく例年よりよい状況となりました。また、その他の作物についても豆類は豊作となりましたが、馬鈴薯については小玉が多い作柄となり、また秋の多雨により品質低下と収穫量が減となりました。生乳生産については1月から10月までの実績値において前年対比95.2%で生産量は減少傾向で推移しており、この主な要因といたしましては、夏場の暑さによるものであると推測されます。また肉牛の販売においては、飼料価格の高騰の影響により依然として肥育需要が抑制意味であり、販売平均価格の一時上昇が見られたものの減少傾向に推移しております。今後においても生乳、畜肉ともに需給バランスと飼料価格の推移を注視しているところです。

次に漁業情勢ですが、本年4月から10月末における地元漁業生産は水揚げ量417トン、金

額5億2,600万円余りとなり、前年同期と比べ漁獲量では34トンの減、水揚金額では900万円の減額となりました。魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカは、昨年度より数量、金額ともに増加したものの、漁獲量は平年の6割程度で令和に入ってから依然、厳しい状況が続いております。秋サケ定置や刺し網は、不漁だった昨年を更に下回る水揚げ量で、全道的な品薄感から魚価が高値で推移したものの約6,700万円の水揚げ金額に留まるなど檜山管内全体で不漁となりました。

前浜の重要資源であるウニやナマコについては、ウニは魚価高にも恵まれ水揚額が伸びる結果となりましたが、ナマコについては、ALPS処理水の影響からか取引価格が5割程度に下落するなどの非常に厳しい状況は見受けけられましたものの、中国が日本産水産物の輸入再開を段階的に進めると表明されたことから、今後の価格回復に期待をしているところであります。また漁業経営の安定化に向けたトラウトサーモン海面養殖事業については、今年度から施設を2基増設し11月21日、22日と6,000尾の幼魚の飼育が開始され、現在、順調に推移している状況であります。今後においてもこれら漁業収入の基盤となる重要な資源の安定化を図るべく令和7年度に向け、引き続き各種事業や種苗センターを活用した取り組みを検討しているところであります。冬場の操業に向けては、時化も多くなるなど厳しい操業条件化でありますが、今後の漁獲の伸びに期待をしているところであります。なお数値等に関する資料は、次の6ページ、7ページをご参照いただきたいと思います。

3点目の工事発注状況、それから4点目の町長、副町長の動向、これらの報告につきましては 別紙に記載してございますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(平澤 等君) これで行政報告を終わります。

## ◎日程第5 一般質問

○議長(平澤 等君) 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問答弁は簡明簡潔にお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

- 10番、大湯圓郷議員。
- ○10番(大湯圓郷君) 町長に一つ質問をさせていただきます。

これまで酪農家で生まれた雄仔牛、農家さんに聞くとヌレ子と言ってました。ヌレ子の販売額は年々低下傾向にあり、悪い時には平均1万円以下の時もありました。ヌレ子を育てるためにも、成牛を育てるためにも飼料価格が高騰している一方で、ヌレ子の売払金額が大幅に下落している状況について酪農家は頭を抱えているようです。このような現状を少しでも打開していくために、雄仔牛の売払いに対する補助制度の構築についてご検討くださるようお願いいたします。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは大湯議員のご質問にお答えします。

現在の畜産個体販売市場取引の状況を見ますと、雄子牛の販売価格については、市場価格において10万円を超えている時期もありましたが、直近のせたな町生産者市場取引価格の平均は令和6年11月で1万6,000円となって低い水準で推移しております。この酪農経営での副産物価格の低迷と合わせて現在、飼料高騰、資材高騰、あるいは肥料、肥やしですが、肥料の高騰など経営に必要な経費の高止まりで畜産経営を圧迫していることは認識をしております。このことから畜産生産者への支援としては、副産物である個体販売価格への支援ではなくて、経費の軽減策として畜産飼料高騰対策支援事業と合わせて、新たに生乳輸送費激変緩和支援事業これらを予定しているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 大湯議員。
- ○10番(大湯圓郷君) ただいま町長から答弁いただきました。いろいろと町側でも対応しておりますということもお聞きいたしました。例えば、生乳の輸送経費、あるいは飼料等の高騰に対する補助等のことも先日の補正予算の部分でもありました。そういうことも合わせて私のヌレ子等の金額のほうも少し気を付けていただいて、この町から酪農家の方が1件でも町から離れることのないように、町側で温かく見守っていただければ幸いだと思いますので、そこら辺のことを町長もう一つ何か、酪農家が末永く商売できる、暮らせるようなことを言葉があればお聞きしたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- 〇町長(高橋貞光君) お答えいたします。先ほども申し上げましたが、酪農畜産につきましては肥料の高騰等、燃油もございます。それに伴う輸送費の値上げとこういうような様々な部分で厳しい状況があるということでございます。先日、農協のほうからは、昨年に引き続き飼料高騰対策、それから今年は生乳の輸送費が値上がりと、期中から値上げをしております。この部分についての支援もお願いするという農協あるいは組合員であります酪農家の皆さんから要請を受けたところでございます。その部分につきまして、しっかりと対応をさせていただくということにいたしました。議員の質問にあります雄子牛につきましても、そういう状況ではあるというふうに認識をしておりますが、いずれにしても酪農をしっかり支えていくということになりますと、そうした負担増の部分を対応させていただくということを町として考えているところでございますので、こういった対策をしながら持続可能な酪農経営を目指していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。
- ○議長(平澤 等君) 以上で大湯圓郷議員の一般質問を終わります。 続いて1番石原広務議員。
- ○1番(石原広務君) それでは臼別側砂防工事についてご質問をさせていただきます。大成区 臼別川の臼別ダムのスリット化工事が着工されているとの情報がありました。つきましては次の 点について、町で得ている工事内容をお知らせください。
  - ①工事期間及び工事概要を教えてください。
  - ②漁協や地元住民への周知はどのようになっているのかお聞きします。
  - ③町長として、工事により危惧することがあれば対策を含めお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それではお答えをいたします。1点目でありますが、臼別川の臼別ダムのスリット化工事につきましては業者等から長年要望を受けておりました。平成28年度事業から町は要望をしているところでございます。ようやく今年度の工事着手となりました。工事期間につきましては、臼別川2号の砂防堰堤工事で令和6年度から令和8年度を予定しております。工事概要としては、本年度はスリットを入れる前の腹付けへと取付道の施工を行い、令和7年度と令和8年度の2カ年で2箇所のスリットを入れることとなっております。その後、令和9年度から11年度を予定として、臼別川1号砂防堰堤に2箇所のスリットを入れる工程となっております。ただし北海道の単独事業でありますことから予算の状況によって工程が変更する旨の説明を受けております。

2点目ですが、令和4年度にひやま漁業協同組合大成支所への事業説明、また漁協理事を通じて大成宮野地区の住民からのスリット化への意見を伺い、早期のスリット化を望んでいるとの意見をいただいている状況であります。今年度事業着手に伴い、今後関係団体や宮野地区において住民への事業説明会を開催する予定ということを聞いております。

3点目ですが、このたびの工事に関し函館建設管理部においても、砂防ダム機能を残しながら スリット化を目指し、施工方法など大学の先生や専門家などから助言をいただき、さらには大雨 のシミュレーションも行った結果、特に問題ないという結果を聞いておりますので安心をしてい るところでございます。

以上でございます。

○議長(平澤 等君) 石原議員。

概要等に関しては詳細含めて今ご説明いただきました。危惧する点に関 ○1番(石原広務君) しては様々な有識者と申しますか、そういった方面からも情報を仕入れて安心してるという言葉 が町長の口からありましたけど、過去には臼別川場防決壊して多少なりとも被害が出たこともあ るんです。年度も含めて調べたんですが行きつきませんでした。今、町長うなずいていらっしゃ るので、そういったことをご承知の上で安心しているということだと思います。私がこの情報を 知り得た段階で全く個人的に知る由もなく役場内部でいろいろ動いていただいて、その後に北海 道のほうから、その時の言葉をストレートに申し上げると、慌てて町に出向いて説明をしていた だいたというようなことは情報として知り得ました。その時点で、この工事に取りかかったんで すけど、取りかかる以前に私が知り得た情報からいくと、これ推測にもなりますが、漁協これ要 望を出せたという旨の町長の答弁がありましたけど、漁協あるいは地元住民、宮野地区です。住 民説明会を経て、それでご理解をいただいた上で今回着工しているのかなと。これ勝手な解釈か と思います。これどうなんでしょうか、町長の見解もお述べいただきたいと思いますが、計画が 立った時点で北海道の単独事業ですから町としてあまり踏み込んだ対応はできないかもしれませ んが、地元住民はもとより、漁協、理事者を通じていろいろこう動きはされていたのでしょうけ ど、そういった情報を知らない漁業者も現にいらっしゃいますから、大雨等の被害なども繰り返

しになりますけど、大学の先生とおっしゃいましたか。そういった知識を持つ方の見解からいくと町長としては安心できると。ただどうなんでしょう、泥水が前浜に流れ込み、河口一体でいろいろな取り組みをしている漁業者もいるわけです。そういった方々の安心を払拭することこそ町長としての仕事かと思います。そういった漁業者に対する町としてのできる説明、それで危惧される影響といいますか、それも町長として頭に置きながら取り組んでいただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長(平澤 等君) 町長。

それでは2回目の質問にお答えをいたします。このスリット化工事につ ○町長(高橋貞光君) きましては、これは漁業者の皆さん方がこのスリット化をお願いしていたという事業でございま す。目的は、やはり漁業資源の拡大であるとか、そういったサクラマスなどもダムの影響を受け ているということから、スリット化を漁業者の皆さんがお願いをしていたという状況にございま す。こうしたことの解決にようやく北海道としても動いていただいたということでこれは皆さん の要望活動が実ったというふうに私たちとしても思っております。ただ議員言われるように、こ の着工が残念ながら事前に町のほうには連絡がなかったということでもございました。このこと についてはきちんと担当課において説明をいただいたところでございます。この辺の後先になっ たことについては建設管理部も申し訳ないというお話もされたというふうに伺っているところで ございます。ただこの現状のそういった川の状況、これを改善をして漁業生産の振興を図るとい うことからすると、しっかりスリットをしていただくということがいいというふうには、皆さん のこれは要望でございますので、私もそのほうがいいものというふうに考えております。ただ地 域住民の皆さんにも、このことも要望はしているとはいえ、こういった形でスリット化を図ると いうことの説明は当然しなければならないものというふうに思っております。そのことについて も、これから説明をいただけるということでございますので、しっかりそれをやっていただきた いというふうに感じているところでございます。

○議長(平澤 等君) 町長に申し上げます。漁業者の説明及び対策についてまだ述べられておりませんのでお願いいたします。

町長。

- ○町長(高橋貞光君) 漁業者の影響対策という面につきましては、これは私たちも確認はして ございません。
- ○議長(平澤 等君) 石原議員。
- ○1番(石原広務君) すぐ確認してください。いや首傾げるところではないと思うんです。実際にそういった危惧される面があるので具体的に町を通じて北海道のほうに言ってくれという申出も現にありますから、そういった申入れも含めて携わる漁業者がスリット化工事自体の実施、そういった情報すらないんです。具体的に申し上げますと海産物に限定したことはあえて申しませんが、工事によって泥水が、先ほども言いましたけど、海に流れることによって影響が出かねないという危惧する面があるんです。農業ばかりか、このあと別な質問立てもしてますけど、そういったことに対して、やっぱり北海道と町長きちんと協議してスリット化は望んでる方もいる

ことは十分知っています。ただそれに伴っての影響も危惧される面もありますし、実際に漁業者から不安視する声もこれ出てるんです。確かにいい面はかなりあります。これせたなの外れのほう、これ感謝という言葉が縦看板として立たれてるんです。ご存じですか。感謝、長い月日にわたり祈願だった須築川砂防ダムスリット化が2020年、令和2年多くの各関係皆様から心温まるご指導、ご支援をいただきここに完成を見ることができました。この河川での限りなき魚類の繁殖、さらには上流の森の栄養豊かな恵みがこの清流に運ばれ下流の海へ、そこには海藻が繁茂し、魚介類産卵場をはじめとしたウニ、アワビの餌ともなり生産増大され、そのことにより地域全体が今まで以上希望を持てることを心よりご期待申し上げますと。こういった縦看板が国道沿いの一角に建てられてるんです。ですから私は今回の臼別川砂防ダム工事についてと、臼別川ダムのスリット化工事について町長の見解をお伺いしましたが、漁業者に寄り添ってください。浜に出向いて少しかでも不安を払拭、想定される影響なども頭に置きながら、きちんと対応も視野に入れ膝交えて話してください。率直な意見が出てますから。上の方々だけが動くんではなくて、自ら生産者として漁業を事業として取り組んでいる方々がいらっしゃるわけですから、先ほど感謝という言葉で立っていた看板を紹介しましたが、そういったことが浜の業者に伝わるような形で、ぜひ町として取り組んでいただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 須築川のそういった状況を議員の口から話されましたが、まさにこの砂防堰堤がいろいろな意味で魚の増殖に影響が出てきているという状況からスリット化という機運が今高まって、せたな町ばかりでなくていろいろな河川でそういった動きが出されております。そういったことでは須築川のスリット化が先進事例と言ってもいいかと思います。その結果やはり産卵場がこの大変増加して自然の孵化が大変多くなってきているという実績もあります。こうしたことがひいては前浜の利用に影響を及ぼすというふうに今思っておりまして、このことは大成区の漁業者の皆さんも十分認識しておられるものというふうに思います。そういったことで臼別川のスリット化の要望も上がってきたものというふうに思います。そういう状況ではありますが、心配されている方もいるということでございますので、それは担当課のほうでしっかり聞き取りをさせていただいて、そういった不安を払拭するという努力もこれは北海道と協力しながら連携しながら取り組んでいかなければならないものというふうに思っておりますので、まずその部分について対応させていただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 以上で石原議員の1問目の質問を終わります。 続いて石原広務議員の2問目の質問を許します。 石原議員。

○1番(石原広務君) それでは漁業振興策、育てる漁業について、①町として、新たな海面増養殖事業に取り組むべきと考えますが町長の構想などがあればお知らせください。

②以前に増養殖推進室を設置するべきと提案しましたが断られました。これは残念でした。様々な可能性がある前浜の実情に合わせ、協議や研究などを目的に「増養殖事業戦略室」 (仮称) の設置を改めて提案しますが町長の見解を示してください。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 2問目の質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問ですが、令和3年度から取り組んできたトラウトサーモン海面養殖試験事業が 事業化され、本年度より規模拡大を行い取り組みが開始されました。町としては、事業化された 養殖事業を見守りつつ、今後漁協より新たな解明養殖事業の取り組みについて要望があった際は、 支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目ですが、以前も回答したとおり、漁業振興については農林水産課の主たる業務であります。議員ご指摘の様々な可能性がある前浜の実情に合わせ、協議や研究においては各関係機関のご助言並びに技術的指導をいただきながら、今までどおり対応してまいりたいということで、新たな戦略室の設置については考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 石原議員。

○1番(石原広務君) 今後の増養殖事業ですか。令和3年から行ってきたトラウトサーモンの 事業、これ本当に事業化に向けて今報告があったように、行政報告にも報告されてますよね。今 年度から生簀を2基増設、これはきちんと行政報告もされてるわけです。そういったことも見守 りながら新たな要望があれば検討するということですが、私の一般質問の通告の仕方がこれは悪 かったとすごく反省しています。というのは町長、トラウトサーモンの事業、これは試験事業と して町長がいち早く手がけたんです。これご自身でおっしゃってたじゃないですか。最初は、そ ういった要望があったんだと、だから町が支援するんだということでしたけど違ったわけじゃな いですか。そこは素直にお認めになって議会でそういう答弁も説明もされてるんですから、私が 今回一般質問で取り上げたのは、そういった考え方からいろんな可能性があるこの増養殖事業、 これ育てる漁業は重要だと、大事だと、必要なんだという旨の考え方も町長ご自身がお示しして るわけじゃないですか。ですから過去に菅原議員から銀サケ、あるいはウニそういったことにも 取り組むべきだという趣旨の質疑もここでされてるわけじゃないですか。漁業者が要望を受ける そういったきっかけ作りも町長自らが促すべきです。であればもしかしたら、じゃウニ新たにや ってみようか、銀サケだってちょっと取り組んでみようかと、そういったことが漁業者自ら、数 人おそらくまとまってたと思うんです。そういった要望に繋がる可能性もあるわけじゃないです か。そういったこともぜひ取り組みとして考えていただきたいと思います。今回、戦略室に関し ては前回の推進室と同様の答えでした。私が今回、推進室から戦略室、こういうふうな言葉を使 わせていただいたのは担当課だけにこれ限らないんですよ前浜の可能性というのは、もしかした ら、いい物が、いい生産品ができればふるさと納税にも繋がるわけじゃないですか。担当課だけ にこれは頼ることなく、横断的に各課の職員の話、課長を中心になろうかと思うんですけど、そ ういったこと、戦略室に漁業はもちろんですけど、様々な分野の方々の意見を頂戴する、例えば 私の私的な提案かもしれませんけど、郵便局これ地元産品を郵便局の事業として取り扱ったりし てるんです。そういった知識の中から何かしら町で取り組める、漁業に反映させるそういったア イデアも出る可能性があるわけじゃないですか。そういった観点から私は今回戦略室を設置して くれという旨の一般質問をさせていただいてます。これ内部できちんと協議して、町長、何より

もあれなんです。行政報告にもありました。イカもダメ、イカが中止になってかなり疲弊してる 状況なんです。育てる漁業の必要性は繰り返しになりますけど町長お示しになってるわけじゃな いですか。そこに繋がるような取り組みをぜひ町長が考えていただいて、先ほどの増養殖、これ は要望があればということではなくて町が率先して取り組んでいただくということと、あとそう いった協議や研究、これを広く様々な視点から意見をいただくそういった機関、その設置はして いただきたいと改めて町長に申し上げますが、いかがですか町長。

### ○議長(平澤 等君) 町長。

○町長 (高橋貞光君) お答えをいたします。議員がおっしゃった新たな育てる漁業、これを町 が主導するべきだというご意見であったかというふうに思いますが、これは農業でも漁業でもほ かの産業でも一緒だというふうに思いますが、やはりこうした新たな取組については、漁業者が しっかりと腰を据えて何の魚種を選定して取り組むということになるんだというふうに思います。 それでこの漁業者の団体であります漁協の力もこれは借りなければなかなか前に進むものではな いというふうに思います。そうしたことから今議員もおっしゃっておりましたトラウトサーモン は今やっておりますが、ほかにウニにつきましても長磯で既にやっておりますし、ホタテにしま しても、これは瀬棚支所でやっているところでございます。様々な取組が漁業者自身で取り組ま れて、さらに切磋琢磨してよりよい物を、生産性を向上させるための技術の習得なり勉強されて 実際にやられていると。こういう漁業者自身のそうした意欲がなければ、なかなか新しいものに この挑戦をして成功するということにはなりません。したがいまして町としては、漁業者からの そういったボトムアップをしっかりとボトムアップの事業に町はしっかり対応していくと。町の 農林水産課でございますが、これは戦略室を作るまでもなく農業でも漁業でもしっかり推進をす るというための担当課でありますので、戦略室を作らなくても、そういった作業は仕事としてし ていくということになっておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○議長(平澤 等君) 石原議員。

○1番(石原広務君) 町長、言葉濁さないでください。トラウトサーモン試験事業として最初に議会に紹介したときは、漁業者から要望があったということだったんです。私は、これ計画に不備があるなということでいろいろ質疑をさせていただきました。ところがその質疑の中で町長から仕掛けたという趣旨の発言されたじゃないですか。結果事業化に結びつくわけです。でもトラウトサーモンの事業に関わっている漁業者に限らず、第2、第3のトラウトサーモンの声掛けをしたような町長の考え方を示していただきたい。確かに取り組むのは漁業者です。その切っ掛け作りをしていただけませんかと。皆さん漁業者の言葉借りると、もう流れものは限界だなという言葉まで出てきたんです。高齢化も進んでいます。ただ町長も先ほどおっしゃったとおり若手、それこそ前浜の担い手がいろいろな養殖事業にも現に自らの努力で取り組んでいます。そういった取り組みが町が関わることによって年齢にかかわらず、じゃ俺たちやってみようかというきっかけ作りですよ町長。そこに例えば、これは発展的な考えかもしれませんけど、実家が漁業で他町に出て全く畑違いの仕事についていると。だけどじいちゃんや父さんがやるっていうんだったら俺じゃ戻ってやってみようかという考えにも繋がる可能性だってこれあるわけじゃないですか。

そういったことに繋がるような形で町として何か切っ掛け作り、言い方変えますか。これトラウトサーモンの事業は成功裏に終わると思います。振興局でもそういった捉え方をしてるという情報も知り得てます。あとはそれこそ漁業者自らの考え方です。ですからそういった努力も含めた取り組みを町が切っ掛け作りをすることによって浜が動くんですよ町長。さっきのスリット化とも少し関連あります。ぜひそういったことで、確かに農林水産課は本当に優秀でもあり、特にトラウトサーモンの試験事業に関しては本当に浜に出向いていろいろやったというふうな情報もあります。かなり苦労したんだろうなと。これは勝手な推測も含めて私は考えていました。でもここまで繋がったわけじゃないですか。ですから次に繋がるような取り組みをぜひ町長、集大成なんですよ5期目これ。その土台作りをきちんとしてください。強い考え方をお示しいただくこと再三質問で申し上げさせていただいて、やるんだ、取り組むんだという一言二言でもいいんですよそれ。やるということであればぜひ強い姿勢を見せてください。これで再々質問終わります。〇議長(平澤 等君)町長。

トラウトサーモンの例が出ましたが、この事業につきましては、既に八 ○町長(高橋貞光君) 雲町熊石において先行して試験がなされておりました。それを見ながら大成地区でもこういった ことがやられてるから検討してはどうですかという話もしたところでもありました。それで実際 に漁業者の皆さんが取り組んだ、現在は漁業協同組合もしっかり取組を強化しておりまして、奥 尻、あるいは江差で、現在は上ノ国も計画しているというような状況でどんどん広がってきてお ります。議員おっしゃいましたように成功するであろうというふうに議員おっしゃいましたが、 ただそれはしてみなければわからないという状況はあるというふうに思います。ただ可能性とし て申し上げれば、可能性としてはあるということになります。これまでアワビの養殖、ウニの養 殖、ホタテもそうです。漁業として取り組んでまいりました。そういった事例がもうこれはたく さんございます。トラウトサーモンもこれがこの先進事例として、これがしっかり定着をしてく るということになりますと、これは新たなものに取り組むよりも、皆でトラウトサーモンに取り 組むということが1番安全な方法といいますか、そういったこともこれから考えていかなければ ならないのではないかというふうに思っております。各町今取り組んでおりますので、こういっ た事例これは皆さんで研究を深めてこの情報を共有しながら、様々な改善を図って進めていると ころでございますので、こうした漁業者の研究というものに今しっかり研究ですね、漁業者のそ うした取り組みをこれからもしっかり支えていきながら育てる漁業、養殖事業の推進を図ってい

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 先ほども答えましたように農林水産課、農業も漁業も林業ももちろん入りますが、それは推進をするというのが仕事の課でございますから、戦略室というのは課の仕事の範囲内というふうにご理解いただきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 以上で、石原議員の2問目の質問を終わります。 約1時間経過いたしましたので11時10分まで休憩いたします。

ければいいなというふうに考えているところでございます。

休憩 午前10時57分 再開 午前11時10分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

石原広務議員の3問目の質問を許します。

石原議員。

- ○1番(石原広務君) それではごみの分け方出し方について、これ町長おそらくまたかよというのが本音だと思います。議会の場面で要望も含め数点に渡り提起をしてきましたが、北部桧山衛生センター組合議会に持ち帰って協議するとのことでした。改めて次の点について伺います。
- ①資源ごみ指定袋を衛生センター側で責任を持って用意するべきと訴えてきましたが、その協議結果をお知らせください。
  - ②その上で、私としては資源ごみ指定袋の無料配布を求めますがいかがですか。
  - ③レジ袋が使えないとしていますが改めて理由を教えてください。
- ④資源ごみ処理料無料化が10月から始まり回収率は上がったと捉えていますが、ルール違反シールが貼られたまま、これは放置となってますけど、ゴミステーションです。貼られたままゴミステーションに放置されるケースも増えています。このような状態について構成町の町長としてどのような対策が考えられるのか伺います。
- ⑤衛生センターの倉庫に大量に在庫として抱えている各資源ごみ指定袋の処分をどうすること が適切と考えるのか町長としての考えをお知らせください。
- ⑥在庫まで抱えている各種資源ごみ指定袋について、当面の間は使用可能とし、全戸への無料配布をぜひ実施していただきたいと考えますが、町長としての考えを伺います。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それではお答えをいたします。
- 1点目、2点目の質問について一括して答弁を差し上げます。資源ごみに使用できる透明、半透明袋は町内外を問わず入手できることから無料配布をせず、各自で用意していただくということで衛生センター議会の決定でございます。
- 3点目のご質問にお答えいたします。レジ袋につきましては、指定の容量に満たない小型のものが多く回収中に飛散の恐れがあり、また個数の増加に伴いリサイクルセンターでの仕訳の負担が増えるこということ、また不透明なものが多く、かつ表面に印字をしているものが主であり中身の確認が困難な袋が多いということで資源ごみ袋としては使用が望ましくないという結論に至ったと聞いております。

4点目のご質問にお答えいたします。違反シールの張られたごみにつきましては、原則排出した当人が回収し適正に再分別することとなっております。町内会の班によっては、ステーションに違反ゴミがあった場合、回覧で周知して互いに啓発しあっているところもあると聞いておりますので、衛生センターや構成町である今金町と協議して改めて文書や防災無線等での啓発をして

いきたいと考えております。

5点目です。在庫物とはいえ、あくまで衛生センターの財産でありますので、衛生センターと してはクリーン作戦や花いっぱい運動のごみを出す際に使う袋など、公用の利用を考えていると いうことでございます。

6点目でございます。したがいまして全戸への無料配布については、現在、逆に資源ごみ袋を可燃、不燃ごみ袋と交換、回収している最中でありまして、旧資源ごみ袋を無料配布するとなると混乱を招くということになります。制度の定着にも影響を及ぼすことから不適当と考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 石原議員。

○1番(石原広務君) ①、②に関しては、透明半透明の袋が簡単に町内の店舗等で手に入れら れるような状況になったということを理由で、センターでは用意する考えはないと。組合議会で の確か決めることだと先ほどの答弁としておっしゃいました。冊子も配られています。200数 十円の単価ですか1冊。あれで確かにきちんと隅から隅まで見てる方もいらっしゃるんです。と ころが高齢者は逆に複雑に捉えてしまっているのも実態なんです。 6 項目に分けて質問を組み立 てましたが、袋の実態、実情、透明、半透明の袋の捉え方、これ各自バラバラな実情もあるんで す。それが買物袋、レジ袋は使えないと。それは透明でも半透明でもないんだと、中が見えない んだということを主張していますけど、中には半透明だなという捉え方をしてる。これかなりの 方現に多いです。せたな町に限らずですけどね。前後しますけど、印字があればダメだと。要は 字が入ってればダメだと。これも決め事なんですか町長。これ中には写真も動画も私全てのステ ーションではないんですけど、中には町長これ担当課のほうにも個人的に愚痴ったんですけど、 レジ袋を使って出されているんです。何か外見から見るとペットボトルに関してはキャップを外 してラベルを剥がして、きちんときれいにされてレジ袋に入れて出してるんです。それが袋が違 うということで違反シール貼られているんです。そういったものも増えてるんです。袋の大きさ が指定の袋に近いもので出されたとしても、1本、2本分別が不十分で、書いてる字を見るとで すよ。これどこにルール違反のものがあるのというようなものでさえルール違反のシール貼られ ているんです。その理由が繰り返しになりますけど分別が不十分、これもったいないなと。確か に回収するときに破れるとか、手間がかかるとか、そういうことも組合側ではおっしゃってるよ うですけど、これは受託業者かなり負担生じています。組合議会のほうは、そういったことも十 分認識されてると思いますが、3人体制で今資源ごみの回収当たっています。センターの計量室 が閉まる時間が5時これぎりぎりですよ時によっては。あと回収が困難、袋が違うという理由に 関連して、あえてこの場で言わせていただくと、透明、不透明の袋にきちんと分別するそのルー ルに則って出されればステーションに出されても回収されるんです。持込みもこれ処理料無料な んです。組合側で決めたじゃないですか。ところが持ち込んだ袋、これバラバラですよ町長。レ ジ袋もあり、中には燃えないごみ袋に入れて資源ごみとして持ち込んだのも、センターの副町長 あたりは見かけだと思うんですけど、一角に手書きでいろいろせたな町、今金町と分けて缶類か らペットボトル、その他紙類分けて置ける場所設けてるんです。簡単なものなんですけど。わか

ってないですか写真見せますか副町長。いや横に首振らないでくださいよ。そこにステーション ではルール違反、中が見えない、印字している、印字しているものは使えない。そういったもの がそこに置かれてるんです。それを基本ステーションにそういったものがあればルール違反とし ろと。センター側で決め事で、そういったことを指示して回収業者は困惑しながらセンター組合 の指示に従って回収してるんです。持ち込まれたごみに関してはどう見てもステーションではル ール違反なんです。ところがそれリサイクルセンターに持ち帰らせてるんです。手間といったら 同じじゃないですか。中には中が見にくいものもあります。それもセンターに持ち込めばオーケ 一で、でもそれを回収する。結局は業者が回収してるんです。ときには通常の業務を投げうって なぜか管理職の立場の方が、なぜか管理職の立場の方が一生懸命リサイクルセンターに仕事大丈 夫なのかなっていうふうに、これは勝手な私の推測ですけど。運び込んでるんです。ところが回 収業者、受託業者です。直接話は聞けてませんけど、センターの一角に積んだままの資源ごみの 回収ができない理由が、副町長だとご存じだと思うんですけど、私直接確認してないんですが、 一般質問でも通告しましたけど、資源ごみの回収率上がってるんです。置くスペースがないと、 処理がだから追いつかないんです。そこまでの情報も内部から私に入ってきました。そのスペー スがないところにリサイクルセンターに受託業者が時間に追われ1日の業務を終える、その持ち 帰ることができないリサイクルセンターになぜセンター組合で持ち込むんですか。スペースがで きたのかもしれません。そういったいろんなことが起きてるんです。これ一般質問なんで質問制 限あるんで少し長くなりますけど繰り返しになります、大手量販店の買物袋、これに入れられて いるものもきちんとペットボトルに関してしつこく言わせていただきますけど、キャップ外して、 ラベルを剥がして、中身きれいにして、ただ大手量販店の店名が印字されているのが袋が違うと いうことでルール違反のシールを貼られてるんです。それだけではないです。確かに中には、こ れは極端のルール違反だなと思われるものもあるんです。それが町長、町長のお住まいの近くは どうかわかりません。今せたな町に限らず一部事務組合を構成している今金町のほうでも、ごみ ステーションが使いにくいということで、大げさな言い方かもしれませんけど社会的問題になっ てるんです町長。今ちょっと首を傾げましたけどそれが実態です。これ10月に始めるときに、 それこそ組合議会の決定だから、組合の職員はそれに従ったのか、勝手な考えで取り組もうとし たのか、徹底してやるんだと。ルール違反こんなにシール大量に追加発注して日報まで書かせる っていう動きをしたということも聞いてますけど、先立ち先行して違反シール貼る状況があるか もしれないから見るんだと、だからそれに合わせて回収しろというふうに伝わるような言い方を していたり、これ実際に私も町内会から苦情が入って、あるステーションのルール違反のごみ、 これ始まって当初は長く置いていればこちらで対応すると。組合の職員これ実際に動いてるんで す。決算でしたか、政策審査の場面かな。乗用車を使って動いていたのも、副町長だと思うんで す。町長ではないと私はもう決めてるんですけど。そういったことを確認したら乗用車は動くこ とはなくなりました。私が要請したときは、センターの公用車でルール違反のごみを回収に行っ てます。ですから特別委員会の中で、どのぐらいの期間ルール違反の資源ごみが放置されていれ ば回収するんですか。その期間も報告を求めたんです。そういったことも組合議会に持ち帰ると

いうことでこの場で終わってるんです。ところが協議をした上なのか、そのあとに担当のほうで は、そういった問合せには受託業者も含めて、ルール違反のごみはどうするんだと。そしたら今 度は役場で対応するんだと。各担当課長には言ってあるんだというふうに伝わるような言い方を するんです。あれあれこの前までは職員がこっちで対応するからと。いや現に私動いてもらって ますから、いやいいのかい、申し訳ないねって。そういった問合せがあるんだって、このどこの 地域でもそうですけど、このステーションの使い方でご近所トラブル少しこれ起きてるのも現実 なんです。あと再質問少し長くなります。議長ご勘弁いただきたいと思います。これ町の回覧と 同じく入った資源ごみ処理手数料の無料化、これについてのお知らせ11月号これごみの出し方 についてというふうになってるんですけど、この中にも入ってるんです。レジ袋は使えません文 字やイラスト入りの袋は使えません。半透明袋は分別状態が外から見てすぐわかる袋の使用をお 願いしますと。色つきの袋を使えません。9月までのセンター組合の指定袋、みんな色入ってま した。そういう感覚をお持ちの方が結構いらっしゃいます。何で字が入ったらダメなの。あまり 町長が、私が取り上げた缶類、空き缶の資源ごみで意識を持ったリサイクル資源ごみに取り組ん でいた方々が、袋を買い分けて缶は飲みほして、使い切って中きれいにして薄い赤ですか、あれ に缶類だけ入れて長年にわたって、平成14年くらいですか出されていた方、取り組んでいて出 されていた方、ところがあえて言わせていただきますと、私のようなそういった意識を持たない 人間が、私が黄色の袋に入れて缶類を出すと。業者が別々に回収するんですけど、その処理は一 緒になってると、破砕処理されるんです。そのことを申し上げたら、いやいやリサイクル法があ るんだ、法律があるんだと、分別するのは出す側の責任だ、出す側というのは町民ですかって言 ったらそうだと。ということがここに至った発端なんです。缶類に関しては透明、半透明、処理 料無料化で出され、その量も増えたかもしれません。その処理は現行だと今後変わることはない でしょう。あと町長それに関連して認識をちょっと正させていただきたいんですけど、これ菅原 議員の質問に対して資源ごみの処理無料化に関しては、6会場で実施、要望により追加の説明会、 これ理解を得られたと考えているというふうな9月定例会での町長の答弁でしたが、理解を得ら れていればここまでルール違反のごみ増えません。解決策としては、これ私でも思いつきません が、再度、実情を踏まえて受託業者も含め実態把握をして、何よりも町民の生活実態を含めて実 情に見合った対応を今せたな町の議会ですけど、組合長の立場にあるんですから細かく指導は要 りません。そういったことを、どちらにしても副組合長の立場の佐々木副町長が動くんでしょう けど、気苦労されています。町長大変なこと、実情はある程度把握するんですけど、そういった ことを再度、協議する場をぜひ、さっき言いましたよね受託業者も交えて実情に合った対策がで きるようなことをせめて指示だけしていただけませんか。それでレジ袋に関しては、中が見えな いっていうふうに先ほどおっしゃいましたけど、以前に特別委員会の中で、これはレジ袋に関し ては、大した重宝するんだよという声が結構あるんです。具体的に例を申し上げましたよね、魚 裁いたあとの汁を漏れないようにして、台所の一角に置いておいた三角コーナーが皆さん今ある かどうかわからないですけど、それに入れて汁が漏れないようにして燃えるごみ出してるんだと。 それも二重袋だっていうのかいと。あとは、河原課長首横に振ってますけど、そういうふうにな

ってるんですよ。いやいや。実態はそういうふうになっているんです。二重袋がダメですよって ルール違反に貼られているんです。燃えるごみに関してはいいんですね。そうですか。そういっ た報告もきちんとしてください。あと中身が見えないからダメだって当時の説明会で言ってたん です。そこも変わったんですね。特別委員会で私言いましたよね。具体的に女性からの意見、率 直に伝えました。生理用品の類、下着の類い、それを見せるような状況にしなきゃないよと。そ ういったことも協議するっておっしゃったんです。そこは改善されたんですね、河原課長のうな ずく姿を見て燃えるごみに関しては変わったんだなということは、安易に勝手に捉えさせていた だきますが、町長としての答弁は、また改めてそこは求めます。でも資源ごみに関しては、こう いったチラシも配付になったとおり、この後もルール違反にされるのでしょう。だけどこれもあ えて白黒のこれさえとんでもないことを、実態にそぐわない周知をしてしまったんです。確かに 廃棄物の処理法からいけば、この下の事業系ごみはごみステーションに出せません。全く法律か らいくとそのとおりなんです。これも町長法があるから強行に履行されるのでしょうか。これや ったらとんでもないことになります。法律があるんだと、法律に沿った取組をリサイクルセンタ 一が立ち上がってきて一部事務組合北部桧山衛生センター組合は見逃してきてたんですか。野放 しにしてきたんですか。少し質問が長くなりましたけど。持ち帰って協議するものは協議する。 あとは資源ごみの在庫の袋センターの財産だと、そのとおりです。おっしゃるとおりです。それ を正確な数字は掴んでいません。クリーンアップ作戦、花いっぱい運動全てこれこなせますか。 袋も劣化します。古くなると簡単に破れますし穴があきます。そういった配布をすると要は今や っている資源ごみ袋を緑、黄色に交換するという取り組みと、少し矛盾を生じるというんですか。 いつまでごみ袋の交換期限あるんですか。そこはきちんと期限決めたほうがいいんじゃないです か。そういったこともきちんと協議してください。少しこれ以上長くなるととんでもない時間要 してしまいますので、報告も含めてまた改めて別な機会で取り上げさせていただきます。答えら れる範囲でぜひ前向きな考え方もお示しいただいて取り組みについて町長の見解を求めたいと思 いまう。

### ○議長(平澤 等君) 町長。

〇町長(高橋貞光君) お答えいたします。可燃ごみ、不燃ごみについては、これは変更ございません。今までどおりでございます。買物袋の件につきましては、これは確認をさせていただきたいと思います。資源ごみの無料化の目的でありますが、リサイクル率の向上と資源を有効に活用するという目的でございまして、現在この議員も言われましたように資源ごみの回収が増えているということでございますので、処理料無料化の効果があらわれてきてるなというふうに喜んでいるところでございます。10月から無料化を実施いたしました。慣れるまでこれは当然時間がかかるというふうには思っておりました。この分別をしていただくように繰り返しお願いをしていかなければならないというふうに思っております。いずれにしましても、この分別につきましては、これは町民の皆さんのご協力が不可欠ということでございます。町もこの環境ということを考え資源ごみを無料で回収するということなど、町民の皆さんにとっても大変プラスの要素が大きいということから、これは町民の皆さんのご協力がなければできない事業でありますので

その辺はしっかりお願いをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。袋の件もございましたが、それは先ほど答弁したとおりでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(平澤 等君) 石原議員。

答弁したような避けてるような、また改めてこの場、議会の場、特別委 ○1番(石原広務君) 員会の場になるのか、予算審査の場になるのか、改めて質問、取上げさせていただきますけど、 1番は町民のニーズ、生活実態に見合った取り組みをぜひしていただきたいんです。ごみステー ションが溢れて使いにくいと。誰が出したんだと。地域によっては町内会で回覧も含めて取り組 まれているところもあるというふうな報告がありました。でも溢れている、追いつかない、いつ までも置いてあるという実態もあるんです。確かに町民の協力をいただかないとと、少し真摯な お言葉をいただきました。少し安心しましたよ。そこの点はね。ただ石原議員がおっしゃったと おり資源ごみが増えてると。私はそこを強調したわけじゃないです。伴ってルール違反の資源ご みが増えてシールが貼られたまま回収されないで残ってると。それが大げさな言い方かもしれま せんけど社会問題と言ってもおかしくない状況にも今なってるんです。何より回収業者がかなり 苦慮してます。確かにそれに対して対応するとなると、それなりに要は対価、それなりの経費も 発生するでしょう。でもリサイクルに取り組むというのは、それの経費がかかって当たり前なん です。町民には協力を仰ぐ、ところがNHKニュース、新聞報道もされた。センター組合自体が 廃棄物処理法に違反する状態を、野積になって廃棄物は、破砕施設が故障して約2年半、一応見 た目は片付きました。ところが政策審査の中で副議長から提起ありました。最終処分地の全体の 事業計画に則った、事業計画というのは産業廃棄物に準じた法律に則った計画が一切履行してい ないという実態もわかったわけじゃないですか。これとんでもないことです。過去には議会でも 一般質問しましたが、持込み禁止してたタイヤ、これ結果500数十本に関しては、町長の鶴の 一声で埋めてしまうと。その最終処分地に埋めてしまったじゃないですか。そこはきちんともう 見えない状況にしてしまって、ところがほかの廃棄物に関しては維持管理計画に則った状況には なってないわけです。副町長が早速動いたという話はありましたけど、これ追いつきませんよ。 持ち込まれた廃棄物、最終処分地に持ち込まれたのは、その日のうちに均し50センチという覆 土の基準もある、維持管理計画にもそういうふうになってるわけじゃないですか。そういったこ とも履行されていない。その実情は結局は上に土をかぶせただけで転圧もしていないし、法律に 定められている50センチの覆土もしてきていないんです。今雪降ったからもう見えなくなって るかもしれませんけど、数件の苦情も入ってます。埋立地に行ってはまりそうになったと。動か なくなってしまったと。4トン車でさえぬかるみにはまってしまったのも私も目の当たりにしま した。そういったやらなければならないことが全く履行されていなかったんです。少し省略させ ていただきますが、タイヤのことが発覚して、当時は一部事務組合は町からかけ離れた団体なん だと、石原なに越権行為してるんだという旨の発言も間接的ですけど、せたな町議会からも、今 金町議会からも間接的に耳に入っていました。じゃその処理はどうしていたんだと。これ何回も 言いましたよね。町長耳痛くなっているんでしょうけど、やってはいけない会計処理してたんで

す。議会にも報告もしないで持込みでさえ暗黙の了解で発覚してから、前の局長ですけどね。担 当のせいに伝わるような言い方を報告書として立ち上げ厚く作成し、内部の告発文書だと私は捉 えましたが、そういった文書も当初出てきたんです。受託業者はタイヤ持込禁止になってんだよ ねって。だけど事務所から言われたら自分らは言うことを聞かなきゃないんだと。これも政策審 査で取り上げました。パワハラ問題です。当時、親御さんと思われる方の意見を副町長のほうか ら町長に伝わりましたよね。あんときもパワハラ受けた我が子のためにと思ったのか、ときによ っては毎日のように、どういうことがあったんだと、どういう指示があったんだとメモ書きを全 てして訴えるまでいったんですよ町長。親御さんはね。ところが被害を受けてセンター組合を退 職することを決め、最後にそこに出向いたときに、その管理職がフォローすることなく最後何と おっしゃったか、おそらく町長の耳には入ってないでしょう。おまえ最後くらい挨拶してけと、 パワハラを加害した加害者の立場に、被害を受けて退職を決めた青年に対して挨拶してけと、半 ば命令です。それにはいうことを聞くことなく帰ってきたらしいんです。今回、ごみの分け方出 し方、これで一般質問を取り上げました。おそらく今後も混乱は続くでしょう。町長がおっしゃ るように町民が理解をしていただいて、それなりに進めば、それはもうそれにこしたことはあり ませんが、一方では、この事業を取り組んでいる北部桧山衛生センターの実態はどうなっていま すか。過去にパワハラを受けてこの町を去りました1人の青年が。今回また発覚したじゃないで すか。1人は休職に追い込まれている、休まざるを得ない状況になっている。1人は退職を決め てパワハラが原因です。それで今この町を離れるんです。衛生センター組合で行ってる事業、ご みの出し方、分け方出し方、これも立派な事業です。ただ一方では、たばこ吸っていても嘘の報 告し、そういった暴言とも思えるような、そういったのって何とかハラスメントにならないんで すか。最後くらい挨拶してけだ、そういったことを平気で言った方が今また事業に係っている。 それに対して受託業者からは、またうちやられるんじゃないかなと不安の声も出てるんです。町 長、こういったことは副組合長の副町長には監視監督をきちんとしてくださいという申入れをし てます。あとは町長、この一般質問のごみの分け方、出し方これに関連して少し今議長、質問が 本当に踏み込んだ質問になりましたけど、くしくも今回はっきりしたパワハラ問題に関連してタ イミングというか、偶然というか、昨日午後9時前ですか、関係する立場の方から女性の方なん ですけど電話が入りました。私そういうことを知らなかったと。何でああいう若い人が辞めたの、 さってしまうんでしょうと。これ命を落とさなくてよかったねと。実はうちの旦那もやられたん だと。これは仮定でしょうけど。話聞くと警察沙汰になってもおかしくないようなことを今回パ ワハラを起こした加害した側に立つその身内からそういった声が昨日入りました。これ以上犠牲 者を出さないでくださいと。町長、センター組合を辞めるということではなくて、今後、今一生 懸命働いてる職員います。今年度、途中ですけど10名の職員、会計年度2人、正職員の2人が 1人は休職に追い込まれ、1人は退職を決めた。あとの1人は過去にパワハラ受けたけど副町長 に促されて、それなりの手続きは何をされるかわからないという理由で踏み込んでいません。今 一部事務組合、これで取り組んでるごみの分け方、出し方、何回も言いますけど、これが構成町 で一般質問すると越権行為になってしまうんです。これが構成町できちんと抱えてせたな町でで すよ。今金からもそれなりの負担をいただいて議会の中でいろいろ質疑をやりとりすれば、こういった犠牲者でなかったんじゃないですか町長。昨日電話をいただいた女性の方、うちの旦那のことはもういいと。あと若い人たちが、もう大げさかもしれないけど命を落とすような事態にならないようにぜひ町長に言ってください。とことん今回の件に関してはとことん対応してくださいということも合わせて強く申し入れさせていただいて、議長、ごみの分け方、出し方これについての質問を終わります。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) ごみの分け方、出し方についての様々なご質問をいただきました。先ほども言いましたように10月からの資源ごみの無料化をスタートいうことで様々慣れるまで時間が要するということは十分承知をしております。これからも引き続きごみの出し方、分別の仕方についてご協力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。私たち一つの先進事例としてこの捉えております札幌市におきましても、せたな町と同様に袋を自分で用意して分別をして出しているという状況でございます。あの大きなこの都市が分別をやれているということでございまして、せたな町としてもぜひいろいろ対応の仕方なども勉強させていただきながら資源ごみの無料化の推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 町長に申し上げます。先ほど石原議員からは回収業者がいろいろ回収に 苦慮してるっていう点で、回収業者含めて再度対策の協議を求められておりますのでその点につ いての再々答弁お願いします。

町長。

- ○町長(高橋貞光君) 回収業者等からそういったご意見、ご指摘があるとすればそれは当然衛 生センター組合として対応するということになろうかと思います。
- ○議長(平澤 等君) パワハラに関しては今回通告に入ってございませんので別な機会にしていただければ。
- ○1番(石原広務君) 議事進行。
- ○議長(平澤 等君) 石原議員。
- ○1番(石原広務君) 通告はそうですよと私も言わせていただいてますよ。途中で遮ることなく、許可をしたまま私は質問を続行しました。今通告していないから関連してないから町長答えなくてもいいんだというような状況ですか。この10年余りの中で町の担い手がさっていっているんです。そういうことを組合長の町長が見逃してきてるんです。今回発覚したことに関してとことこんやってくださいと。うちの旦那ことはいいんだと。もう苦しむような若手を作らないでくださいという訴えもあるんです。そういう質問を今したじゃないですか。せめてコメント答弁として求めてくださいよ。それで町長がどういうふうに答えるかです。
- ○議長(平澤 等君) 私議長として、それぞれの議員からの質問、意見等については真摯に受け止めて、その発言については認めていきたいと思います。ただいま申し上げたように、通告した内容については、当然町長も十分吟味した中での答弁に至ってると思います。その分について今、石原議員からこのパワハラの件についてコメントだけでも求めたいというふうなことだった

- ので、その点については認めたいと思いますので町長コメントをお願いいたします。 町長。
- ○町長(高橋貞光君) ご指摘は重く受け止めておきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 以上で、1番石原広務議員の一般質問を終わります。 ただいまより午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分 再開 午後 1時00分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。午前中に引き続き一般質問を行います。5番、横山一康議員。

○5番(横山一康君) それでは子供たちの遊び場の管理状況とこれからの方向性について町長にお尋ねいたします。せたな町では、平成28年にせたな町創生総合戦略で日本一子育てしやすいまちを掲げて子育て支援対策や移住定住対策を戦略的に政策展開することを打ち出しています。これらの計画を受け3歳以上の保育料無料化や高校生までの医療費助成、学校給食の無償化などたくさんの支援策を他の自治体に先駆けて制度化し、安心して子供を産み育てることができる環境を整備してきたことは私としては高く評価しております。先日、未就学児を持つ方と意見交換をする機会がありました。せたな町は日本一子育てしやすい町を標榜しているのに、制度面は整備されているが子供たちの遊ぶ場所が少ないのではないか。こういう声をお聞きいたしました。この声をお聞きして、町内にある主に児童公園を調査させていただきました。さけ観察広場いわゆるさけ公園です。さけ公園の遊具は木製のため設置から20年以上が過ぎ劣化が進んでおりました。また現在10箇所ある児童公園では、鉄製遊具の一部で塗装の剥離、さびによる腐食、ゴム部品の劣化など安全確保の点から早急な修繕が必要なものも多数確認いたしました。子育て支援制度の充実と合わせて子育て環境の整備も充実させていくことが必要だと思います。以下3点について町長のご所見をお伺いいたします。

- ①子供向け遊具のある公園の管理状況についてお伺いいたします。
- ②公園や遊具の管理の方向性について伺います。
- ③屋内遊び場の設置についての考え方を伺います。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは1点目のご質問にお答えいたします。

せたな町の子ども向け遊具のある公園については、遊具の定期点検を実施し安全管理に努めて おります。また草刈業務を実施し環境整備を行っているところでございます。

2点目のご質問でございますが、町内の子ども向け遊具のある公園については、いずれも遊具の老朽化が課題となっております。少子高齢化や人口減少等、社会状況が大きく変化している中で生活実態に合わせた公園の統廃合や利用頻度の高い公園への機能集約など効率的な整備が必要

と考えております。そこで真駒内川河川敷地にあるさけ観察広場において、今年度さけ観察広場 測量調査設計業務を実施し令和7年度に遊具を一新し、今後さけ観察広場を市街地における主要 公園と位置づけ幼児、児童をはじめとした遊び場、憩いの場としてたくさんの方に利用していた だければと考えているところでございます。

3点目のご質問にお答えいたします。屋内の遊び場につきましては、子育て支援センターのほか情報センター、体育館、プールもございます。これらの既存施設が利用されているところであり、今後は公共施設の整備に合わせて検討してまいりたいと考えているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 横山議員。

○5番(横山一康君) それでは再質問に入らせていただきたいと思います。今町長の答弁の中でさけ公園ですね、さけ公園に関しては令和7年度に改修工事に入っていくというような答弁、今年度設計していますので令和7年入っていくということで、これは皆さん喜ぶんじゃないかなというふうに思います。ある程度中身についても固まってきてると思うんですが、できるだけこれは担当課、また確か昨年、こども園の保護者のほうから要望も上がってると思うんです。そういうものを生かした上で、できるだけその要望に添った形をしっかりと応えていっていただきたいというふうにまず最初に要望しておきたいと思います。

①のところのご答弁の中で、定期的な点検、草刈りをやっているというふうにおっしゃってま した。ここについてもしっかりやっていただきたいというふうに合わせてお願いしておきます。 それで平成30年3月に策定されております第2次せたな町総合計画というものがあって、町と しては1番上位の計画にあるものです。これの第3章に、公園緑地という第3章があるんですけ ど、この中では住民が安心して利用できる公園の維持管理に努めるというふうに書いてあります。 さらに児童公園ここをどうやっていくかということで、融雪、積雪前の年2回、地元業者の協力 で点検し、修理し、更新するとこのようにも謳われています。ただ冒頭私が申したとおり、私が 確認したところ塗装がはげている、さびが浮いて既に穴があいている遊具も見られました。聞い たところによると滑り台下りたら水溜まりになっててくぼ地に水が溜まって必ず服が汚れる、靴 が汚れる、このような現状もお聞きしております。これきっと年に2回点検すれば、なかなかこ のような状況は本来起こらないんではないかなというふうに私思うんです。このように定期的に 点検しているとおっしゃっておりますが、今私が述べたように点検している割には修繕箇所が多 いという実態がありますのでこれ今しっかりお伝えしておきます。これ点検管理をさらに細部に 至って詳細にやっていただかないと安全管理の面、これ遊具をご利用されるのは特に未就学前の 子供、または小学校低学年の子供たちが多いと思いますので、万が一けがでもしたら大変なこと になりますので一層しっかり点検、整備していただきたいと思います。当然、町も修繕の計画も されていると思うんですが、担当課からいろいろな要望が町長のほうにも上がってるかと思うん ですが、こういうものはやっぱりしっかり私は新年度予算措置をしていただいてやっていただか ないと本当に要望が高いのでありますので、そこをしっかり考えていただきたいと思います。あ と町長のほうから今後集約、再編も必要ではないかというようなお言葉もお聞きしました。今児 童公園、町民児童課から提出していただいた資料によりますと北檜山区、瀬棚区、大成区合わせて10箇所あるというふうにお聞きしております。そのうち2箇所については今年度遊具を撤去しておりますので、実際町民児童課で管理しているところは8箇所児童公園があると思うんですが、これら私も見させていただきましたが、この利用状況ですとか、遊具の設置経過から見ると全て残りの8箇所を維持していくというのは、これは町長と同じような認識でなかなか現実的ではないなと思いますので、この辺の方向性も今しっかり明確にする時期だと思いますのでここも併せて考えていっていただきたいなと思います。

そこで質問2点改めてしたいと思うんですが、子供の遊び場という観点でサケ公園、そして今私申しました児童公園として8箇所あるんですけど、これ先ほど町長は草刈りですとか点検をしておられるというふうにおっしゃってましたが、この管理の主体です。町がどこの担当課が管理しているのか。またはこの管理の視点です。どういうルールどういう項目で管理しているのか、これできれば過去に遡って大体令和4年ぐらいから今年度ぐらいまでのものがありましたらお伝えしていただきたいというのがまず1点。

そして2点目で、今私児童公園、現在あるのが8箇所と言いましたが、これの再編どのような 再編の計画があるのか、もし現時点でわかっているのでありましたらお伝え願いたいと思います この2点、再質問させていただきます。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それではお答えをいたします。まず1点目の管理についてのご質問でご ざいました。4年度から6年度までということでございますので、それぞれの公園について答弁 をさせていただきます。サケ観察広場の草刈り業務につきましては、令和4年度までは、まちづ くり推進課で担当し、令和5年度以降は建設水道課が所管となり採用しております会計年度任用 職員の作業員により月1回の頻度で行っております。それから北檜山区の児童公園につきまして の草刈り業務については、令和4年度はまちづくり推進課が主管となりましてこれも採用してお ります会計年度任用職員によって月1回の頻度で行っておりました。令和5年度については町民 児童課職員が草の伸び具合を見ながら月に1回程度実施しておりましたが、今年度については、 町民児童課で業務委託で月1回の頻度で草刈りを実施しております。瀬棚区の児童公園でござい ますが、これは業務委託で月1回の頻度で実施をしていると。それから大成区の児童公園これは 町内会に委託をしてトイレ清掃業務と合わせて公園の環境整備として草刈りを実施しているとこ ろでございます。それから遊具の点検でございますが、さけ観察広場については、まちづくり推 進課の職員が雪解け後の春先に職員が点検をして、故障箇所であれば改善の対応をしてから遊具 の使用を開始しているところでございます。使用開始後には、職員が外勤時、随時確認をしてシ ーズン終了時の公園トイレ閉鎖に合わせて確認を行い、修繕箇所があれば次年度の予算に盛り込 む形で管理しております。点検の内容は遊具は木製であるため目視によりひび割れの確認、それ からぐらつきの確認、足や工具で叩くことで内部の腐食を確認している。それに加えて留め金の さびの状況、支柱の縛り具合などを確認し実際の遊具を使用し安全確認をしているということで ございます。児童公園につきましては町民児童課職員が年2回定期点検を実施しているほか、外 勤時に随時確認をしているということで、点検項目としては、先ほどのさけ観察広場と同様に目視で形状の異常がないか、ボルトの緩みがないか、破損、さび、腐食、塗装剥離などの確認、それからぐらつきの確認、内部の腐食の確認などをしているということでございます。ただいま議員のほうから様々ご指摘がございました。これらにつきましてさらに今しっかり点検をするように指示をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の公園の統合の関係でございますが、これは議員おっしゃるとおり使われていない公園というのはもちろんございますのでその辺の統合していかなければならないというふうに思っております。現在、北檜山区の2つの公園について廃止をさせていただきました。十分地域の状況、あるいは直近の利用状況なども考えて残りの部分について利用される公園についてはしっかり整備を進めてまいりたい。それからそうでない部分については近くの公園と統合ということも考えながら進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

### ○議長(平澤 等君) 横山議員。

○5番(横山一康君) それでは3回目の質問をさせていただきたいと思います。まず最初に資 料を要求しておきたいと思います。ただいま町長述べていただいた点検項目、様々な点検項目が ありました。ひび割れですとか、ふらつき、内部の腐食、留め具、そういうものがルール化され てきちんと多分町にはあると思いますので、その資料を終わってからで構いませんので提出して いただきたいと思います。その上でまた、ほかの場面でいろいろ質問をさせていただきたいと思 います。それで管理の主体というとこなんですけど、これ令和4年から今年度まで3年間の動き を教えていただきました。建設水道課がやっていたり、まちづくり推進課が会計年度任用職員を 雇ってやっていたり、令和5年の児童公園に関しては町民児童課の職員がやっていらっしゃった というようなことですので、これ職員の皆さん本当に忙しい中、現場の作業も対応しているとい うことで本当に頭が下がります。今おっしゃったようなこの3年間だけ見ても、これだけ管理の 主体が変わるというようなことは管理の一貫性ですよね、継続性このような観点から見ても私は 決して好ましい状態ではないんではないかなというふうに思います。そして今年、児童公園に関 しては町民児童課が主管をして委託業者に委託をしているというようなご答弁でした。このよう なやり方でやっていったらよろしいんではないかなと思うんですけど、ただここで一つ問題にな ってくると思うのが、委託業者とのコミュニケーションと言うんですか、しっかり管理していた だくためにこういうところを見ていただきたいんだというような、そのようなコミュニケーショ ンがどういうふうに取られていたのかというところが心配になりますので、ぜひ先ほど町長がお っしゃった私が資料要求させていただいた点検項目に沿って、しっかりと点検していただいて、 それを町側にフィードバックしていただくと、このようなしっかりした流れを作っていただいて きめ細かい維持管理やっていただきたいなと思います。しっかり管理されている割には、私の目 から見ても修繕箇所かなりありましたので、そこは当然担当課ご存じだと思いますので、そこを 来年に向けてしっかりお金のかかるところは予算措置もしていただいて維持管理をしていただき たいと、これ最初に要望しておきたいと思います。

もう1点、再編のとこです。再編のところ町長も利用率の低いところに関しては再編が必要だ

というご答弁でしたので私もそのように思います。全て存続しろというようなことにはなかなかなってこないと思いますので、そこはしっかり考えていただきたいと思うんですが、これ再編考える際に大事な視点があると思うんです。そこは利用している方々とのコミュニケーションだと思うんです。その方々のご意見をしっかり聞くというようなことをやっていただかないと必要なところが廃止されてしまうということにもなりかねません。ある保護者の方にお聞きしたんです。今年、豊岡子供遊園地、豊岡の高台の団地にある遊園地6月30日に遊具撤去されたというふうに報告を受けてるんですけど、実はこれ利用率低いからもう遊具も古いからだとおっしゃってましたが、これは実は子供園から近くて、たまに寄ってたんだよね。あるとき行ったら全て遊具がなくなっててがっくりしたって、こういうようなお声もお聞きしております。こういうことがあるとまた困りますので、できるだけこのような再編の際には、当然保護者の意向をしっかりと酌み取っていただくこと。もう一つ町内会の皆さんも、そこに設置されているときからいろんな思いがあると思いますので、その町内会の皆さんのご意見もしっかりとお伺いをしながらこのような再編というのは、町側の都合でやるんではなくて地元のご意見、そして保護者のご意見をしっかり聞きながら再編を丁寧に進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

再々質問お聞きしたいことがもう一つ、1番これ重要な③のところだったんですけど、屋内の 遊び場についてなんですが、町長はご答弁の中で情報センターですとか体育館など既存の施設を というふうなこと、あと公共施設を再編するときには検討していくというようなご答弁だったん です。町長この第3期せたな町子ども・子育て支援事業計画、今年の2月に保護者向けにやって らっしゃるんですが、これは当然ご存じですよね。これの結果が出ております。先月、調査報告 書ということで上がってますので私、担当課のほうからいただきました。これも町長当然お目通 しされていらっしゃいますでしょうか。されてないでしょうか。されてないですか。残念です。 ぜひこれ終わってからでもしっかり目を通していただきたいと思うんですけど。これの質問の中 で自由記述っていうのが最後にあるんです。これも私、担当課に資料として出していただきまし た。この調査報告、アンケートの回収率55%ありまして、その中の自由記述、普通、私なんか もこの自由記述となるとあんまり書かないで真っ白で出してしまうアンケートが多いんですけど、 この自由記述何と回答してくださった方が65件ありました。非常にこのようにアンケートで自 由記述たくさん書いてくださるっていうのはまれな例だと思うんですけど。こういうところから も保護者の皆さんの子育て支援についてのニーズって思いというのはたくさんあるんだなという のわかるんです。ですから町長これぜひ読んでいただきたいなと思うんです。それ私なりに分析 させていただきました。いろいろな意見があって非常に面白くて町民の皆さん、子育て世代の皆 さんこういうことを考えてるんだなとわかりますのでぜひ読んでいただきたいんですが、その中 でやはり65件のうち重複する部分もあるんですけど、外の遊び場、公園、公園のニーズっての は、これ私が拾った数ですのでもしかしたら間違いがあるかもしれませんけど、私が拾った中で 65件のうち13件の方が公園とか遊び場、これを充実していただきたいというようなことがあ りました。もう一つ屋内の遊び場、室内の遊び場、この意見も8件の方が自由記述に書いてらっ

しゃるんです。このように遊び場のニーズというのは非常に高いんだなっていうのは町が実施し たアンケートの結果からもわかりますので、ぜひこれについては早急に前向きに考えていかなけ ればいけないことだと思いますので、ここは今私しっかりと町長にお伝えしておかなければなり ません。それで保護者の方たちとも意見交換してるんですけど、その中ででも今既存に町民体育 館の中にプレールームとかキッズルームっていうか小さな遊び場があるんですけど、そこには町 の思いのある方が遊具を寄附してくれたり、町のほうで少し低額な予算で準備していただいたり というふうなことで涙ぐましい努力の中で小さな滑り台とブランコ、あと小さなボールプール設 置されてるんですけど、そこだとどうしても子供がたくさん行くと非常に狭いスペースですので 伸び伸びと遊べないんですと。こういうような声も出ておりますので、ぜひここは冬場の遊び場 というのをしっかりと前向きに検討していっていただきたいと思うんです。せたな町1年のうち 5カ月ぐらいは外で遊べないような、ある程度大きくなってくれば雪の中で遊べるんですけど、 未就学児の場合は、まだまだ室内の遊び場というのが必要でありますので、そういう場面、場所 が必要になると思うんで、その整備というのはしっかりやっていただきたいと思います。一つア イデアなんですけど、公共施設再編するときですとか、そこまで待っていると今やらなきゃいけ ない大きなプロジェクトたくさんありますので、なかなかそこまでというとかなりの年数が経っ てしまいますので、今必要な子供たちに手が届かない。やはり私はこれもう早急にやらなきゃい けないことだと思いますので、となりますと既存の施設、空いてるスペースというのは町の中探 すとあると思うんです。例えば、もう使われていない学校こういうものも散見されます。そこが いいか悪いかではないです。使われていない公共施設のスペースがあります。そういうところを ぜひ検討していただいて、前向きにそして早急にやっていただきたいなというのが保護者からの 願いでありますので、これはしっかり伝えておきたいと思いますので、屋内の遊び場を前向きに 検討するかどうかということを最後にお聞きして私の質問を終わらせていただきたいと思います。 ○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 何点か質問がございました。まず公園管理の関係でございますが、これは6年度におきましては、さけ観察広場は建設水道課で草刈り等管理して、遊具の点検についてはまちづくり推進課でございます。それから児童公園につきましては各区全て業者委託でございます。遊具の点検につきましては町民児童課となっております。6年度こういう形で4年度、5年度のこの反省をしながら整理をさせていただきました。7年度につきましても、こういう形でしっかりやってまいりたいと。ただ議員からもご指摘がございましたようにその部分につきまして、しっかりやるようにという指示を渡したいというふうに思います。

それから要望の件ですが、しっかり対応してまいりたいというふうに思います。

それから統合の件でございますが、これは豊岡の統合についてご意見ございました。これにつきましては、地域町内会、それから子供会などの話を聞きながらそうした合意を得て廃止したという状況だそうでございますが、ただこども園の園児が遊びに行ったときに遊具がなくなっていたということでございまして、その辺は片手落ちであったというふうに反省をするものでございます。それから屋内の施設でございますが、議員おっしゃいましたように体育館のプレールーム

ですとか、プールの子供用のプールなどで対応しているところでございますが、これは議員お話ありましたように、既存の施設、公共施設を使うということはどうかという話でございましたが、これも一つの方法であろうというふうに思います。ただ公共施設を使う場合に、この整備をしてそこでしっかり利用していただくということになるわけでありますので、利用しやすい場所ですとか、いろいろそういった部分で検討が必要というふうに考えております。こうした公共施設利用などについても検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 先ほど横山議員からは町長に対し、委託された事業者との協議及び再編 にあたっての、そのときの施設を利用した協議を行ってほしいというふうなことが再々質問でご ざいましたので、その分についての答弁をお願いいたします。

町長。

○町長(高橋貞光君) 再編するにあたって、現状今すぐ再編をするということは考えておりませんが、将来再編をするということになったときには、当然のこととして地域の皆さんと十分相談をさせていただいて、今回のようなことのないようにしっかり詰めて統合するようにさせていただきたいというふうに思っております。業者との打合せでございますが、これは改めて委託をしている業者に月1回程度の頻度で草刈り等をしていただいているという状況でありますから、これは委託先の業者に点検をする箇所等についてしっかり共通のルールを作って指示だしをしたいというふうに考えております。

- ○議長(平澤 等君) 以上で横山議員の1問目の質問を終わります。 本田議員。
- ○6番(本多 浩君) 一時退席してよろしいでしょうか。
- ○議長(平澤 等君) 認めます。

続いて一般質問を続けます。

7番、真柄克紀議員。

○7番(真柄克紀君) 先に提出いたしました3点について今日、町長の所見を求めたいと思います。

まず1点目の質問です。令和4年に施行されました当町の犯罪被害者等支援条例の改正についてお伺いしたいと思います。この条例につきましては、令和4年せたな町議会、せたな町、せたな警察署をはじめ多くの関係機関の理解をいただき制定することになった。全道的にも大変、評価される条例であると思っております。また地域及び各関係機関からも大変ご協力をいただいて出来上がった条例だと思います。そしてその犯罪被害者に対する支援の内容につきましては、これ十分にその趣旨に添って対応されているような条例になってると私も思いますが、先に残念なことが起きました知床沖の船舶事故等のように、その被害者がもし当町の町民であった場合、大変な事故が起きて被害者となった町民に対して前総務課長の説明によりますと、この条例の中では犯罪行為による死亡または被害届が警察に受理されてるもの。警察が犯罪被害者と認めた者という形にこの条例では限られるということで、現在の条例では事故案件に対しては対象にならないと説明をいただいております。私はこの条例の範囲からいくと当然そういう解釈になるんだと

思いますし、またしかしながらやっぱりいろいろこの現在においてどんな事故が起こるかわかりませんけど、それぞれの事故においてそれが非常に悪質である場合、事故当事者が絡んだものが大変悪質の場合には、それをこの条例の事案の中にそういう案件も取り組んでより強硬に町民の安全に応えるような条例の改正が必要でないかと前にもお尋ねしておりますし、全道的にも福島町をはじめ数町にわたってそういう動きがあるようにお聞きしております。私はそういう観点からこの事故案件まで広げた形の条例の改正を重ねて今回、町長にお聞きしたいと思います。3月の予算委員会で答弁をいただいておりますが、その後どのような作業、どのような調査を進めて今日に至っているか現状をお知らせ願いたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは真柄議員のご質問にお答えいたします。

本年3月予算審査特別委員会で真柄議員からご意見をいただき、担当課において先進事例と思われる道内5市町村に聞き取り調査を行いました。そのうち一つの町で重大な過失事故、悪質な過失事故を支援対象としていたため導入背景や支援内容などを勉強させていただきました。また、その他にも、担当職員が10月と11月に国及び道主催の犯罪被害者支援担当者会議に出席して各自治体との意見交換、道内の犯罪被害者支援状況なども同時に調査してきたところであります。

2点目の質問ですが、犯罪被害者への支援の重要性は十分に認しており、この度の調査なども 参考に、重大、悪質な過失事故等への支援拡大は必要であると考えているところであります。今 後、詳細を詰めつつ令和7年第1回定例会に支援拡大をする条例改正を提案したいと考えている ところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 真柄議員。
- ○7番(真柄克紀君) 今までの調査結果、それから進行状況をお聞きいたしました。精力的に やっていただいたということだと思いますが、これ令和7年ということは3月の定例会ですか。 それでは内容がより中身の濃い形の中で提案されることを心より期待いたします。
  - 1問目の質問を終わります。
- ○議長(平澤 等君) 以上で真柄議員の1問目の質問を終わります。 続いて2問目の質問を許します。

真柄克紀議員。

- ○7番(真柄克紀君) せたな町マスコットキャラクターの使用について町長に町としての今までの運営及び所見についてお伺いしたいと思います。平成27年に本町のマスコットキャラクターとしてセターナちゃんを定めてございます。このマスコットは業態問わず一般にも使用され、大変町民から広く親しめる存在になっていると思います。この町のキャラクターでございますから町のほうではキャラクターの適正な使用の管理は町が所管する事項であります。その点から質問いたしますが、いわゆるセターナちゃんを使用する場合の基準等について町はどのような基準の基にその見解を持っておられるのかまずお伺いしたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 真柄議員、②の質問はいいんですか。できれば②の質問をしていただき たいんですが、よろしくお願いします。

○7番(真柄克紀君) それでは2点目、その要領に定める要綱について、今までにもそういう 形の中で要領の問合せ等も含めて町とその使用者との間にいろいろな形の連携なり何なりのそう いう事例があったのかどうかについても重ねてお聞きしておきます。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは2つ目のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問のセターナちゃんを使用する場合の基準でございますが、せたな町マスコットキャラクターの使用に関する要綱にて定められておりまして、1つは営利、非営利を問わず使用できます。2つ目、営業上の販売、宣伝活動等、営利目的で使用する場合は意匠使用申請書兼承認書にて承認が必要です。3、使用する場合は、セターナちゃんの色及びポーズは原則として定められたものを使用すること。ただし、セターナちゃんのイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認める。その場合は意匠変更使用申請書兼承認書により承認が必要であります。4、名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品など非営利目的でセターナちゃんを使用する場合は申請を要しない。5、セターナちゃんの着ぐるみを借受けしようとする者は、着ぐるみ使用申請書兼承認書にて承認を得なければならないと定められております。また使用を不承認とする場合については、1、町及びセターナちゃんの信用や品位の失墜に至るおそれがあるとき。2、法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき、3、特定の政治、思想または宗教などの活動を助長するおそれがあるとき。4、セターナちゃんの正しい使用方法に限って使用せず、または使用しないおそれがあるとき。5、前各号に掲げる場合のほか、町長がセターナちゃんの使用を不適当と認めたときと定められております。

2点目のご質問の使用承認申請の提出件数でございますが、誕生から本日現在で46件の申請があり、そのうち46件に対して使用承認を行っております。チェック体制としましては、使用承認申請の際にどのような形で使用するのかイメージを添付していただき、その内容について審査を行って承認しております。現在までに申請で不承認とされたものや承認されたものに対して使用の取消しを行った例はございません。

以上でございます。

- ○議長(平澤 等君) 真柄議員。
- ○7番(真柄克紀君) 私も要綱、読ませていただきましたけど、大変きちんとした形で要項として謳われている。ところが町長、やはりマスコットを使う形において各町民の方々も、どのような形でどう運用して、どう使っていく自由があるのか、その辺については、はっきり言ってほとんどわからないという方も結構いらっしゃいます。当然こういう要綱自体見ること自体もなかなかないわけですし、それでなおかつこういう特に米から国際的な食料の輸出とかいろんなことを含めた中でもこのキャラクターの扱い存在というのは非常にこれからシビアでなおかつ大変重要な要件、これをうまく使うことによって非常に町民のプラスにもなるという案件だと思います。私はこれを機会にこういうマスコットに対するきちんとした使用基準とそれから要綱等について町民に対して広くやっぱり知らしめる、27年からもうかなり経ってますので、それでそういう中で十分有効な活用をする方法があるんだよってことを一つ町のほうからも提起していく必要が

あるんじゃないかと思って私これ質問してるんですが。結局まだわからない。なるほどなと、それであればそういう形だったら使わせていただいて自分の、ほとんど営利、非営利に関してはほとんど束縛しないという形になってるわけですから、その辺についてもっとセターナちゃんをいろんな意味で生かすということも含めて町のほうで要綱、それから使用についてPRしながらもきちんとした制度を持って町民に説明する必要があるし、そうすべきだと思いますがそれについていかがですか。

○議長(平澤 等君) 町長。

〇町長(高橋貞光君) ただいまの真柄議員のご意見でございますが、セターナちゃんを要綱どおりきちんと使用するということであるというふうに受け止めました。これらについて有効活用をされるというのは町の最初からの思いでございます。したがいまして、これらの有効活用についてこういった規則、要項でどうぞ利用してくださいと、要綱の示す範囲で利用してくださいということの周知については、いろんな形でお知らせをして利用を促したいというふうに思っております。

○議長(平澤 等君) 真柄議員。

○7番(真柄克紀君) 最後なりますけど、私もこれやっぱりきちんとした最低限のルールは説明しなきゃならんと。その中で私ある親しい都内の業者からですけど、この案件についてもジャガイモをそういうサンプルで送ってくれと言われたときに、その辺についても実は見たことあるんだけど、そういう形の扱いってどうなのって質問も受けた経緯があるんです。その東京の業者の方からね。ということはそのぐらいの競争が激しくて、そういうマスコットとかそういう利用しながらアピールしていくという時代になってるということなんです。ですからその辺の対外的なもっと広い意味での応用も含めながらセターナちゃんとせたなをどういうふうに更に広げていくかということはこれ、多分担当まちづくりだというものの、やっぱり町長先頭になってさらなるアピールをしていく時代になってるんじゃないかと私は思いますんで、それこそLINEの扱い等の中でもできるのかと、いろいろなこういう時代の中では幅が相当広いし、なおかつうまくきちんと利用していくと大変、せたな町にとっても魅力あるそういう案件だと思いますので、ぜひその辺について十分な検討をスピーディーに私は行っていただきたいと3度目に重ねて要望して終わります。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) ただいま真柄議員からジャガイモの関係のお話がございました。町としては、町の特産品の販売促進などに大いに利用していただければというふうには思っております。したがいまして先ほどからで申し上げてるとおり、そういった要綱に基づいた使用目的でしっかり活用されるということが1番望ましいことになりますので、そういった活用を大いに活用して販売促進、せたな町の特産心のイメージアップに繋げてほしいなというふうに考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 以上で真柄議員の2問目の一般質問を終わります。 ここで2時5分まで休憩いたします。 休憩 午後 1時54分 再開 午後 2時05分

- ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。7番、真柄克紀議員の3問目の質問を許します。真柄議員。
- ○7番(真柄克紀君) それでは3点目の質問に入らせていただきます。あっという間に12月 になり、定例会も最後の定例会を迎えております。3点目は、町長に2024年年末を迎えた町 内の経済環境等について町長の見解を求めたいと思います。若干私の調べた数字をちょっとお話 しさせていただきますが、今年町長、国内のエンゲル係数が1月から12月平均で、食品に占め る割合ということになるんですが、1982年、第2次石油ショック並みの高さになったと。こ れ総務省の家計調査で11月に発表されております。また特に年金生活者の無職世帯の2024 年1月から10日は30%を超えていると報道されております。そしてそれが常態化してる。大 変危惧される状態だということでございます。それと同時に今盛んに国会等も含めて物価高叫ば れておりますが、このインフレ下で家計の節約志向が一段と高まっており、さらに今まで以上の 政策の中でせっかく期待される食品農産物等の消費にも影響が出る可能性があると、そういう報 告もなされております。それでこのあと補正を含めて政府はどうするのかわかりませんが、現在 の段階では12月19日から段階的に高騰抑制補助金の削減、いわゆる電気、ガス代がまた上が っていくという現状ではそうです。そのあと補正でどうするかはわかりません。ただ私たちの町 を取り巻く環境はそのぐらい大変インフレとそれから高物価の中で厳しい状態に置かれていると いう数字を今町長にお示しいたしました。もう一つは読売の記事ですけど、11月の月例経済で は世帯の消費経済指標平均的消費動向について日本人の2人以上の世帯、特に60歳以下の現役 層については新型コロナウイルス禍の前の水準を下回っていると。それぐらい経済活動が慎重に なっているという指摘がされております。だから例えば肉も牛肉から豚肉、それから未肉へとど んどんシフトダウンしていかなきゃならないというこういうある主婦の会話も載ってございまし た。それが全てだとは言いませんけれども、それぐらい私は当町においても物価高含めて非常に 取り巻く経済環境は厳しいんじゃないかなと私は認識しております。その辺について町長がどの ように考えているかまずお聞きしたいのと。

それから2点目、12月の補正予算、私これ大変期待してたんですが、町長はっきり言います。 非常にがっくりというか、ボリュームがいかにも少ない補正予算だなと私としては感じていると ころでございます。それはあとからまた町長がどういう答弁あるかわかりませんが、今回一次産 業につきまして畜産それから漁業に対して支援策が盛り込まれておりますが、いわゆる数多くの 勤労世帯及び年金対象者への具体的な支援策というのは、この補正予算見る限りでは一切上がっ てきておりませんが、これらについて町長はこの定例会を前に暮れを迎えるにあたって何らかの 形でそういう世帯に対する配慮というのはなされたのかどうか、そういう研究をされたのかどう かそれについてもお聞きしたいと思います。こういう私は厳しい状況の中で本来であればこの年末までに何かの形で町側からの経済対策を含めて何か出てくるかなと思ったんですが、なかなかそういうものが見当たりませんので、その辺について私は何らかの政策をきちんと打ってあげる必要があるんじゃないかと考えておりますが、その辺についても町長の現時点での考え、その3点をお聞きしたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それではお答えいたします。

まず1点目のご質問にお答えいたします。質問の町内の経済環境でございますが、ロシアのウクライナ侵攻に始まって世界情勢の不安定化によりまして、世界のエネルギー市場、食料市場に甚大な影響を与えているという状況でございまして世界的な物価上昇が起こっております。もちろん当町も影響を大きく受けており、灯油や食料品、日用品の値上がりに加えまして、電気、ガスこれらの料金の国の補助金の終了など町民の日常生活に大きな負担となり、町内の経済環境は大変苦しいものと認識しております。

2点目と3点目につきましては合わせてお答えさせていただきます。こうした大変苦しい町民生活を支援するため、国が令和6年度補正予算で予定しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部活用して町民1人あたり1万円の共通商品券の配布を検討しております。ただ交付金の決定が遅れておりますので、年内につきましてはかなり厳しいと思っております。現在こうした時期につきましては国の補正予算成立後ということになりますので調整中でございます。年明けに補正予算をお願いして年度内の配布を目指して作業を進めたいと考えているところでございます。

- ○議長(平澤 等君) 真柄議員。
- ○7番(真柄克紀君) 本当に厳しいという認識は一致するのかと思いますが、先ほど1回目の時に私町長に質問してございますが、各経済団体なりそれから商工会等そういう形の中で、この1次産業の補助事業に係わらない範囲の中の調査等も含めて意見調整したのかと私質問します。その答弁がないんです。意見を積み上げたかという質問を私してますけど、それに関しての答弁は、そういう作業なさったかどうかということを私聞いてるんですが、その辺について説明いただきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 真柄議員の今の質問は1回目の質問の答弁漏れというふうなことの発言 だと思います。

### 真柄議員。

- ○7番(真柄克紀君) 私が聞いたのは2点目だから、1次産業等に関する支援策補正でも燃料高騰とか出てるけども、それ以外の多くの町民の勤労世帯を含めた中の、そういう形の層に対する例えば商工会なりなんなりの聞き取りも含めてそういう関係団体との調査なら何かなされたかという形で私聞いているんです。その部分が答弁されてないということで今指摘させてもらってます。
- ○議長(平澤 等君) わかりました。町長お聞きのとおりです。

答弁を願います。自席で結構です。

○町長(高橋貞光君) 1次産業の振興に対する支援につきましては、非常に予想外のこの事業の伸びを見せておりまして、これは補正ということになってまいります。したがって当然これらのことも含めて検討するということになりますが、これは現時点では町民1人1万円というとやはり7,000万円近くの予算を必要とするということからしますと、なかなか年内町単費での予算組みは難しかったということで先ほど申し上げましたように、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を一部活用をさせていただいて商品券の配布を行うということにしたところでございます。

○議長(平澤 等君) 町長に申し上げます。真柄議員は検討したのかというふうなことの質問でございますので、その部分についてお願いいたします。

○町長(高橋貞光君) ですから検討して今のような答弁を差し上げたところでございます。

○議長(平澤 等君) 真柄議員、再質問を認めます。

私町長これほかのいろいろな町村の事例持ってますけど、今その前に、 ○7番(真柄克紀君) 多分そう言われると思ったんです。いわゆる今国の補正の中で地方交付金使って、それでそれは 確かに1番妥当として考えれるセンスが。が先ほども言ったように、今この暮れを迎えて、これ 今もう遅いですけど、私は暮れまでには何らかの対策を打ってくれるだろうと、町長もそれぐら いは考えているだろうと思いながらいましたので、先ほどこの補正予算が非常に軽いなというの はそういう意味で私言ったんですが、ただそれは現実問題として各商工会なり何なりの意向も聞 いてきちんと12月に何かそういうふうなことの対策等を打つ打たないという具体的な話とかし た経緯あるんですか。ないでしょ。あるんですか本当に。私はこれうちの町の今の置かれた状態 からいったら12月までにあくまでも国の予算になる前に町単独できちんとした形のそういう対 応をするような町民にきちんと向かった町だという形の方向を出してもらいたいなという意味で 私質問してるんです。これはいろんな町の個々に言うとあれですけど、例えば交付金が来なくて も物価対策、木古内はじめいろんな町、私がちょっと調べただけで何個もあります。だから町長 にそういうような形の考えで、また3月年度末までにと言いますけど私はこういうものはできる もんだったら早くやって12月、1月中にというのが町民にとっては優しい政策だと思っており ましたから、それは国の交付金決まるまで何もやらないってことと同じように捉えても仕方なく なるんじゃないですか。私はその辺についてやっぱり町長も本当に見てわかるように、ほとんど 11月東京に行っていないですから、だからそういう仕事する機会なかったんじゃないかなと思 いますけど。今年はそして先ほど町長の行政報告見ても思ったような各産業の数字は出てないん です。だからそれから見ても1次産業の取り巻く2、3次産業はさらに厳しいわけです。それと 今年は幸いなことに去年、一昨年のように大きな災害はございませんでした。当然災害も含めた 中の予算というのは出てくるはずです。多くは言いませんけど、このままいって最終的な年度予 算をきちんと整理したときに私はまた同じようにかなりの形の剰余金がこのままいくと絶対出ま すから何か特別なことがない限りですよ。そうしたときに、やはりそのぐらいのある程度の方向 性を見ながら町民に12月まで1年間頑張った方々に最低限町としてはこのような応援したい、

この経済状況からいったらこのような応援をしたいというような形があってもよかったんじゃないかなと思って再度町長の考えをお聞きしたいと思います。私は最終的に年度末というのは、それは年度末なんか来年度だったらまたそれはPRとしてはいいかもしれませんけど、町の人方にしてみたらやはり近隣にそういう援助なり何なりがある町というものに関して希望を持てるという感じになると思いますのでそれについて町長の考え方。ということは今の話をずっと聞いていると、ほとんど補正で交付税が来るまで何もやらないという形にとられても仕方ないと思いますので、町の姿勢としてそういう形どういうふうに考えているのかというのはきちんとお示しいただきたいと思います。今さら12月にやるといっても間に合わないのはわかってます。

#### ○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 町の台所を預かるものとして大変町民の皆さんの懐は厳しいものがある。これは物価高騰の影響を受けているということは重々承知をしておりますが、実は町の財政も物価高騰の影響相当を受けてダメージが大きいと。これは町の経常経費につきましても従来から見ますと相当を上がっております。もちろん事業の発注額も上がっているというようなことから、これまでのような大きな不用額というのは見込めないというふうに踏んだところでございます。事実11月末のこの余裕額につきましても、いつもですと1億以上ございました。しかし残念ながら今自由に使えるお金というのは数千万円しかございません。とても経済対策を1人1万円の経済対策を打てるような財政状況ではないということでございます。そういったことからいろいろ工夫をさせていただいて、今回の交付金を一部活用して残っている財源も充てながら対応してまいりたいというのが今の町の状況でございますので、これはご理解いただきたいというふうに思います。しっかり年末年始には間に合いませんが、これはしっかり対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### ○議長(平澤 等君) 真柄議員。

○7番(真柄克紀君) 町長、議会もある程度町はきちんと必要な政策に関しては打ってくれるだろうという前提のもとにお互い議論しておりますので、私はそういうつもりで11月まで何らかの動きがあるんじゃないかなと期待しておりましたが現状こういうこと。ただ、今町長そういうふうにおっしゃいましたけども、例えば商品券でやることによって商業関係者からなにからまたかなりの収入が上がると。前のように何万までとかいう形じゃなくて、きちんと均等にやっても、それが活発なものが動くとしたときに、いつが効果的かという問題なんです。それで私本当に考えているのは本当に予算無かったら1件あたり5,000円の商品券でもいいと思ったんです1人じゃなくて、それでもきちんとした形で12月までに施行してやることによってその町の思いというのは伝わるんじゃないかなと思ってましたから、せめてそういうような考えがないのかなという形で再度お聞きしましたけど。なかなかそういう形に、国からお金が来なきゃ何もできないという町であると、これもなかなか情けないなと私は思います。そんなことはないと思うのでこれから今度事業精査か何かしていった段階では、毎年いろんな形でそれなりの財源というのが出てくる。くしくも固定費がかかって全く使うお金ないというような形で言われると町民たまったもんじゃないなと思う時もありますので、そういう考えになるのもありますよ。やはり町

民はそれなりにもうこの納税に向けて本当に12月ぎりぎりでもやっぱり払ってるんですから。 そういうことも含めながら違う角度も含めた検討というのをしていかないと町民の負託にはなか なか答えられないんじゃないかと思います。そしてまた3月になってそれやるとなったらまたこ の次のいろんな案件についてまた尾ひれはひれがついても困りますので、とにかくやはりこうい うものは気を逸さないように、そして町民にやはり町は最低限考えてくれるんだという形のもの を、ぜひ今後そういう形の中で庁内で、これ逆に言うと庁内のほうから何もそういう考えとか出 てこないんですか、こなかったんですか。こんな施策をやったらどうだとか理事者に上がってき た例は一つもなかったってことですか、この経済環境について。最後にそれお聞きしておきたい と思います。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) そういう提案があったかどうかという質問だったと思います。それにつきましてはございませんでした。これ役場職員もやはり台所状況というのは十分承知しているものというふうに思います。ただこうした議員の貴重なご意見でございますから、今後できるだけ予算の捻出、財源の捻出といいましょうか、これらについてしっかりやってまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長(平澤 等君) 以上で真柄克紀議員の一般質問を終わります。続いて3番、藤谷容子議員の質問を認めます。藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 1問目の質問を行います。住宅リフォーム助成事業の継続を。決算審査特別委員会で住宅リフォーム助成金のことについて取り上げ、地域経済の活性化、住宅を長寿命化することによる空き家対策、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備というメリットが3つもある素晴らしい制度なので、ぜひ期間限定ではなく続けて実施して欲しいという意見を述べました。他の議員の発言もあり町長やり検討するという答弁がありました。この事業は、町民にとっても事業者にとっても、町にとっても良いものである上に省エネ対策にもなります。また今年はじめのせたな町創生有識者会議の報告書によると、この事業の内部評価も外部評価も現状のまま継続です。町長は、この事業の継続についてその後どのように検討されたのかお伺います。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは1点目の質問にお答えをいたします。

住宅リフォーム助成事業は1回目が平成24年度から3年間、2回目が令和3年度からの3年間実施しており延べ件数で1,098件、助成額は約2億円に達しております。総事業費は15億3,000万円となって住環境整備、地域経済の活性化に大きく寄与したというふうに思っております。先の決算審査特別委員会では複数の議員から事業継続希望の声をいただきまして、また町民からも事業の有無に関して問合せが断続的にあり、町民のニーズに合った事業の1つであることから令和7年度予算において事業実施を予定したいと考えております。より良い住環境を整備し町民が安心して長く住めるよう事業内容についてこれから予算編成時期でもありますので精査して対応させていただき、それを提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(平澤 等君) 藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 町民の声、内部評価、外部有識者による外部評価これを無視したら独裁ですよね。今後は有識者も含めた町民の声をしっかりと聞き、いい政策は期間限定ではなく一貫した町の政策として継続して取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 前向きに今検討させていただきます。
- ○議長(平澤 等君) 以上で藤谷容子議員の1問目の質問を終わります。 続いて藤谷容子議員の2問目の一般質問をいたします。 藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 小中高校入学者への祝い金の交付を。日本一子育てしやすい町を目指しているせたな町は、今後どのような子育て支援策を考えているのでしょうか。私は昨年の9月定例会で、子育て支援施策の更なる充実ということで小中高校の入学祝金の提案をしました。町長は今後の町の取り組むべき事業の優先度を見極めながら検討していきたいと答弁されました。10月に行われた決算審査特別委員会でも町長は検討しますとはっきり答弁されました。そこで町長にお伺いします。
  - 1、来年度の小中高校の入学予定者はそれぞれ何人ですか。
- 2、小中高校入学にかかる経費を入学祝金として支給することについてどのような検討をされましたか。答弁をお願いいたします。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは2問目の質問にお答えをいたします。

1点目、来年度の小中高校の入学予定者は小学校は29名、中学校は38名、高校は40名の 予定となっております。

2点目の入学祝い金の支給についてでありますが、ご要望も踏まえ効果的な子育て支援策について教育部局とともに検討しているところでございます。現在、令和7年度予算編成を行っているところでありますが、以前から申し上げているとおり優先度、歳入歳出の状況等を見極めた上で子育てに係る保護者の経済的負担軽減を図る考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 私がこの質問しようと思ったのは、今度中学生に入学される方の保護者の方から制服や体操服など入学にかかるお金が約10万円だということを聞きました。また高校に入る子供さんがいる保護者の方から高校入学は10万以上かかるっていう声も聞いています。ですから今子供が本当に少なくなってます。合計100名ちょっとです小学校、中学校、高校100名ちょっとの子供たちに全員に10万として1,000万円、半額だったら500万円、日本一子育てしやすい町を目指しているせたな町としてぜひ検討していただきたいなと思います。知内町では小学校入学に5万円、中学校は制服代として7万から8万、高校8万円、原資はふるさと納税から教育基金を使って祝い金を出しているということです。子供はこれからの社会を作

っていく大切な存在で、本来教育は無償であるべきだと考えます。そういったことからぜひ検討 をよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) ご承知のように町も財源がなければ何もできないということになりますが、町としては、あらゆる手立てを持って財源確保に努めさせていただき、新年度予算を編成したいというふうに考えているところでございます。そうした中で重要施策様々、藤谷議員からもご要望をございますが、今日はほかの議員からも大変多くの要望を受けているところでございます。当然のこととして、しっかりこれらに対応するということになりますと相当の財源が必要ということになりますので、そういった財源確保にしっかり努め、できるだけ議員の要望に応えられるように努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 以上で藤谷容子議員の2問目の一般質問を終わります。続いて藤谷容子議員の3問目の一般質問を許します。藤谷議員。

○3番(藤谷容子君) 3問目の質問です。充実した地域公共交通を。私は今年3月の定例会でまちなかも運行するデマンドバスについて質問しました。町長は、まちなかデマンドバスの対応は最終目標で業者と相談してできるだけ早い時期に実現をしていきたいと答弁されました。デマンドバスについては、決算に係る報告書で効率的かつ持続的な公共交通でドアツードアの実現や選択できる便数の設定等により利用者の増加や利便性の高まりが得られていることから、今後においても公共交通サービスの向上を目指し利用しやすい交通体系の構築を進めていきたいと書かれています。私は今金町でできていることは、せたな町でもすぐできるのではないかと考え次の4点について提案します。

- 1、現在、実証運行しているデマンドバスを選択できる便数1日4往復くらいの設定にしていただいきたい。
- 2、せたな町のデマンドバスにも今金町のルンルン号のような愛称をつけ、どの地区に住んでいても便利に利用できるものにしていただきたい。
- 3、まちなかのデマンドバスを空白地域の解消後ではなく業者と相談して早く実現させていただきたい。
  - 4、高校生もスクールバスに往路だけでも乗れるようにしていただきたい。 以上の4点について町長と教育長の見解をお伺いいたします。
- ○議長(平澤 等君) はじめに町長答弁願います。
- ○町長(高橋貞光君) それでは3問目の質問にお答えいたします。

1点目の現在、実証運行している大里方面と若松方面のデマンドバスについて1日4往復程度に増便できないかというご質問ですが、両方の路線ともに患者バスの運行日に加えて週1便を増便して実証運行しております。この内容については、せたな町地域公共交通活性化協議会にて協議をして設定されており、実証運行の期間を3月末まで延長して利用しやすい運行形態についての検討を行っているところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

2点目のついてですが、現在は、地域公共交通計画に基づきデマンド路線の整備を実施している途中でございますので、全線の路線が整備されてしっかりとした路線図ができあがるタイミングで愛称につきましても検討してまいりたいと考えております。

3点目です。まちなかバスの早期運行に向けて地域公共交通計画に基づく交通空白地域の解消を目指して、地域公共交通活性化協議会にて順次デマンドバス路線の整備を実施しております。 町内の交通基盤をしっかりと固めてから各デマンドバス路線及び瀬棚線や久遠線などの接続を考慮した上でまちなかバスの運行に向けた検討に入ることで予定しているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 続いて教育長。
- ○教育長(小板橋司君) 私のほうから4点目のご質問にお答えいたします。

高校生のスクールバス利用につきましては様々な利用条件がありますので、それらを整理する 必要があることから利用できるかどうかを含めて検討していきたいと考えております。

○議長(平澤 等君) 藤谷議員。

私デマンドバスってとってもすぐれたバスだと思うんです。これは予約 ○3番(藤谷容子君) をしないと走らない。そして予約をした人の人数によって車の大きさが変わるということで、本 当に無駄がなくて目的地までも行けるということですばらしいバスだと思うんです。ところが若 松では、患者バスが予約バスになったってそんな感じに思ってる方が多いんです。患者バスが予 約バスになったっていうことだと予約をしなければいけない。そして往復400円かかるって何 かもうマイナスのイメージなんです。これで1日増えたからって何か全然明るくないんです。で もデマンドバスだと自分の家の近くまで来てもらえて目的地まで行けるわけですし、そして太櫓 で行っているような1日4往復、太櫓で行っているような、最初6往復の設定にしても予約者が いなかったら走らないわけですよ。だからせめて設定だけでも、もっと多くしていただきたいな と思っていたのに、先日回覧でこれが来てがっかりしたんです。また同じなんだってまた1便し かないんだって、私はどんなものなのか一度乗ってみたんです。うちに8時半に来まして、私は そのとき朝早くからの用事はなかったんですけれども、これに乗ってとりあえず情報センターに 行こうと思って行きました。着いたときまだ情報センター開いてないんです。また同じバスに乗 った方でお財布を忘れた方がいらっしゃったんです。お財布忘れて何もできないのに1時まで帰 りがないんです。ちょっとこれは不便だなっていうふうに感じました。この決算の文書の中であ るのは、選択できる便数の設定等により利用者の増加や利便性の高まりが得られるって書いてる んです。患者バスよりも減ってますよね利用者が、この2カ月の実証。やっぱり選択できる便数 絶対必要なんです。運転免許証を返納しようかどうか迷っている方がいて、このバスがあるから これがあるから返納しても大丈夫だよって、これだけじゃ言えないじゃないですか朝1便だけだ と。温泉に行こうと思っても行ったらまだやってないんです。そういったことからぜひ太櫓と同 じように選択できる便数を用意していただきたいと思うんです。やっぱり地域公共交通基本的な 考え方として誰もが安全で安心して移動できること、全ての人と環境にやさしいものが大事だと 思うんです。デマンドバスは環境にもいいと思います。無駄がなく大きなものじゃなくて小さく

走らせることができるわけですから、そういったことをしっかり考えて地域公共交通ビジョンを 持って運行を進めていっていただきたいなというふうに思います。なぜこれ町長にお聞きしたい んですけども、なぜ路線図ができてからじゃないとまちなか運行ができないのか。例えば小川と か、若松方面から1人しか乗らないタクシーもあるんです。そのハイヤーに町の入り口のあたり で乗りたいなっていう人を乗せてもいいじゃないですか。無駄がないじゃないですか。そういう 形でほかから来たバスにも、そこから乗れる人を乗せていくということでやっていけば、本当に 無駄なく町の人もどんどん利用できるようになると思うんです。そういったものに作っていこう とこのビジョンをしっかり持てば意見もいろいろ出てくるし、もっとこうしてほしいとか、ああ してほしいという声も届くと思うんです。今のような患者バスが予約バスになっちゃったなあみ たいなそんな状態だと、こうしていったらいいなあ、ああしていったらいいなあなんて声でない ですけども、もうせたな町どこに住んでいても皆が行きたいところに行けるんだってそんなふう になったら、この町っていい町だなって感じる人もいるし、免許なくても大丈夫って思えると思 うんです。そうするためにも私は今金町のルンルン号のような愛称を募集して、将来的にこんな ふうにしていきたいんだっていうのを町民に知らせて進めていくというのが大事じゃないかと思 うんです。例えばセターナ号とか、そういう名称をつけてみんなでこのバスに乗ってよかったな っていう、もっとこうなったらいいなっていう声を出していけるような、そんな取り組みしてい ただきたいなというふうに考えます。

スクールバスについては、整理して検討していくということなんでぜひそうしていただきたいなと思うんです。檜山北高校の生徒確保の上でも大きいというふうな声も聞いています。私はちょっと瀬棚の方とか松岡の方とか何人かから声聞いてるんですけど、ただ私は保護者の声を聞いて、保護者としてはとっても助かるっていうんです。でも子供にとってはどうなのかというと、子供にとってはちょっと早く家を出なきゃいけないとか、乗ってる時間が長くなるとか、いいなという声だけではないようなので子供の声なども聞いて、実際にアンケートなどで声も聞いて検討していただけたらなというふうに思います。ちょっと長くなりましたけど町長にお聞きしたいのは、なぜ路線図ができるタイミングなのかということです。なぜ路線ができるタイミングなのか、そうではなくて将来的にこうしたいんだっていうのを町民に知らせて愛称も募集してやっていったらいいのではないかということです。よろしくお願いします。

#### ○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まず患者バスがデマンドバスという認識から予約バスという認識をしておられるということにつきましては、これは私たちの広報といいますか、デマンドバスとしての利用を十分お知らせできてないせいだなというふうに思って反省をしております。ご承知のように患者バスを1便増便して好きだって言いますか、このバスに乗って町、あるいは友達の家に出かけるという機会を増やしたということでございます。それと使い勝手が悪いという意見もございました。今実証試験中でございます。したがいましてそういった様々なご意見をいただきながら本格運行に向けて今作業を進めているということになります。それと1回に全部をデマンド化をしなさいという議論にもなろうかと思いますが、残念ながら運転手の確保、車両の確保等もご

ざいますので、そういった状況があって段階的に進めなければならない。もう一つは民間の公共 交通もございますので、その辺の調整もしていかなければならないということでございます。若 松地区のこの実証運行だけを取り上げますと、これは公共交通、民間のバスも合わせて今運転さ れております。これまでも民間と町の患者バスを併用しながら多分利用されてきているというふ うに思っております。現状もそういったことで両方活用いただいてできるだけ自分たちの今まで できなかった部分を利用して病院でも、買物でもしていただければというふうに考えているとこ ろでございます。愛称につきましても、これは先ほど答弁させていただきましたが、全線がデマ ンド化として運転された暁には、しっかりと愛称も含めてやっていかなければならない。ただ今 2地域の実証運行をやってますが、このあと愛知、あるいは丹羽方面、小倉山方面も残っており ます。これらもできるだけ早い時期に準備をして実証運行を進めて、本格運行に繋げてまいりた いと思っているところでございます。そうした努力をこれから続けさせていただきたいというこ とでご理解をいただきたいと思います。一つだけ今金で出来ることはせたなでもできるはずです というお話をいただきましたが、しかしせたなの場合は、今金と違って行き止まりが多くて非常 にこのデマンドバスを走らせる時に効率が悪いという条件がございます。そういったことでぐる っとひと周りをして、なかなかそれだけで住民の要望に応えることができないというせたな特有 の状況もございますので、これについてもご理解をいただければというふうに考えているところ でございます。しっかり進めさせていただきます。

- ○議長(平澤 等君) 教育長にも再度検討をお願いするという質問ございました。 教育長。
- ○教育長(小板橋司君) スクールバスに高校生を乗せるということは函バスの瀬棚線に繋ぐということなんですけども、先ほど様々な条件って言ったんですけども、まず先ほど藤谷議員おっしゃったようにまず時間の問題、スクールスクールバスは学校に間に合えばいいんですけども、学校の時間と函バスが出る時間が違いますので、何もないとき夏とかはいいんですけど、これからの時期なんかはスクールバスが来るのを公共交通機関である函バスが待ってくれるのかとか、あと学校が終日休校となったときの対応、連絡です。あと高校生を乗せることによる定員増となった場合の対応ですとか、あとこれが1番だと思うんですけどもスクールバスの運行経路外の対応もありますので、そうなると今度はスクールバスというより、それこそ地域公共交通の関係にもなりますので、いろいろ調べて調査、確認はしますけども、ちょっとお時間いただくことになるかと思います。
- ○議長(平澤 等君) 藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 高校生のスクールバスのことについてはぜひいろいろじっくり検討していただけたらなというふうに思います。

先ほどの町長の話の中で、デマンドバスは患者バスとは違う。友達のところに出かけることもできるっていうそういうお話がありました。若松の説明会のときに、若松の方が富里の友達のところにも行けるのかなって声があったんです。しかしこの時間帯だと富里行って泊まらないと帰って来られないんです。もう朝富里出発なんで、若松の人が富里に行けるのは、帰りの便しかな

いんです。だからもう本当にこの1便しかないっていうのがどう考えてもおかしいんです。何かありましたいいですか。実証試験運行というのなら、これまでこの便だけだったんで、こっから先1月から3月までずっとこれだけでいくんじゃなくて、ぜひもう今これ配ったとこなんですけどもせめて2月3月はちょっと便数を増やしていただけませんか。せめてそこはやっていただきたいなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 所管している課長にお聞きをいたしましたところ、なかなか難しいという状況でありました。このことにつきましては地域公共交通活性化協議会で相談しなければならないという状況だそうでございます。また陸運局の許可もいただいて運行するということになっておりますので、これらの陸運局への対応も必要ということでありますので、これらについて検討をすると、今のご意見をいただいてその辺の整理をさせていただきたいというふうに思います。 ○議長(平澤 等君) 以上で藤谷容子議員の3問目の質疑一般質問を終わります。

ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時56分 再開 午後3時10分

- ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。 休憩前に引き続き一般質問を続けます。藤谷容子議員の4問目の質問を許します。 藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 除雪サービスについて質問いたします。この季節になると除雪の悩みや不安をよく聞きます。町は高齢者や障がい者を対象とした除雪サービスを実施していますが、利用者本人が掻き手の方と契約を結び利用者が除雪費用を掻き手の方に支払い、その後、契約書、領収書及び請求書を町に提出することで手掻きの場合は2万円、機械使用の場合は2万5,000円を上限に利用者本人へ助成するというものです。この内容、助成金額について町長にお伺いします。
- 1、地域差もあると思いますが、この除雪サービスの現状と課題についてどのようにお考えですか。
  - 2、助成金額はいつ決められたものですか。
- 3、掻き手不足や燃料費が高騰していることから助成額の増額が必要ではではないでしょうか。 答弁をお願いいたします。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは藤谷議員の4問目の質問にお答えいたします。
- ①の現状と課題についてですが、慢性的な掻き手不足にあることは議員ご指摘のとおりであります。これは掻き手の高齢化、それから新たに掻き手を受けていただく方がいないなど慢性的な課題となっています。

- ②の助成金額が決められた時期ですが、平成18年度のサービス開始時は手掻き2,000円、機械使用2,500円を上限に除雪経費の10%を負担いただく制度でありましたが、もっと広く掻いて欲しいと、車庫の前も掻いて欲しい、屋根の雪も掻いて欲しいとする声が寄せられたことから、平成27年より利用者と掻き手の直接契約に対して手掻き2万円、機械使用2万5,00円を上限にして助成するように改め現在に至っております。
- ③の掻き手不足や燃料高騰により助成額の増額が必要ではとのご意見でございますが、町といたしましては除雪サービス契約に対しての助成という考えでありますので、今すぐ助成額を増額するということは考えてございませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。
- ○議長(平澤 等君) 藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 深刻さについてどのように考えておられるかなって、本当に困ってる人とかがいるんです。除雪来てもらえるんだろうかって、何とかねいろんな人が時間作ってやってるところもあるんですけれども、新たな人がいないっていうのはどうしてだと考えておられるのか。除雪サービス、除雪ができない、してもらえないとなるとここの町で暮らし続けることが非常に困難になるって、それだけ深刻な状況にあるということで、何とかいろいろ考えて施策を練っていかなければならない状態にあるのではないかと思うんですけれども、その点についてはどのように考えておられますでしょうか。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- 〇町長(高橋貞光君) 先ほども答弁いたしましたようにこの2万円の中には、広く掻いて欲しい、車庫の前も掻いてほしい、屋根の雪も掻いてほしいというような利用ができることになっております。したがいまして、これはこれで契約をするということではなくて、契約の一部助成というふうに捉えていただければというふうに思います。それでこれまでの掻いている平均の契約額でありますが、北檜山区におきましては2万6,800円、大成区におきましては2万円、それから瀬棚区におきましては2万1,176円、これは手掻きでございます。機械掻きおきましては、北檜山区は契約金額が平均3万5,000円、大成区は3万7,000円、瀬棚区は2万5,000円という状況でございます。したがいまして半分以上は、この女性で対応されているという状況にあるという実態でございます。
- ○議長(平澤 等君) 藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) いやちょっと質問したかったこととちょっと違う答弁なんですけど、
- ○議長(平澤 等君) 発言してください。藤谷議員。
- ○3番(藤谷容子君) 先ほど私が質問したのは、この現状について町長はどう考えておられるのかと。私は非常に深刻で町民の方がたくさん不安を抱えているので、何とか本当に知恵を絞って改善策を練らなきゃいけないのではないかと思っているのですけれども、その辺について、もうこれだけ出しててこの程度でやってるんだからそれでいいやっていうように感じられたんですけれども、どのように感じておられるのかなということです。
- ○議長(平澤 等君) わかりました2回目の質問の中でこの深刻な状況をどのように理解して

いるかっていうふうなことの理事者に対して、また掻き手不足の原因はどうなのかということについての回答がございませんので、今2回目の質問の回答ということで町長再答弁願います。

○町長(高橋貞光君) おっしゃられていることは理解したところでございますが、今年度につきましては、この冬につきましては契約ができているという状況でございます。もし来年に向けていろいろ不都合なことが起きるということであればまた担当課で検討させるということにしたいというふうに思います。

○議長(平澤 等君) 藤谷議員再々質問を認めます。藤谷議員。

○3番(藤谷容子君) 本当に深刻な状態なので、そこを重く受け止めて考えていただきたいと思うんです。掻き手を新たに集めていかなきゃいけないということもあると思います。なかなかいないのはなぜなのだろうかと。普通に有償ボランティアという形ではなかなか引受けてもらえないけれども、でもその人たちにも、もしかしたら引き受けたくない理由があって、それを聞いて解消できる部分もあるのかもしれない。以前この議会でも取り上げられたこともあるというふうに聞いてますが、掻き手の方の声もしっかりき集めて聞くっていうような話にもなってたということですので、そういう方の声も聞き、また不安に思ってる方の声もしっかり聞いて検討していっていただきたいなと思うんですけれども、いずれにしろ平成27年から契約の一部助成ということですけど平成27年から燃料費も上がってますし、掻き手不足も深刻になってますし、その辺も考えてこの助成額増額を再度検討していただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 新年度の契約はどのぐらいこの大きく跳ね上がるかということも見ていかなければならないというふうに思います。そういった状況も踏まえながら検討させていただきます。

○議長(平澤 等君) 以上で藤谷容子議員の一般質問を終わります。続いて11番、菅原義幸議員の一般質問を許します。菅原議員。

- ○11番(菅原義幸君) 町営住宅入居時の連帯保証人の廃止についてお尋ねいたします。昨年、 今年とただの1度も休みなく一貫して質問をさせていただいております。私はこの質問は、実現 するまでし続けるそういう決意であることをまず最初に申し上げておきたいと思います。
- ①9月議会で町長は、1、現在1,230万円ほどの滞納があり減少傾向にないこと。2、当町では連帯保証人に代位弁済を求めた事例がないこと。3、連帯保証人を廃止した全道30%の自治体では5自治体以外は滞納が増えていないと答弁しました。これは滞納問題と連帯保証人の有無については直接的な関係性がないことを示すものであります。いかがですか。

②国が2度にわたって連帯保証人を入居の条件とすべきではないことを通知したのは、低所得者の救済を目的とした公営住宅法の趣旨に添わないものだからだというふうに判断したからであります。そのことを町長は正確に理解するべきであります。いかがですか。

- ③DV被害者や被災者や高齢者等については、現行条例でも適切に対応できると答弁されました。そうであればこの際思い切って連帯保証人の廃止に踏み切るべきではないでしょうか。
- ④緊急時の連絡先や滞納問題は、連帯保証人制度以外の方法で対処するべきであり新年度から 連帯保証人の廃止を求めたいと思います。

以上であります。

- ○議長(平澤 等君) 議長から申し上げます。菅原議員の町長の回答の前に、先ほど連絡入りまして熊野議員から本日は欠席したいという旨の連絡がありましたのでご報告いたします。
- それでは菅原議員の答弁について町長。
- ○町長(高橋貞光君) 菅原議員1問目の質問にお答えをいたします。
- 1点目の家賃滞納と連帯保証人制度との関係性につきましては、町営住宅家賃の滞納整理にあたり、家賃滞納に対する連帯保証人の抑止力は大変大きいものと判断しております。今後も引き続き連帯保証人の協力をいただきながら滞納整理に努めてまいりたいと考えております。
- 2点目になりますが、国からの通知では保証人の確保を入居の前提とすることからの転換について検討するべきということになっております。この通知を受けまして当町の実情等を総合的に勘案し、連帯保証人制度について今後も検討していくこととしております。またこれまで同様に保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないよう弾力的に対応してまいりたい。
- 3点目の住宅確保配慮者への対応といたしましては、現行の条例に基づき適切に対応してまいりますが、連帯保証人制度はこれまでも答弁してきました通り、当面継続していくこととしております。
- 4点目の連帯保証人のあり方につきましては、保証人の廃止による影響や先進事例について、 今後も引き続き検証してまいりたいというふうに考えておりますことでご理解いただきたいと思 います。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 私の質問に何も答えてないんじゃないですか。これは町長不誠実ですよそういう答弁は。議長において検討願います。
- ○議長(平澤 等君) 町長にお願いいたします。質問の内容に答弁をお願いいたします。

例えば1問目の連帯保証人の有無については、直接的な関係があるか、ないかということを示したものだということに対しての答弁は、この答弁の中には含まれていないと。

町長に申し上げます。2点目については、菅原議員の質問の要旨によりますと、国は2度にわたって連帯保証人の入居条件すべきでないことを通知するのは、低所得者の救済を目的とした公営住宅法の趣旨に添わないもの、それについて理解するべきだというふうなことで質問されてます。その分についての回答はなかったかのように思われますので、その分についての回答をお願いいたします。まだ足りないとこあるかもしれませんけども今の段階でその2つについてお願いします。

町長。

○町長(高橋貞光君) まず直接的な関係がないとおっしゃっておりましたが、現在この制度を持っているのは全道で70%、せたな町も含めて、廃止したのが30%ということでございます。 直接的な関係がないということを示すものだという判断でありましたが、実際せたな町の場合、今この制度を持っていても滞納が増えてます。ですから関係がないということは一概に否定できないということでございます。それから②の関係につきましては、連帯保証人をこれは入居の条件とすべきでないということでございますが、これは国の通知では保証人の確保を入居の前提とすることからの転換について検討すべきだということでございます。これにつきまして今後も連帯保証人制度について検討してまいりますということでございます。

- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 2点目の答弁の意味がよくつかみ取れませんので、もう少しわかりや すく答弁願います。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 引き続き検討してまいりたいということでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) ですから引き続き検討したいという意味がわからないっていうんです。 私が聞いてるのは、低所得者の救済を目的とした公営住宅法の趣旨に添わないのではないかと言ってるんです。何を検討するんですか。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) ですから保証人の確保を入居の前提とすることからの転換について、いろいろな角度から検討するということでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 公営住宅法の趣旨に添うか沿わないかっていうことを聞いてるんです。 何を検討するんですか。
- ○議長(平澤 等君) 町長答弁、簡潔にお願いいたします。 町長。
- ○町長(高橋貞光君) ですから保証人の確保を入所の条件とするこのことの転換について検討するということでございます。
- ○11番(菅原義幸君) 理解不能です。
- ○議長(平澤 等君) 町長にお伺いいたします。菅原議員の質問の2番目に特化した場合ですけども、救済を目的とした公営住宅法の趣旨に添わないっていうことについての回答を明確にしていただければいいと思います。

町長。

- ○町長(高橋貞光君) これは全道70%の自治体がこの制度を持っております。同じような考え方であるというふうに思っておりますが、これについて今後の検討としているところでございます。
- ○議長(平澤 等君) 町長に申し上げます。今申し上げた私の内容の後段のほうに、正確に理

解するべきであるというふうなことの菅原議員からの一般質問の要旨でございますので、その部分についての町長としての見解を述べられるのは必要かと思います。

町長

- ○町長(高橋貞光君) 同じ答えになるというふうに思いますが、正確に理解をするため検討するということになるんだと思います。議員おっしゃいましたようにこの連帯保証人制度の有無にこの滞納が直接関係ないという意味の質問でございました。しかしせたな町の場合、この連帯保証人制度を持っていても滞納が増えているという実態ですから、当然これを外したらさらに滞納が増えるというふうに危機感を持っているということでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員に申し上げます。よろしいですか。 町長、1回目の答弁お願いします。
- ○町長(高橋貞光君) 保証人の確保が困難であることを理由に入居できないという事態が生じないようにしていくことが必要だというふうな取扱いの説明でございます。せたな町としてもこのことによって入居できないということにはなっておりません。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- 再質問に進みます。まず町長、非常に恥ずかしい答弁してるんです。 ○11番(菅原義幸君) 連帯保証人制度を置いていても現在1,230万円ほどの滞納があるんだから外したらもっと増 えるだろうと、これね入居者に対するなんていいますか一種の恥ずかしめるような行為です。行 政執行者は入居者、町民にそういう先入観を持った不信感、決めつけこれ絶対やるべきじゃない です。そこが高橋町長の悪いところなんです。私はやっぱり性善説といいますか、町の地方自治 を治めていく場合に住民の本来的な善意、所信これを信じてそこから行政をスタートさせるとい う大原則でなきゃならんのです。保証人制度をとってなかったら滞納するんだろうと、金払わな いんだろうと。そういうことをおっしゃったに等しいんです。私は去年の6月からずっと一般質 問やってきてますけども、結局連帯保証人制度を外せない町長の判断というのは、町民に対する 不信、これが前提になってると思うんです。連帯保証人制度というものを置かなくても入居者は 誠意を持って支払うものなんだという信頼と前提がなきゃならんですよ。町税なんか連帯保証人 立ててますか。適切に課税し適切に徴収実務に取り組めば進んできてるじゃないですか。これは 同じ町のシステムの中でも税務課はそういう地道な取り組みをできているのに、建設水道課なん で家賃滞納増えてくんですか。私はきちんと住民にそれとして適切に対応して納入していただく、 その行政としての取り組みに問題があるからだと思います。それを単純に連帯保証人を置いてお かないと増えるんだと。外すわけにいかないんだと。これは町長、あなた19年間町長やってき たわけでしょせたな町の。そういう町民に対する不信感を前提にして連帯保証人を置かなきゃ滞 納するんだろうという考え方で町政やってきたんですか。そこの町長の考え方を私は問うてるん です。これ私はこの制度を止めさせるまではこの質問は絶対取り下げませんから。その上で申し 上げますが、現在1、230万円ほどの滞納があり減少傾向になっていないんだと。減少傾向に なっていないなら一生懸命滞納者のところ歩いて、相談に乗って計画を立てさせてどうすれば収 めるのかというきめ細かな行政としての取り組みをやるべきです。そここそが問題じゃありませ

んか。私は建設水道課の担当職員をあれこれ申し上げるつもりはないんです。一生懸命やってる と思います。だから課長、誤解しないでくださいよ。別に平田課長以下スタッフが悪いんだとい う意味ではないですから、やっぱりトップに問題があるんです。それで当町では連帯保証人に代 弁済を求めた事例がないと。これも町長おっしゃってます。ないんです。それやっちゃったらも う終わってます。民間のアパートや民間の貸家の場合は別です。それぞれ民間の立場でやってる ことでしょうから。公営住宅法というのは結局、経済的に非常に不利な状況にあった方々の家賃 を安く提供するためのいわゆる国策ということがベースになっておって道営住宅があり、市町村 営の住宅があると、公営住宅があるということなんですから、そこを踏まえた優しさを持った対 応をするということが前提になってるわけなんです。これは福祉政策なんですよ、公共的な福祉 政策なんです。そのときにお金を貸すときの連帯保証人と同じようにバーンと連帯保証人付けて、 滞納したらおまえが納めるんだと、代弁させるんだと。これはやっぱり乱暴なんです行政の手法 としては。ですから国もこれを条件として入居させるようなことは、これ無理やりやるなと、検 討しなさいよという通知2回渡して全国的には連帯保証人を廃止する流れに、流れは緩くても進 んできてるわけです。だから全部で30%まで来てるわけでしょ町長、30%まで来てるわけで しょ。そのうちたった5町村ですよ滞納が増えたっていうのは、残った95%は増えてないんで しょうこれは、確率からいったら増えてない確率が圧倒的じゃないですか。何で僅か5自治体の ほうにしがみつくんですか。ですから私はこの事実をもって滞納問題と連帯保証人の関連性の有 無については関係がないんだというふうに、そろそろ悟ってはいかがですかということを提起し てるんです。これは再答弁願います。これは1と2合わせての質問になると思います。

それから③の部分なんですが、このDV被害者でありますとか被災者、高齢者、あるいは比較 的身寄りのない方が住宅を求めるときに連帯保証人を見つけ出すということは非常に本人の立場 に立って考えると困難なことなんです。だから見つけることができない人は申し込まないと思い ます。そういう数字は表に出てこないんです。そういう過酷さがあるんですこの連帯保証人制度 というのは。以前は2名まで立てろと言っていたけども、今回は半分にして1人にしたんだと、 こうおっしゃってますが、2から1になったからそれでいいってもんじゃないです。たとえ1名 であっても見つけることが非常に困難な方、こういう立場に立たされている方は現実にいるわけ です。そこに思いを致して廃止に踏み切ったらどうかという提起を一貫してしてきているわけで す。町長それに対して、いやそういう場合は別に適切に対応する規定を作ってるからいいんだと おっしゃってますでしょ。それなら特別の規定作らないで、そもそも連帯保証人制度そのものを 最初から廃止しておけば済む話じゃありませんか。廃止する場合にそういうことがないんだとい うことを申し込むときに言うこと自体が大変な苦しみなんです。見つけられないが故に申込み自 体を諦める方もいるんです。ですから公共の福祉政策に劣るような制度については廃止すべきだ ということを私は申し上げているんです。これは町長の決断次第でいくらでもできるんです。別 にそれでとんでもない滞納が増えて、町の財政に大きな影響が起きたというような自治体の例は ないと思います。

それから4つ目の緊急時の連絡、これは連帯保証人の制度とは別問題ですから。それは保健福

祉課であるとか、あるいは役場機構でいいますと包括支援センターということになるんですか。いろいろな仕組みや制度の中で、あるいは地域、町内会連携の中で解決されていくべきものでありまして、連帯保証人という入居許可条件の義務付けの中で解決する問題ではないんです。そういうふうに考えますと、町長、ずっと頑張ってきた連帯保証人制度は止めないよという考え方が、いかに町民の実情に反した血の通わない決断なのかということが一層明らかになるわけです。私は、そろそろこの辺で町長も任期後8カ月くらいですか。任期は8カ月ぐらいですよね残任期間、9カ月ですか、それ1カ月大変失礼しました。プラス1カ月であと9カ月なんだそうですが、そろそろ決断されてはどうですか、喜びますよ。ということを求めまして再質問にしたいと思います。○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) これは意見の違いというふうに言わなければならないというふうに思いますが、まず全道70%の自治体はこれは持っていると、30%は持っていないんだと、廃止をしたと。廃止をした自治体については滞納が増えていないというお話でございました。ですからこれ考えるに、これ以上滞納が増えないそういう状況が確認できたということで多分この連帯保証人は廃止をしているものというふうに推察をいたしております。滞納は事実、令和5年度から見ましても、この160万増えております。こうした状況、これは最終的に町民の血税でこれを負担するということになるわけでございまして、こういったことがないようにしっかり滞納整理を行わなければならないと。この滞納整理につきましてもいろいろと方法を検討する時期にもあるなというふうに話を聞いて感じたところでございます。そういうことでございます。もし答弁漏れございましたらご指摘をいただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 町長に申し上げます。2番目にDV被害者に対する連帯保証人の廃止 に踏み切るべきだっていうふうなことでまず1点ございました。あともう一つは緊急時の連絡滞 納問題に連帯保証人以外で対処せよってことで、これについては廃止を求めるという意見が重ね て申し上げられましたので、その分について答弁願います。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) DV被害者や被災者、高齢者などの関係でありますが、これにつきましては住宅確保配慮者への対応として現行の条例に基づき適切に対応しているところでございます。 それから連帯保証人の在り方につきまして、これは保証人を議員は廃止をすべきだというとでございましたが、町としては今後も引き続き滞納状況の推移を見ながら判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 再々質問に入る前に、再質問私が何を聞いたか町長理解できてるんですか。幾点か申し上げましたが簡単に中心点だけ申し上げておきます。滞納整理をするために連帯保証人制度を置いておく意味はないんじゃないかということを柱にして私再質問してるんです。いいですか。では滞納なくなってから連帯保証人の問題考えるという組立てであれば、いつになったら廃止できるんですか。私は極めて責任観念に欠く再答弁だと思います。そこをしっかり答えてください。再々質問やりますから。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 先ほどから答弁しているように、この現行につきましては滞納が年々増えてきているという状況にございます。したがいましてこうした状況が収まって減少に転ずるという状況が見えればこれは連帯保証人の部分についても検討をする余地があるなというふうに考えております。現状そういう状況にないというふうに判断しているところでございまして、この辺は議員と考え方、意見の違いということになろうかと思います。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 大分時間経ってますから再々質問やって終わります。答えになってないんです。連帯保証人制度を継続しつつも増えてるわけでしょ5年から。連帯保証人制度が原因じゃないでしょう。連帯保証人制度のあるなしじゃないでしょ原因は。納めることができない何らかの事情があるわけです。そこの原因の理由は一人一人の滞納者によって千差万別なんであって、そこに寄り添った内容を究明して適切に援助しながら滞納を克服する行政側の努力が不足してるんじゃないですか町長。それを連帯保証人制度を継続する理由にしていいですか。原因と結果全くとり違えて、連帯保証人に全て原因を求めるという行政手法としては極めて乱暴な展開だと思います。町長はそこまで言われても改めませんと、まだ継続しますっていう答弁をおそらくするでしょうから、これは3月議会でも引き続きやりたいと思ってます。

再々質問以上で終わります。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- 〇町長(高橋貞光君) 入居者の中には様々な方がいるというふうに思います。様々な事情で支払いが滞るという町民の入居者に対しましては、町のほうもしっかり対応して計画的な返済について相談をしている、滞納整理に努めているところでございます。ただそうでない方も当然おられますので、そういった方につきましては連帯保証人は、この滞納の抑止力の一つとして私たちとしては、滞納額の一定の整理がついてもう大丈夫という段階まで維持をして、そうした住宅料の滞納がないような形でこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員の1問目の一般質問を終わります。 1時間経過いたしましたので4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時55分 再開 午後 4時05分

- ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。11番、菅原義幸議員の2問目の質問を許します。菅原議員。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 介護事業の持続化と地域包括支援センターの体制について町長にお尋

ねします。①介護サービス事業所の現場は、事業者の自己責任での対処が困難な状況に追い込まれております。9月議会で町長は、どのような支援ができるか検討していると答弁したが検討内容を伺いたいと思います。

②町長は、介護事業持続化基金の導入に一貫して背を向けてまいりました。介護事業を巡る深刻な状況と行政責任の重要性に対する認識が欠けていると言わざるを得ません。基金を導入しないのであれば、せたな町介護サービス事業所連絡会議を仮称せたな町介護サービス事業持続化協議会に格上げした上で、町長が会長となって機動的でスピーディーな対処をすることを求めたいと思います。

③、1、3区と全町の直近の高齢者数と高齢化率、2、地域包括支援センターの令和元年度から今年度までの事項別取扱件数を伺います。これは資料ができていれば配付を願いたいと思います。

④地域包括支援センターは、令和4年度に比べ定員減となっておりますが町長はどのように考えているかお伺いいたします。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは質問にお答えいたします。

1点目につきましては、保健福祉課にどのような支援が考えられ有効的であるのか、また支援対象や支援規模などは、どの程度が適切なのかなどを整理し事業案の取りまとめを指示していたところであります。保健福祉課からは、幾つかの具体的な提案を受けておりますので新年度に向けて精査を進める予定にしております。

2点目につきましては、これまでも申し上げてまいりましたが、基金の創設は行わず現状の予算の枠組みのなかで、必要な部分には一般会計からの繰入金を用いて充当し対応することとしております。また町主導による協議会への格上げなどは考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

3点目につきましては、資料を整理いたしましたのでご確認いただきたいと思います。

4点目でありますが、包括支援センター職員の配置はご指摘のとおり令和4年度に比較して1名が配置減となっております。保健福祉課の有資格職員につきましては、介護支援専門員のほか、保健師や社会福祉士など多くの配置を必要としております。そういった中で優先順位をもちながら職員採用を進めており、令和5年度中には管理栄養士を、また今年度は保健師1名を新たに採用し保健福祉課へ配置できたところであります。有資格職員の採用につきましては、募集していましてもなかなか採用に繋がらないということでありますが、引き続き採用活動を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) ここで若干時間をいただきまして資料の配布を行います。 資料に目を通すまでの間、暫時休憩いたします。

> 休憩 午後 4時12分 再開 午後 4時14分

○議長(平澤 等君) 会議を再開いたします。菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 再質問を行います。まず①ですが、新年度に向けて検討してる最中だということなんですこれはね。今日の時点でまだ骨格といいますか、メニューといいますか、程度でも明らかにできないものなのかお尋ねをしておきたいと思います。ちょっと味も素っ気もない答弁なんです。もうちょっと答弁の仕方があってもいいんじゃないかなと思いますけども、こういうメニューでこういう方向性で今検討中であるという程度は求めておきたいと思います。

それから2つ目なんですが、それこそ想定どおりの答弁です。しかしこれは町長、基金も設け ない、それから格上げした協議会もやらないと。これ町長の責任果たせませんよ。これちょっと 掘り下げざるを得ません。前にも触れましたが、副町長をヘッドにして介護サービス事業所連絡 会議でいろいろ事業者側から聞き取りしてるわけです。これやりましたね、副町長そうですね。 会議録も作成して私も目を通させてもらいました。前にも報告しましたが、副町長の答弁、ある いは課長の答弁どういうことになってるかというと、せっかく生のいい協議をそこでやりながら、 最後は町長に伝えますっていうところで終わってるんです。これは私大変だなと思いました。じ や町長にきちんと伝わるのかって話です。私が見ている限りでは介護の現場、それから担当課管 理職この開きがあると思います一つはね。それから担当課の管理職と副町長の間の認識の差もあ ると思います。その上さらに町長との認識の差、トータルしますと現場の声本当に町長にどこま でどの程度まで正確に伝わっているのかということが問題があるんです。だから介護サービス事 業所連絡会議に町長出てれば100%ダイレクトに伝わるんです。ところが町長は出張日数が多 い、海外までいらっしゃる。私は生の現場の声を聞き取るべきだと何度も提起しているにもかか わらず依然としてこういう状況です。そこに多選の弊害があるんですかね。そのことは後でやる ことにして。まず少なくとも協議会をきちんと作って協議会の会長としてそこに座れば、今私が 申し上げた問題点は瞬時に解決するわけです。介護サービス事業所の現場の問題点、事業者の要 求、行政としての課題案件、瞬時にわかるわけですから、これは必要不可欠な絶対的な組織です。 これ私譲りませんから。町長何でもかんでも私が提起することを蹴飛ばせばいいってもんじゃな いんです。何かその菅原が提案することを蹴っ飛ばすのが町長の仕事だみたいなね。いやそうい うことをネット中継見ている町民が言うんですから。何だのあの答弁、とにかく1回は蹴るんだ なと。それが町長の仕事なのかって、こういうことを私じゃないんです。視聴者からそういう意 見もらってるんですから。違う人に質問してもらえばいいのかもしれませんけれども、私は私の 信念で質問をさせていただきますが、これは基金を作らないんであれば協議会作って町長が会長 になるように、これはどんなことがあってもやり遂げてください、難しいことじゃないんですか ら。あえて言えば密漁対策防止協議会、これも町長の意思で作った組織じゃないでしょ。これ私 が議長時代に提起した問題なんです。そのときに町長は、いや檜山全体の密漁防止対策協議会が あるから屋上屋だという趣旨の対応を取ったことが一時あったんです。しかしいろいろ突き詰め てお話をした結果、町独自で必要だという思いに至って、これは町長が会長となって密漁防止対 策協議会を作りました。これ全道で初めてなんですよ当時。保安署の署長もたしか来たと思いますし、警察の署長が来たと思います設立総会に。議会から私も議長という立場で出席をさせていただきました。これ作って良かったじゃないですか。基幹産業の最も中核をなす密漁対策ですから。それで私、町長に申し上げたいのは、そこまで今やらなければ、この介護サービス事業というのは持続できないぎりぎりのところまで来てるという危機感を私は持ってるんです。この認識をきちんと持ち合わせていただいた上で、せめて協議会作って会長に納まって、生の声を聞いて直接、時を移さず的確な対策を打つということだけは絶対にやっていただきたいと思います。これは私は政治生命をかけて町長に実現を迫りたいと思います。

それから3つ目、4つ目、これは簡単に申し上げておきます。今資料をいただきました。一言 で言いますと地域包括支援センターの守備範囲が物すごい広いんです。それから奥も深いです。 私はこのメンバーでよくやっておられるなというふうに常々思っています。1件、1件の例も年々 なかなかそのボリュームの非常に分厚いものになってきてると思います。そういうときに有資格 者の問題もありますが、スタッフ全体の数が削減されるということは厳しいものがあると思うん です。だって1人多いスタッフで引き受けていたものが1人減ることによって、残ったスタッフ で抱えていかなくちゃいけないわけです。これ物理的にそれだけウエイトがかかるわけです。そ の負担たるや如何ばかりかりのものかと私は思います。それはスタッフの皆さんの処遇云々の問 題もございますが、結局、高齢者に対する行政の手がどこまで行き届いていくのかという行政サ ービスの展開に深く関わるんです。昨年も申し上げましたが大成区のある高齢者です。選挙終わ ってからいろいろ地域回りしますと、ある高齢の方が菅原さんって、役場のほうに行ったらすご い人いるけども本庁舎のこと言ってると思うんです。あそこばっかり役場職員いなくてもいいか らせめて俺らのほうに一月に一遍でも二月に一遍でもどうなんだよと。声かけてくれると助かる んだよなっていう話です。それはいろいろな地域組織の中での総合支援活動や社協さんでありま すとか、いろいろな組織の利活用の問題もあろうかとは思いますけれども、しかし行政としてど うあるべきかということについて必要な注意と配慮を払っていただきたいと思います。高齢化率 見ますと大成61%です。町10人に会うと6人まで高齢者です。せたなの町全体が47.7%、 2人に1人が高齢者の時代になってるんですから、これにふさわしい体制を取るとすれば包括支 援センターの体制もそれにふさわしい体制を取っていくことが大事なのかなと思います。職員に 自己犠牲だけを敷いて有資格者を確保するまで頑張ってくれと、引き続き採用に努力してるから というだけでは町長済まない状況ではないのかと私思いますので、再度ご答弁をお願いしたいと 思います。

以上です。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まず協議会の会長を引き受けたらということでございますが、これはその前にやはり現状の状況をきちんと認識をする必要があるんだろうというふうに思います。現在、町のほうでも地域包括支援センターを中心に様々なサービスを提供しております。この成果があらわれてきているというふうに感じております。その成果が現れていることで逆に介護福祉施設

サービスの対象者が減っていると。これは人口減少ももちろん関係してくると思いますが、今こ の特別養護老人ホームの待機者がいないという実態が出てまいりました。これはこの好ましいこ となのかどうかと、見方によっては好ましい状況。ただこの事業者にとっては大変厳しい状況と いうことになります。そこでやはり持続可能なこういったサービスの提供ということになります と、実態に合った、実態に即した体制の確立が避けて通れないという状況になります。議員から はいろいろな提案をいただきました。これは積極的に取り組んでやれることはやってまいりたい というふうに思っておりますが、今檜山管内の各町におきましては、民間のこうした福祉施設サ ービスに対する事業というのはご承知のようにございません。せたな町ではいろいろと対応して いるところでございます。今後こうした状況も踏まえながら担当課とよく協議をさせていただい て、いずれにしても抜本的な解決、これを目指して進めていかなければならないというふうに考 えているところでございます。そうしたことでご理解をいただきたいと。先ほど議員からもお話 がございました町の具体的な検討内容ということでございましたが、こうした持続可能な体制を まずとっていくということも含めて具体的な支援策としては、訪問系介護障害者の福祉サービス 事業所に対する支援ですとか、事業に対する補助金、それから施設等物価高騰対策支援金の支給 事業などなどいろいろ検討をしてみたいというふうに思っております。いずれにしましても、こ うした今厳しい状況に陥ってるそれぞれの事業所の将来において何としても持続できるような、 そうした改革を進めていかなければならないものというふうに考えているところでございます。 ○議長(平澤 等君) 町長に伺います。2番目に基金の設定について協議することを求めるっ ていう点が1点ございました。菅原議員の再質問の中で、この基金の設定について協議を求める というふうな質問がございましたのでその部分の答弁ちょっとまだない。あと先ほど最後のほう に言いました包括支援のほうの人員削減で負担、職員1人の負担が増えるというふうなことで、 その対策についての答弁がまだしてなかったように思われますので、その分を含めて答弁してい ただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まず資料をお配りいたしました。その最後のページ、8の介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務などをご覧になるとわかると思いますが、これは6年にあっては減少傾向というふうになっております。この原因としては、こうした町の支援事業の効果が出てきたというふうに判断をしております。一方そのこともあってなかなかこの施設サービスを利用するという状況に現在なっていないと、ここが大きな問題ということになりますので、これを持続可能な施設運営ということを考えなければいつまで経っても持続可能な経営というのは難しいというふうに判断しているところでございます。これにつきましては、それぞれの事業所の経営者もおられますので、いろいろと相談をしながら協力してこの状況を乗り越えるということが大事ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 町長に申し上げます。②番の基金の設定についてっていうふうなことで 菅原議員は非常に重要な問題であるというふうなことの再質問の中で述べられていますので、2 番の質問です。協議会、失礼しました。その設定について菅原さんは非常に介護持続化基金の導 入についてというふうなことで今再質問でされて、そのことに対する明快な答弁を再度お願いい たします。

町長。

○町長(高橋貞光君) この協議会の会長の件でありますが、これは民間の施設の運営でございます。したがいまして、この町の町長がなるべきでないといいますか、自由な議論をいただいて町にご提案をいただくということにしたいというふうに感じているところでございます。

- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 5時まであと25分しかありませんからこれは再々質問しません。しませんが答弁になってないんです全然。何でここまでかみ砕いて言ってるのに質問者の意図を受け止めることができないのか。残念の一言です。我が町の介護事業、高齢者対策が危機的だというのは、実は町長のそうした認識そのものが極めて深刻で危機的だから、そのことが我が町の危機的状況をそっくり表してるその象徴だということを申し上げて次の質問に移ります。3月議会で掘り下げますから。では議長いいですか、次の質問に入りますよ。いいですか。
- ○議長(平澤 等君) 2問目の質問を終わります。続いて3問目の質問に移ります。 菅原義幸議員。
- ○11番(菅原義幸君) 一次産業の振興について町長に伺います。
- ①農業支援策は、対象をスマート農業支援事業に限定せず、新年度からより幅広い事業や機械、 機種に拡大すべきと思いますがいかがでしょうか。
- ②新年度から水産物生産向上事業の共同事業補助額の上限を500万円に引き上げることを求めたいと思いますがいかがでしょうか。

以上2点お伺いします。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは3問目の質問にお答えをいたします。

1点目、せたな町農業振興ビジョンにおいて、当町の課題である労働力問題の解消に向け、I CT機械等の導入による省力化の推進を図るためスマート農業支援事業を実施しております。3 年間この事業を継続実施させていただいた後、必要な事業については改めて検討していきたいと 考えているところでございます。

2点目ですが、共同事業などの大規模な事業については、有効な補助制度を活用して事業を実施していただき補助残額を補助対象経費として補助する考えでありますので、共同事業補助の上限額を引き上げずに、こうした国道の事業をまずは取り上げていただきたいと思います。なお先ほど1点目で申し上げましたとおり、3年間この事業を継続実施させていただいた後、さらに必要な事業については改めて検討をさせていただきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長(平澤 等君) 町長にお伺いいたします。

菅原議員の質問には、この最初の①ですけども新年度から拡充について検討すべきでないかということでございます。町長の答弁は、この3年間終わってから考えるということで、ちょっと噛み合ってませんのでその分についての答弁を願います。

町長。

○町長(高橋貞光君) この事業につきましては、この議会に提案して議決をいただいた事業でございます。それはそういうことでしっかり進めさせていただくと。また菅原議員のおっしゃっているこの新年度からより幅広い事業や機械、機種に拡大すべきというふうに思うがいかがかということでございますが、やはり町としては昨今の農業を取り巻く状況、この省力化ですとか、生産性の向上、さらには品質などの向上を目指してやはりスマート農業を推進して、そういった部分に対応するというふうに考えているところでございます。今までの農業の単純な継続あるいは機械の更新ということであれば、それは今までそれぞれの対応でやっていただいているところでございまして、それはそれで今までどおりやっていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 5時まで少し時間ありますから再質問したいと思います。どうしてそ ういう答弁しかできないんですかね。もっと我が町の一次産業の現状に目を向けてくださいよ。 まず1点目から聞きますが、これは私と町長の意見の違いというものではないです。政策審査特 別委員会においても農業者議員から同じ方向性の意見出されてるじゃありませんか。これを何で 新年度に向けて実施するというふうになれないんですか。大体ね新チャレンジ事業をやるのにで すよ、新チャレンジ事業というネーミングではないですがね、チャレンジ事業をもう一回復活さ せるのに何年私に質問させましたか。何年間やらせました。やった結果が令和6年の3事業です。 商業、農業、漁業、農業についても何でスマート農業支援事業なんですか。私町長が単純明快に 間違ってるのはスマート農業でなきゃ農業でないような言い方してるから間違いだっていうんで す。何で単純な機械更新ならダメなんですか。省力化、生産性向上、品質向上、スマート農業以 外は対象にしないと。こんな上から目線の行政の選り好みみたいな政策をやっていいのかってい うことなんです。単純な更新なら何でダメなんですか。これちょっと答弁してください。3年、 3年というこの考え方にも私は違和感を持ちます。何で3年間かということは町長ずっと答えて ないんです。この問題だけじゃないですよ。そうすると当たり外れが出てきて町民の間に非常に 不公平が起きてくる。無理に制度化されて3年に合わせようとしても、資金繰りその他の事情が あって、その3年の枠から外れる人たちはどうするんだという話なんです。そういう不公平、不 平等を行政が何で作り出さなきゃいけないんだという問題になります。だから私は新年度からと にかく対象機械、機種を拡大すればさらに広がっていくわけですから、そして3年の枠を取っ払 って制度化していったらいいじゃないですか。そのことをもう一回答えてもらいたいと思います。 それから水産物向上事業の共同事業補助額の上限、町長、真面目に答弁してるんですか。これ そんな生産者に言ったら怒りますよ。町のこの補助事業以外に大型の投資をする補助金の制度っ ていうのはどんなものがあるんですか、教えてください。共同事業200万の上限、200万で ダメだというならもっと違う大きな事業のメニューを使ったらいいじゃないかと。こんな答弁し たんです。だからどんなメニューがあるのか教えてください。その上で再々質問やりますから。 以上です。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まずこのスマート農業支援事業でありますが、これ非常に農業者の皆さんから好評をいただいておりまして、当初予定していた事業費を大幅に超えているところでございます。ご存じのようにさらに2,000万単費で補正をしたということで、事業総額は現在のところ2億1,000万を農業者の皆さんが投資をして、その内4,770万と、これが今補助金として対応しているところでございます。こうしたスマート農業なかなかご理解いただけないのかもしれませんが、しかし将来の我が町の基幹産業である農業を持続可能なものと育ててなければなりません。そういった中では、こうした投資をしながら省力化ですとか、強い経営に向けて持続可能な経営、ほかの産地と競争できるそういった体力を兼ね備えた経営を目指すということが政策として今進めているところでございます。

それから水産物の関係につきましては、これは農業もそうでありますが、大きな投資をする事業につきましては当然国、道の大きな事業に挑戦をするということが必要でございます。例えば、水産物につきましては、新リース事業もございますし、それから地域づくり総合交付金として漁業振興設備等整備事業なども、これは挑戦をすることができると。そういったことで大型の事業に挑戦をしていただいて、この補助残について町のこの事業を対象として負担の軽減を図るということが1番漁業者にとってもいいものと考えているところでございます。一次産業につきましては何度も申し上げますが町の大事な基幹産業でございます。これはやはり他の産地と競争をしていかなければならない。そうした場合に何としても足腰の強い経営がしっかりと根づくことが大切だと。私も農業出身でありますから、つくづくそういうことが身に染みて感じているところでございます。

○議長(平澤 等君) 町長2点足りないとこありますので申し上げます。1点目は、①のほうで単純更新はなぜダメなのかっていうふうな質問がございました。それから2点目で、共同事業の上限を超える例があるのかないのかというふうなことで、その部分についての答弁がまだいただいておりませんので、その部分について答弁願います。

町長。

○町長(高橋貞光君) ですから、この単純更新がなぜいけないのかということにつきましては、 この投資額としてやはりスマート農業への投資というのは単純更新から見ますと大きな投資が出 てくるということでございます。そうした関係。

それからこの漁業の関係につきましては、これは当然漁業者の取り組む事業について、こうした優位な事業がございますので、そういったことにぜひ挑戦をして漁業の基盤の安定と、それから確立ということをこれから目指してほしいというそういう政策的な判断に基づく事業でございます。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 時間目の前に来ましたから再々質問に入りますが、①のほうです。町長自分で何答弁したかわかってますか今。単純な更新は金額が少ないから対象にしないんだっていう答弁したんです。単純な更新は額が少ないから補助金の対象にしないんだと、そういう答弁

をしたんです。これいいんですかそういう答弁して。私、詰めていけば詰めていくほど一次産業 抱えた町の町長としてはダメだなと思います。単純更新何で額少ないって決めつけるんですか。 高い機械だって単純更新の場合ありますでしょう。その理に合わない、理屈に合わない答弁をい かにもらしく、もっともらしく平然と答弁するっていうのが町長の褒められないとこなんですよ ね。これ再答弁して終わりというふうになりますけども、これ私新年度でもまたやりますよ予算 委員会で。これも納得できないし、これは生産者の現場の状況に沿わない間違った答弁だと思い ますから、これは議長答弁要りませんから、納得する答弁するはずないんですからここまで言っ ちゃってんだから、指摘だけしておきます。それから町長、リース事業、総合交付金ぜひ利用し てもらいたいと。そういう指導を漁業者にしたことあるんですか。言い逃れのようにこういうも のを持ち出してくるっていうのもいかがなものかと思います。それで私リース事業の具体的な内 容を示したパンフレットを出してもらいたいと思います、見たことないですから。それから総合 交付金をぜひ使ってもらいたいと言うんでしょう。何の総合交付金なのか、どういう性格でどう いう交付要件なのか全くわかりません。漁業者がわかっているならそれを利用するはずなんです。 かつて億単位の被害が出たことあるんですから。令和2年です。そのときに何でこういう指導し ないんですか。もしそういうことが実際に有効な制度としてありうるんであれば、後出しじゃん けん、後出しじゃんけんで自分の不十分さを突かれると次々後追いで新たな逃げ口実を作ってい くと。こういう答弁を私感心しません。だから担当課長、一つこの2つの資料をまず出してくだ さい。その上でなぜ今までそういう事業を生産者が利用しなかったのか。それから行政側として は利用するような支援をしてこなかったのか。そのことも今日ここで求めようと思いませんから、 データとしてまとめて、後日きっちり書面で提出を願いたいと思います。再答弁は求めません。 以上で終わります。

○議長(平澤 等君) 以上で菅原義幸議員の3問目の一般質問を終わります。

#### ◎延会宣告

○議長(平澤 等君) お諮りいたします。

以上で本日の会議はこれで閉じ、残余の一般質問及び議案の審議は明日行いたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉じることに決しました。

なお会議は明日10時に再開いたします。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦労様でした。

延会 午後4時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年1月23日

議 長 平澤 等

署名議員 藤谷容子

署名議員福嶋豊

# 令和6年第4回せたな町議会定例会 第2号

### 令和6年12月18日(水曜日)

- ○議事日程(第2号)
  - 1 諸般の報告
  - 2 一般質問
  - 3 せたな町長、高橋貞光君に対する間責決議について
  - 4 せたな町議会決算審査特別委員会委員長報告
  - 5 認定第 1号 令和5年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
  - 6 認定第 2号 令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
  - 7 認定第 3号 令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
  - 8 認定第 4号 令和5年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
  - 9 認定第 5号 令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
  - 10 認定第 6号 令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
  - 11 認定第 7号 令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
  - 12 認定第 8号 令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
  - 13 認定第 9号 令和5年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
  - 14 認定第10号 令和5年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
  - 15 認定第11号 令和5年度せたな町病院事業会計決算について
  - 16 議案第13号 財産の無償譲渡について
  - 17 議案第 1号 令和6年度せたな町一般会計補正予算(第6号)
  - 18 議案第 2号 令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
  - 19 議案第 3号 令和6年度せたな町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
  - 20 議案第 4号 令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
  - 21 議案第 5号 令和6年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
  - 22 議案第 6号 令和6年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算(第3号)
  - 23 議案第 7号 令和6年度せたな町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
  - 24 議案第 8号 令和6年度せたな町病院事業会計補正予算(第2号)
  - 25 議案第 9号 せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例について
  - 26 議案第10号 せたな町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例について
  - 27 議案第11号 せたな町青少年旅行村条例の一部を改正する条例について
  - 28 議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 について
  - 29 議案第14号 公有水面埋立て免許の出願に伴う意見について
  - 30 発議第 1号 せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 3 1 意見書案第1号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の 実現を求める意見書
- 32 意見書案第2号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書
- 33 意見書案第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書
- 34 意見書案第4号 米の安定供給と食糧自給率の確保を目指す農政への転換を求める意見書
- 35 意見書案第5号 企業・団体献金の禁止を求める意見書
- 36 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

# (第2号の追加その1)

- 1 諸般の報告
- 2 議案第20号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第21号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 発議第 3号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例について
- 5 議案第15号 令和6年度せたな町一般会計補正予算(第7号)
- 6 議案第16号 令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 7 議案第17号 令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 8 議案第18号 令和6年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第19号 令和6年度せたな町病院事業会計補正予算(第4号)

### (第2号の追加その2)

- 1 諸般の報告
- 2 議案第22号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

#### ○出席議員(12名)

| 1番 | 石 | 原 | 広 | 務 | 君 |   | 2番 | 桝                  | 田 | 道 | 廣 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|--------------------|---|---|---|---|
| 3番 | 藤 | 谷 | 容 | 子 | 君 |   | 4番 | 福                  | 嶋 |   | 豊 | 君 |
| 5番 | 横 | Щ | _ | 康 | 君 |   | 6番 | 本                  | 多 |   | 浩 | 君 |
| 7番 | 真 | 柄 | 克 | 紀 | 君 |   | 8番 | 熊                  | 野 | 主 | 税 | 君 |
| 9番 | 吉 | 田 |   | 実 | 君 | 1 | 0番 | 大                  | 湯 | 圓 | 郷 | 君 |
| 1番 | 菅 | 原 | 義 | 幸 | 君 | 1 | 2番 | <u>\frac{1}{1}</u> | 澤 |   | 等 | 君 |

# ○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 貞 光 君

教育委員会教育長 君 小板橋 司 農業委員会会長 君 原 田 喜 博 選挙管理委員会委員長 大 坪 観 君 誠 代表監查委員 残 正 君 間

- 1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。
  - (1) 町長の委任を受けて出席する説明員

佐々木 町 長 則 君 副 正 総 務 髙 君 課 長 橋 純 まちづくり推進課長 阪 井 世 紀 君 財 政 課 佐. 美 君 長 藤 英 税 務 課 長 佐々木 君 正 人 町民児童課長 河 原 泰 平 君 認定こども園長 子 君 伊 藤 悦 保健福祉課長 和 彦 君 増 田 農林水産課長 吉 有 哉 君  $\blacksquare$ 建設水道課長 平 大 輔 君 田 計 管 理 者 彰 君 会 杉 村 国保病院事務局長 丰 塚 清 君 人 総務課長補佐 中 康 春 君 Щ まちづくり推進課長補佐 村 大 樹 君 奥 財政課長補佐 浜 高 正 明 君 税務課長補佐 長 内 解 君 人 町民児童課長補佐 黒 澤 美知子 君 認定こども園副園長 本 和 矢 君 田 保健福祉課長補佐 長 内 京 君 保健福祉課長補佐 水 野 万寿夫 君 保健福祉課長補佐 栗 谷 樹 君 地域包括支援センター所長 今 Ш 勇 吾 君 農林水產課長補佐 藤 井 卓 批 君 農林水產課長補佐 井 村 裕 行 君 建設水道課長補佐 鈴 木 涼 平 君 国保病院事務局次長 近 藤 智 博 君 総務課主幹 尾 野 裕 也 君 まちづくり推進課主幹 稲 船 洋 志 君

町民児童課主幹 三津枝 三 浦 君 保健福祉課主幹 古 守 珠 君 亜 保健福祉課主幹 垣 本 利 子 君 保健福祉課主幹 野 葉 子 君 河 農林水產課主幹 斉 藤 真 君 農林水產課主幹 撫 養 和 伯 君 建設水道課主幹 上 佳 降 君 Ш 建設水道課主幹 吉 也 君  $\mathbb{H}$ 建設水道課主幹 高 真 君 橋 建設水道課主幹 大 野 秀 君 幸 建設水道課主幹 畄 譲 君 島 出 納 室 主 内 亜 希 子 君 幹 竹 防 災 係 長 栗 城 惇 史 君 地域生活係長 栗 城 惇 史 君 情報管理係長 智 又 村 君 広報統計係長 西 幸 恵 君 田 商工労働観光係長 Щ 崎 英 人 君 財 政 係 長 髙 直 也 君 森 環境衛生係長 宰 君 原 田 業 務 係 長 北 典 孝 君 Ш こずえ 出 納 係 長 佐 藤 君 《瀬棚支所》 支 所 長 濱 登 幸 恵 君 養護老人ホーム三杉荘所長 子 西 田 良 君 次 長 山 本 亨 君 《大成支所》 支 所 長 中 Ш 譲 君 (2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員 事 務 局 長 古 畑 英 規 君 長 君 次 斉 藤 哲 章 次 長 尾 野 真 也 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

幹

給食センター学校給食係長

藤

伏

谷

見

主

尚

希

志

君

君

 事 務 局 長 小 林 和 仁 君

 次 長 松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

 書
 記
 長
 髙
 橋
 純
 君

 書
 記
 次
 長
 中
 山
 康
 春
 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 上 野 朋 広 君 次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君 長 孝 次 松 原 樹 君 事 主 神 野 翔 亜 君

### ◎開議宣告

○議長(平澤 等君) 皆さんおはようございます。

石原議員より遅刻の届出がございます。ただ今の出席議員11名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 諸般の報告

○議長(平澤 等君) 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 一般質問

○議長(平澤 等君) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続けます。

改めて質問者、答弁者に再度申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり質問答弁は簡明簡潔にするようにお願いいたします。

それでは昨日に引き続き11番、菅原義幸議員の4問目の質問を許します。 菅原議員。

- ○11番(菅原義幸君) それでは株式会社クリエイティブオフィスキューとの包括連携協定について町長にお尋ねいたします。①本協定書は、せたな町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の趣旨に違反すると思料するがいかがでしょうか。
- ②今金、せたな2町エリア特産品開発PR業務について、特産品として米麺、豚ジンギスカンラー油、ラグソースの構想があるとのことでありますが、詳細な説明を求めたいと思います。
- ③町勢要覧作成業務、合併20周年記念誌作成業務、せたな観光パンフレット作成業務を公募型プロポーザルを隠れ蓑に町外業者であるクリエイティブオフィスキューに随意契約で一括発注することは大きな問題を残すもであります。納得のいく説明を求めたいと思います。
- ④わずか6年間で18事業を同一企業に発注することは正常ではないと考えます。協定の更新 は止めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上であります。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それではお答えをいたします。

まず1点目の条例の趣旨に違反するのではということでありますが、条例の趣旨は地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるとされております。株式会社クリエイティブオフィスキューとの包括連携協定は契約ではありませんので違反はしていないと考えております。

2点目の特産品の詳細ですが、事業は既に2年目の後半に入っていることもあり構想ではなく 販売に向けた調整を進めている段階で、米麺や豚ジンギスカンラー油、ラグーソースにおきまし ては、味も決まり、パッケージの製作などを進めております。またJA新函館せたな営農センターを販売元として調整中であり今月中には決まるものと考えております。特産品のPRにおきましては、檜山北高生に協力をいただきながらレシピの開発を進めており、来年2月頃には今金町と檜山北高生とともに札幌市におきまして特産品の発表をしたいと考えております。

3点目の納得のいく説明とのことですが、町勢要覧作成業務、20周年記念誌作成業務、せたな観光パンフレット作成業務の一括発注は、共用できるデータ等があることで予算額の低減になり、必要な手続きを踏んで公募型プロポーザルにより決定しました。決定しました業務受託候補者と指名選考委員会にて随意契約承認を決定しておりますので問題はないと考えております。

4点目の協定の更新は止めるべきとのことですが、18事業のうち、映画関連やタレント等の派遣はオフィスキューにしかできなかった事業であると考えておりますが、今後は誤解を招かないよう注意してまいりたいと思っておりますとともに、引き続き必要があれば連携協働事業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) それでは再質問を行います。まず①でありますが、言葉の誤魔化しは 止めてもらいたいと思うんです。契約と協定が違うという答弁ですが、私はそんな違い最初から 承知の上です。だから趣旨に違反すると思料するとこういう表現にしてるんです。その意味、町 長わかりますか。趣旨に反すると思料するという表現にしてるんです。その違いわかりますか。 せたな町の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、この趣旨は、元来地方自治 体の業務というのは予算は単年度主義なんです。これが地方財政の地方自治体の運営の大原則な んです。町長そのことはご承知ですか、財政単年度主義っていうのは。だから契約も原則単年度 契約で全て完結してるんです。そういう重要な地方自治法の原理原則これに反する契約を締結す る場合には、条例でかくかくしかじかの業務ということを明確に規定してるんです。念のために 内容を申し上げておきますが、条例の第2条で2項目定めてます。 (1) として、物品を借り入 れる契約で、複数年度にわたり契約を締結することができが一般的であるもののうち、規則で定 めるもの、規則で定められているものの内容までは申し上げませんが、極めて限定的に規定して いるんです。厳しいもんなんです町長。それから(2)としては、継続的な役務の提供を受ける 契約で複数年度にわたる契約を締結する必要があるもののうち規則で定めるものと、つまり複数 年度にわたって契約をしなくちゃダメなんだという明確な根拠があって、規則で定めるものにつ いてはいいよと。つまりこれほど厳しいものが財政単年度主義という地方自治の行財政運営の原 理原則なんです。私はそういう趣旨に照らしてみて、包括連携協定はいかがなものかという疑問 を感じます。町長はお感じなりませんかと。そういう提起をしてるんです。そこの深い洞察、答 弁を抜きにして契約と協定は違うんだと。木で鼻を括った答弁ありますか町長。私は通告をして るんです。答弁調整会議やってるはずなんです。何の答弁調整をやってるんですか。そうしたら 基本的な部分に立ち入って深めた検討をした上で答弁もらいたいと思うんです。答弁し直しを求 めます。

それから②これはかなり進んでいるという答弁のようでありました。ならばそこまで進むには

進む過程で作成された資料というものがあるはずでありますから提出を求めたいと思います。

③これは継続の質問なんですが、9月議会に引き続いて深めたいと思います。行政側から出さ れましたせたな町と株式会社クリエイティブオフィスキューとの包括連携に関する協定書附属の 資料の中で、前回も取り上げましたが、町政要覧作成業務、合併20周年記念誌作成業務、せた な町観光パンフレット作成業務に関わるプロポーザル実施要領というのがあるんです。この作成 は少なくとも令和6年2月1日以前だと思うんです日程からいきまして。令和6年2月1日以前 に作成された業務の計画の時点で、令和6年3月下旬承認予定として業務受託候補者との随意契 約承認(指名選考委員会)となってるんです。これは私は問題だって言っているんです。募集す る以前からなぜ随意契約承認のスケジュールが計画書の中に出てくるんですか。随意契約に至る かどうかということは、プロポーザルによって公募した結果でなければ明確にならないはずなん です。複数の応募者がいたらどうします。普通は複数の応募を前提として作業を進めるべきもの なんです。たまたま募集作業を進めた結果として1社しかない場合には一社との契約に及ぶとい うことなんであって、なぜ2月1日の時点から随契の予定の計画が出てくるんですか。私はそこ がおかしいよということを9月定例会で指摘してるんです。答弁何にもありませんでしたから、 町長説明できなかったんです。だから今回もまた改めてお尋ねをさせていただいたと。さっきの 答弁、答弁なってないでしょう。私の質問してる意味は町長理解できているんですか。一つ一つ 確認して質問させていただかないと的確な答弁頂戴できないんです。的外れなことを長々長々し やべって、じっと待ってても最後まで答えがないと、こういう答弁が繰り返されているんです。 町長もう一遍申し上げます。2月1日の段階でなんで将来的に随意契約だという計画書が出来上 がってくるんですかと。ここに焦点を据えて正確な答弁を求めたいと思います。よろしいですか 町長。

それでは4点目のほうにまいります。町長いろいろ言いましても僅か6年間で18事業同一企業に発注するということは、これは正常でないんです町長。私はこれにはかなり無理があると思います。例えば記念誌作成業務なんでオフィスキューに丸投げするんですか、どんな経過があるとしても。庁舎内部で企画立案少なくともやるべきです。20周年記念事業の基本構想すら議会も知らない間にプロポーザルに対する発注だけが先行すると、異常じゃないですか。これを当たり前だと思って進めるとすれば、この町政はおかしいです。それから観光パンフレット作成業務、なんでオフィスキューでなきゃいけないんですか。過去20年間いろいろな対処方法してきてましたでしょ。それから何よりもまちづくり推進課が知恵を絞って創意を凝らして独創的なパンフレットを練り上げるべきです。その下で印刷業者に発注したらいいじゃないですか。何でそういう本来的な行政の責任で進めるべき業務を丸投げするんですか。私はそういうことを言ってるんです。町政要覧の作成業務だって同じことです。町長、自分でやってることの異常性、これを一旦立ち止まって冷静に大局的な判断を下すという作業があってもいいんじゃないですか。しかもこれは1年ごとの延長契約になっていくわけですから、こちらからダメよと言えば1年ごとで契約は終了できるんです。毎年毎年継続しなくちゃいけない、いかなる責任もないんです。ですから私は新年度更新は止めるべきだと。この協定に許される手続きを取ればいいわけですから。町

長いいですか、聞こえてますか。これ現時点では1年更新なんです。来年更新しないよという判断を決めれば更新しなくて済むわけですから何の違約金も要らないし、何のトラブルもないわけです。そういうことを決断すべきではないかということを申し上げているんでありまして、そこに噛み合った答弁を求めたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まず複数年にわたる事業を単年度主義だというお話でございました。しかし複数年にわたる事業というのも当然出てまいります。これは今回の特産品の開発から商品化に至る一連の事業については、これは複数年、2年という時間を要するというふうに判断しているということでございます。

それからプロポーザルの関係でございますが、資料につきましてはちょっと時間をいただきたいというふうに思います。次にプロポーザルの関係ですが、これはプロポーザルにつきましては、何社からの提案をいただいて、その中で一つを選ぶということに当然なるというふうに思います。その選んだ会社と一社随意契約ということになりますので、これは当然の流れということになろうかと思います。それから観光パンフレット、町政要覧、20周年記念誌作成業務の一括発注はおかしいということでの質問でございましたが、これは先ほども答弁させていただいたように、この共用できるデータが多いということで、これを一括発注することによって予算額の低減につながるんだということになるわけでございまして、こういった形で発注をさせていただいたということでご理解いただきたいというふうに思います。

それと協定の更新はやめるべきだと。これにつきましては、その都度考える案件になりますが、 期限が来た時点でその辺についても十分検討をするということになろうかと思います。

○議長(平澤 等君) まだ足りないところがあるそうです。よく町長の聞き取れなかったんですけども。

菅原議員、再質問の範囲内でもう一度お願いします。

○11番(菅原義幸君) ちょっと再々質問に進めませんね今の答弁では。先ほどの答弁なんですが、複数年にわたる事業というものも出てくるんで、こういう契約がいいんだという趣旨の答弁なさってるんですが、18業務全部が複数年でなきゃダメな業務なんですか。だから答弁になってないんです。18の業務全部が複数年にわたる契約でなければ発注できない事業なんですか。それでは町長一つ一つ言いますよ。平成30年の漁火まつりのタレント派遣、これ複数年契約になるんですかこんなのは、単年度契約でしょう。同じく令和30年8月14日、成人式記念講演の講師派遣です。単品でしょこれだって、こういうふうに例を挙げていけば町長の答弁、答弁になってないんです。私は本協定は、せたな町長期契約を締結することができる契約を定める条例の趣旨に、精神に違反していると思料するがいかがかって聞いてるんです。何で長期にわたって契約を継続しなきゃいけないんだと、おかしいじゃないかって言っているんです。これ再答弁そのものが根本的に成り立ってないですから、もう一遍やり直ししてもらえませんか。それから資料はこれいつ出してもらえるんですか。

町長、資料はいつ出してもらえんですか。何分後かなんですか。それとも後日という意味なんですか。そこだけは、だから時間が必要なのはいいですから、10分くらいなのか、2時間なのか、300時間なのかということです。そこをきちんとしてください。待てって言うならそれは待ちますけども、出せるものなら目を通したいって言ってんです。それからこれも再々質問に入られないんですが、町長さっきの答弁なんですか。私が聞いているのは2月1日に作成している日程の中に既に意契約承認というんです。随意契約承認の作業をやるってこれあり得ますかって言っているんです。公募かけるんでしょ。町長まずちょっと相談の前にちょっと話を最初に聞いておいてください。公募かけるんだから競りで落とすか、随意契約になるかっていうのもまだわからないわけです2月1日の時点では。不思議なことでないでしょう。それなのに随意契約っていう話になりますか。複数の業者が競ってこの業者に落とすということであれば随意契約でなくて業務契約なんですよ正式な。随意契約というのは、あくまでも単独の会社と競争を抜きにして随意で契約をするということなんです。これ地方自治法の規程の1丁目1番地でしょ。何でこういうことになるんだって聞いてるんです。これを答弁されてませんから再答弁でさせていただきたいと思います。議長に求めておきます。

それから僅か6年で18業務を同一企業に発注することは正常ではないということなんですけ ども、共有するデータが多いんで安く発注できるって、いうこれも意味わかんないんです。何の データを共有してるんですか。この論法でいったら一つの企業未来永劫にくっついてくることに なるじゃありませんか。データを相手が持ってるんだから業務発注しても安く出来上がるよって 話でしょ。どうも町長の答弁おっしゃってる意味が凡人には理解がいたしかねます。前にも申し 上げましたが、旧瀬棚町時代に1社にものすごい発注をしたことがあるんです元請として。そこ にはエレベーター管理業務からリネンサプライから保守点検から清掃からいろんな業務、元請1 本に出しまして、それを100%丸々下請に出したんです。これは建設業法に違反しますよとい う指摘をさせてもらったんですが、オフィスキューが全部この業務、直でできるだけの機能や組 織実態なんですか。私は必ず下請に出してると思います。オフィスキューのこれは印刷会社なん ですか。必ず外注にしてるはずです。いわゆる下請にしてるはずなんです。そういう実態を見て いくと、これは正常な発注ではないですよっていうです。自治体は特定企業との異常な接近とい うのはするべきではないんです。なぜならばそこには利権が発生し、結果、行政が歪められやす くなる危険性があるからきちんと距離を保っておかないといけないんです。これずぶずぶじゃな いですか。そういうことに触れた中身のある答弁を私は求めてるんです。町長、木で鼻を括った ような杓子定規な答弁これは納得いきません。しっかり実のある答弁をしてもらいたいと思いま す。特に議長にも希望しておきます。

#### ○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) まずプロポーザルなんですが、これ複数の事業者から様々な提案をいただいて1社に絞ってそこに事業をお願いするという、そういうことでありますから当然プロポーザルをするということになると、最終的には1社の随契ということになるんだというふうに思います。そこはご理解いただきたいというふうに思います。それと印刷は外部に発注するんだろう

という話でありましたが、今回の一連の事業につきましては、これは作成のみでありまして印刷は別個でありますから、これは別にまた印刷できるところに発注をするということになるんだと思います。したがって全部丸投げということではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。それと協定の関係でありますが、協定は複数年にわたる協定と、これは普通そういうこと、単年度協定というのはなかなかないかと思いますが、こういった種の協定は複数年に跨ると。ただ事業については、これはそれぞれ単年度で発注している事業でありますから、これは複数年ではございません。事業と連携協定とはまた別物というふうに捉えていただければよろしいかと思います。

- ○議長(平澤 等君) 町長、先ほど資料の提出を求められましたけど。
- ○町長(高橋貞光君) 求められました資料については、これ今金にあるということで取り寄せなりますので後日ということでお願いしたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) どのぐらい時間かかるかってことなので、今日、間に合うんですか。間に合わない。後日ですか。

菅原委員。

○11番(菅原義幸君) せたな町に手元にないんですか。出したらいいでしょう。

手元にあるんならなぜ出さないんですか。手元にあるんでしょ。町長何で出さないの。何がいやいやですか。手元にあるのは所有権せたな町でしょう。待ってなさい町長、話。それを今金にあるんだ、時間いつ提出できるかわからないと。そういう答弁そのものが議会に対する軽視なんです。何の根拠もない無責任な答弁じゃないですか。議長これどうします、こういう態度で。両町で共同でやってるんなら両町にそれぞれ存在しなきゃおかしいんです。出してくれと言ったら黙って出せばいいじゃないですか。それ先ほどの答弁なんですか。今金にあります。聞いたら了解を取らなきゃ出せないみたいなそういうスタンスです。これ私非常に遺憾ですよこういう態度、こんなことやられてたら一般質問なんか進みません。

- ○議長(平澤 等君) 町側に申し上げます。その資料があるんであれば先ほど質問の中で資料提出を求められておりますので、それについては提出していただきたいと思います。先ほどの答弁の中で今金にあって後日になるということについては、その説明も重ねてお願いいたします。町長。
- ○町長(高橋貞光君) 今回の一連の事業については今金が事務局でやってる事業でございます。 そういったことで私としては今金にあるんだという話でありましたのでそういった答弁をしましたが、うちにもあるということでありますのでそれは訂正させていただきます。
- ○議長(平澤 等君) 町側に申し上げます。どのくらいで出せるんですか時間。時間もわからない。菅原委員どうしますか。出されてからまた質問続けますか。
- ○11番(菅原義幸君) 質問をどう続けるかということの判断もあるからどのくらいかかりますかと聞いているんです。
- ○議長(平澤 等君) それはちょっと休憩しますので、そこで来てどのぐらい時間かかるかだけ確認してください。

休憩 午前10時38分 再開 午前10時49分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま町側のほうから資料提出の所要時間のお示しがございました。30分くらいいただければできるということでございます。今一貫した質問の中で資料提出を持った中での再々質問ということであれば、このまま休憩をとっていきたいと思いますし、それが菅原議員の趣旨で、それはそれとしてっていうふうなことであれば一般質問を続けたいと思いますけども、いかがでしょうか。

# 菅原議員。

- ○11番(菅原義幸君) 私申し訳ないんですが、特産品開発PR業務について私の入手してる情報の限りでは重大な問題を持った構想だなと思ってましてね。ここで質したいと思ってお尋ねをしたわけです。詳細な説明を求めたいと。組立ててるんです質問を。やっぱり出していただかなければ、それはちょっと無理です。30分もかかるんですか。
- ○議長(平澤 等君) ただいま菅原議員から再々質問の関連があるので先に資料をいただきたいという趣旨のご発言でございましたので、ただいまから11時20分まで休憩いたします。
- ○11番(菅原義幸君) ついでだから一言言っておきますが、私、質問通告をしてるんです。 質問通告をしておって②で構想について詳細な説明を求めるとしてあるんですから、当然資料請 求出てくるなという想定なんでしないんですか。失敬じゃないですか。事前通告までさせておい て、今金にあるからわかりません、何時間かかるかわかりません。今の町長答弁ありますか。出 されることを想定して用意しておくのが行政というんでしょ。一言だけ申し上げておきます。
- ○議長(平澤 等君) 町側に対して真摯な対応を求めます。それでは資料ができるまで先ほど申し上げましたように11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 5 2 分 再開 午前 1 1 時 2 0 分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。 菅原議員の再質問に対する答弁から始めます。 町長。

○町長(高橋貞光君) ただいま資料要求がありました部分について配付をさせていただきました。今金、せたな2町連携特産品開発協議会、それから今金、せたな2町連携特産品開発協議会に係るレシピの作成、それから今金、せたな町町民モニター3つの資料がお手元にあるかと思います。詳細については担当課長のほうから説明をいたさせます。

○議長(平澤 等君) 補足説明として担当課長に説明を求めます。

### 阪井課長。

まちづくり推進課長(阪井世紀君) 時間をとらせていただきましてありがとうございます。資料につきましては3種類ご用意をさせていただきました。10月4日の試食会の資料、それから10月24日の檜山北高との打合せの資料、最後に11月14日の2町の定例会議ということで3種類用意をさせていただいております。試食会の資料につきましては、今金町、せたな町、今金町午前中、せたな町では午後から町民モニターの試食会を実施させていただいております。中身を見ていただければ事業の概要、それから経過報告をしておりまして、そのあとに試食会の内容につきましては、金子さんというシェフの方にもご同行いただいて試食会のほうをさせていただいております。後半の部分につきましてはパッケージ案などを紹介して、さらに商品説明の参考イメージとして特産品開発にあたっての材料です。トマトですとか、豚ですとか、そういったものの生産者の紹介をしております。

続いて2つ目の檜山北高との協議会でレシピの作成についてということにつきましては、これ 商品開発の段階で檜山北高の生徒とコラボして何かできないかという中身でございまして、檜山 北高と調整した結果レシピの開発という形で進めた打合せの資料となっております。

3つ目の協議会の定例会議ということで11月14日に実施をさせていただいて、米麺、それから豚ジンギスカンラー油、そしてポークとトマトのラグーソースということで内容をほぼほぼここで決定をさせていただいて、今、来年のお披露目に向けて準備を進めているという状況でございます。内容につきましては以上でございます。

#### ○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) ここまで来るのに1時間半ですか。それで私は今日中に定例会終わらせたいと思ってますから、今日全部で一般質問これも含めて7件残ってるんです。その辺りも相当ありますから可能な限り馬力かけて質問するようにします。まず町長言っておきますが、せたな町の長期契約、これはオフィスキューとの長期契約これは考えたほうがいいですよ。限度を超えてますから。それから長期契約のできる契約の趣旨、協定と契約は違うなんて言ってますけども、異常な長期間にわたる特定の契約というのは癒着とそこによどみを生むわけです。担当者と業者の不適切な関係も含めた様々な利害関係が発生するわけですから、これ町長きっちり目配りして万が一にもそういうことのないようにしとおいてください。そういうことを①では申し上げておきたいと思います。今日はそこまでに留めておきます。

それから②なんです。これ町長、ここまで進んでいるのに我が町の議会には今日初めての報告なんです。担当課長どう思いますか。総務厚生常任委員会に報告しましたかこういうこと。してないでしょ。だから行政の独走なんです。今金、せたな2町の町民の税金でやってる事業です。議決機関の所管の委員会に一切知らせていなかったはずですこれは。これが独走でなくて何ですか。私は、今日配付された以外の資料もはっきり言いまして入手してます。これおそらくあえて出さなかった資料を私が入手しておいたということになるのかな。それで1、2 突っ込んで伺っておきたいと思いますが、米麺、ジンギスカンラー油、ラグーソースこれらの製品の製造元これ町内業者がおりますか、加工製造になりますが、いないでしょう。1 業者も入ってないんですよ

私の入手した資料では。ただ発売元だけはJA新函館せたな中央支店とこんなネーミングになってるんです。そこが製造元に発注し納品を受けると。在庫管理もJAの倉庫で在庫管理して、結局は株式会社つなぐが発送納品、せたな観光協会もかんでおりまして、私の入手した資料では物産展での直売、一般小売店や町外販売店への卸販売、オフィスキュー町外販売店とかってなってますが、これ一般の農協組合員の方や観光協会員の方、少なくとも現段階で情報を得てないと思います。町長の話ですと、もう近々デビューが目前に迫っていると、これどういうことですか。住民不在ですよ言うなれば。よくここまで情報一切議会や関係所、試食会やったという話ではありますが、こういう進め方をよくぞよくぞやるものなのかなあというふうに思います。今回私これで一般質問で取り上げなければ、なおかつ情報の公開というのはあり得なかったわけです。町長これやり方としてはオープンじゃないです。もう再々質問ですからこれ以上のお尋ねは3月の予算委員会でせざるを得ないと思いますが、まず今私が持っている疑問、ここには再々答弁できちんと答えていただきたいと思います。

それから3、随契の問題です。町長ね随契という言葉の使い方間違ってます。これ何回も私同 じこと言うんですが、随契というのは競争を抜きにして特定業者と随意に契約を結ぶことが地方 自治法でいう随契なんです。きちんと公募をして最終的に最低価格、あるいは最高価格の契約と 結ぶ場合は立派な契約なんです、競争入札の結果による。地方自治法は原則、一般競争入札を原 則にしてるんです。これが地方自治体の発注の本来の在り方なんです。これは建設課長よく知っ てると思います。特殊な例として指名競争入札があるということなんです。指名競争入札も一般 入札から見れば例外的な措置なんです。指名競争入札のさらに特殊な形態が随意契約です。課長 そういうことだよね。最初から随契でやるっていうんですこれ、そういう計画になってますでし ょ。町長は先ほどいろいろプロポーザルで公募した結果、最終的に残った1業者と随意契約だっ たんだというけども、では応募してきたのは何業者ですか。1業者でしょ。だから最初からオフ ィスキューありきの計画なんです。だから随意契約だという言葉も出てくるわけです。競争原理 でも働いてないじゃないですか。しかも18業務6年間にわたって出してるんだから、オフィス キューありきのプランですよこれは。3業務、パンフレット、町政要覧、記念誌、3事業の企画、 構成、取材、写真撮影、編集、これは800万もかけて外注しなくても元来担当課が汗をかくべ き業務、相当数あります。企画構成なんか町でやったらどうなんですか。立派なまちづくり推進 課のスタッフいるんですから、そこで知恵を絞るのが本来の自治体の仕事じゃないですか。取材 だってやればいいし、写真撮影だって、素人と言われる人方だってむしろ立派な写真いっぱい取 ってます。編集だって特に高度な技術が要るわけじゃない。こういうことに本来町職員が汗かか ないで誰が汗かくんですか。800万も出して丸投げでしょ。私はそういうことを言ってるんで す。このほかに今度、印刷会社に発注しなきゃいけないわけです。町長言ってるのと真逆じゃな いですか。何も安くないです。そういうことを根底から考えてみたらいかがかという問題提起を 私はしてるんです。僅か6年間で18事業を1企業に発注する。これはいずれにしても正常では ないですから。これは癒着の象徴だというふうに私はあえて今日申し上げさせてもらいます。協 定は何遍も申し上げますが、こちらからやめたと言えばそれで協定は終わりなんです。どちらか らか一方から来年は更新しませんと言えばそれで終わりだという協定になってるんです。特に難しい問題じゃないです。申し上げますか。期間満了の2カ月前までに甲及び乙のいずれも異議の申出がない場合には、さらに1年間更新を継続するものとする。ということは異議の申出さえすればそれで終わりということなんです。町長決断なさってください。その答弁を求めまして一応再々質問、区切りをつけます。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 今金、せたな2町連携と先進開発協議会の関連でいろいろ議員からはご意見をいただきました。事業の進め方、契約の仕方等々ご意見ございました。やれるところは職員で汗を流せということもご指摘をいただきました。こうしたご意見を十分尊重しながら今後はご指摘のないようしっかり進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 町長、熱あって体調悪いかもしれませんが、それで再々答弁終わりなんですか。あんまりにも失礼じゃないですか。
- ○議長(平澤 等君) 町長、もう少し具体的に何点か質問ございましたけどもその分について の答弁を再々質問でございます。答弁していただきたいと思います。 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 2町連携特産品開発事業について先ほど来いろいろご意見を頂戴しているところでございます。いずれにしましても菅原議員からは事業の進め方、それから契約の仕方、やれるところは職員で汗を流せというようなこと。それから連携協定につきましても、ご意見を頂戴しました。こうしたご意見をしっかり受け止めさせていただいて、今後こういったご指摘をいただかないようにしっかり対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長(平澤 等君) 町長、指名競争でこれに応募をした団体は幾つあったんですか。 町長。
- ○町長(高橋貞光君) このプロポーザルですが、公募型プロポーザルということでこの公募したところでございますが1社の応募ということであります。
- ○議長(平澤 等君) あと答弁漏れ菅原議員あれば再々質問認めます。菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) やり出せば切れないので予算委員会でやりますから。基本的には納得できる答弁を頂戴しておりません。そのことだけ申し上げて終わりたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 以上で菅原議員の4問目の一般質問を終わります。 続いて5問目、菅原義幸議員。
- ○11番(菅原義幸君) せたな町職員懲戒処分審査委員会規程の条例化について町長にお尋ねをいたします。①令和4年度の懲戒処分問題の最大の教訓は、町長の専決によるせたな町職員懲戒処分審査委員会規程を議会の議決を必要とする条例に格上げすべきということであります。町長の決断を求めます。
  - ②その際、現行の規定、第3条第2項、第3項に関し、1、委員は外部の専門的識見を有する

関係者から、2、議会の同意を得て選任するよう改正することを求めたいと思います。

- ③会議録作成の義務規定の導入を求める次第であります。
- ④審査委員会の公開規定の導入を求める次第であります。

以上4点についてお尋ねをいたします。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは1点目と2点目のご質問について併せてお答えします。

これまでも職員の不祥事による処分につきましては、地方公務員法第29条の規程に基づくせたな町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例及びせたな町職員懲戒処分審査委員会規程により適正に処分し、令和4年度の不適正な会計処理についても同様であります。職員の懲戒処分は任命権者が職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分でございます。それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とするものであります。したがって職員の懲戒処分に関しては、議会の議決権で処分が決定される事案ではないことから条例制定は考えておりません。更に委員の議会同意についても法律に基づく人事案件にも該当しないものであります。

3点目のご質問でございますが、委員の審査委員会中の発言内容については、随時、審査内容の要点、経過、委員の意見を纏めた顛末書を作成しておりますが、今後、会議録を作成する方向で進めたいと思います。

4点目のご質問でございますが、個人情報保護の観点から本審議会は秘密会であり、審査委員会の公開の導入はできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) それでは再質問いたします。町長、別に懲戒処分の権利権限を議会に よこせと私は言ってません。そういう誤解に基づく答弁をなさいましたから、それは取り消しし てください。処分の権利権限は町長部局にあるということを前提にして私申し上げてるんです。 いつ議会に懲戒処分権を渡せという質問しましたか。これは議長、答弁取り消させてください。 そういう質問してませんから。私が申し上げているのは、審査委員会の規定、これは町長権限で 定めることができるんです。議決事項じゃないんです規定は、だから好きなように、都合のいい ように作り上げても議会は一言も言えないんです。そういう規定を作った結果、今回の問題が発 生してるんだというのが私の見方なんです。明らかな横領なのに本人が全否定しているから横領 でないんだと。こんなばかな審査委員会ありますか。町民はそこを怒ってるんです。出納室に納 めるべき公金を10回にわたって家に持ち込んで、挙げ句の果て封筒まで切って、ばれてから2 0日間誤魔化して、財務会計システムまでいじくって、逃げ切れなくて、はい家に持ってました と。これが横領でなければ何が横領かということを町民は批判してるんです。何でそんなものを 町が横領でないと言うのかと。議会は何をやっていたんだという意見を私どもは頂戴してるんで す。その中核になってるのが、せたな町職員処分審査委員会の規定なんです。全く町長側に都合 の良いようにしか作られていないということだから、私は条例化をして、条例化をすれば議会が 議決権を持ちますよと、制定権を持つっていうことを言ってるんです。懲戒権をよこせって言っ

てるんじゃないんです町長。わかりますか言ってること。都合のいい規定を作らせないためには、 議決の必要な条例をきちんと提案して議会の了承を得ようと。議決を得よという提起を私はして るんです。これが今度の問題からの最大の教訓です。ここを町長もしっかり学んで条例化に踏み 切っていただきたいと改めて提起をしておきたいと思います。その際、何が問題かということな んです。委員を身内だけで構成しているということが問題だってはっきりしたじゃありませんか。 身内が身内を厳格に処分できますかという批判を町民から私どももらってるんです。事実、同じ 釜の飯食った仲間を横領だってとっても言えなかったですよねという声も私耳に入ってるんです。 ですから身内だけで構成する審査委員会、これはダメだなと思うから外部の専門的識見を有する 関係者から選ぶべきだということを提案してるんです。その上で有識者というのも専門的知識を 有する関係者というのも、町長のお仲間さんであってはダメなんです。町長の顔色を見て忖度し て、こういう処分をされたら任命権者に多大な影響が出てくるから罪一等を減じてこれにしてお こうなんていうことをやられましたら、いくら外部の専門的見識を識見を有する方であっても、 真っ当な結論出てこないこともありうるわけです。そうしたことを避ける意味で議会の同意を得 なさいと言っているんです。別に法律上必要な項目だから規定すれと言ってるんじゃないです。 議会の議決をきちんと通せば公平性、客観性というのは担保できるわけです。それくらいオープ ンにやらなければ審査委員会の厳格性というのは保障されていかないんじゃないかというふうに 思うから申し上げているんです。ここに正確なご答弁を求めたいと思います。それから会議録の 作成、これはするということですね。これしないほうがおかしいんです。今まで異常なんです。 それで非公開だから会議録は出しませんとかって言ってるけども、出すべき会議録がそもそもな いんだから、出しようがなかったじゃないですか。これも1番最後に初めて白状したわけです。 これ会議録なかったなんてのはとんでもない話です。後日、被処分者が訴訟を起こした場合に、 何をもって懲戒処分審査委員会は対抗するんですか。非常に危ないことをやっていたなと。こん なことでしかなかったのかと。本当に驚きます。これは会議録を作成するということで了解をい たしました。そこで審査委員会の公開規定なんです。秘密会にするっていうのはよくないと思い ますよここまで来たら。プライバシーがどうとかこうとか言いますが、それじゃ町長聞きますけ ども、日本の裁判制度っていうのは全部公判廷でやるのが原則なんです。処分を下すときには、 公開して公の場でやると。民事であれ、刑事であれ公判廷でやるというのが原則なんです。隠れ た場所で秘密裏に世間から情報をシャットアウトして下す処分というのは、往々にして間違った 処分が出がちなんです。しかもそれに対するチェック機能が全く働かない。暗闇の中の処分とい うことになりますから、だから私もいろいろな方面のいろいろな状況を集約しながら今日ただい まこの時点では、こういう提起を我が町の町長にせざるを得ないという決断をして提案を申し上 げている次第であります。町長の特段の決断を求めたいと思います。

以上で再質問を終わります。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) まず再度議会の議決を必要とする条例をすべきというご質問でございました。先ほども答弁いたしましたが、職員の懲戒処分に関しましては議会の議決で処分が決定さ

れる事案ではございません。まず聞いておいてください。地方公務員法第19条第1項第1号では、地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合、当該職員に対しての懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分ができることと定められております。懲戒処分等についての公正な取扱いを期するため懲戒処分審査委員会を設置し、調査、組織等の規定を定めております。なお地方公務員法第29条第4項では、職員の懲戒の手続き及び効果については、条例で定めなければならないこととなっておりますので、地方公務員法に沿って条例により必要な事項を定めているところでございます。それから秘密会ではなく公開すべきではないかと。この裁判の話もされての公開すべきだというご意見でございました。職員の懲戒処分と裁判との大きな違いというのは、裁判では刑を科して罪を償ってもらうということが裁判でありますが、この懲戒処分につきましては、これは先ほども説明いたしましたとおり、職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分、それによって地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持するということが目的でございます。したがってこの審査委員会委員の意見発言内容は公開されるということになれば、自由な発言ができなくなるおそれより審議に影響を及ぼすことから、これは他の市町村においてもそのような例はなく同様の扱いであると認識しているところでございます。

- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 私、議会に懲戒処分権よこせって言ってないんです。そのことを何で繰り返し再答弁でやるんですか。取消してくれって言ってんです。
- ○議長(平澤 等君) 町長に申し上げます。先ほど菅原議員の再質問の中に、先ほど町長の答弁のあった、議会の議決権で処分が決定される事案でないというふうなことで発言ございましたけども、菅原議員は規定を議会の議決を必要として格上げして条例としていただきたいというそういう質問でございます。だからちょっと論点ずれてると思いますので、菅原議員からは、先ほどの1回目の答弁については削除していただきたいというふうな要請が出ております。その分を勘案した中での答弁を願います。最初の1問目の問題だと思います。1問目です。
- ○7番(真柄克紀君) 議事進行。
- ○議長(平澤 等君) 真柄議員。
- ○7番(真柄克紀君) 私もずっとこれ聞いてますけど、どっちでも質問に対してきちんと質問の中身を理解した上での答弁、これ2回続けてですが誰が聞いてもやっぱり噛み合ってないですから。議長もそこでコソコソやらないで、きちんとした形で2回目の答弁もらうように、ちょうど12時にもなりましたけども、きちんとした形で進めてください本当に。どっちがいい悪いの話じゃないですこれは。だからこの次の答弁に関しては、質問者も答弁者もまた同じことでは困りますので、この質問に対するきちんとした見解を午後から示してもらうように進めてください。○議長(平澤 等君) 真柄議員に申し上げます。私はここだけでコソコソしてるっていう感覚は一切ございません。答弁調整の中での質問の意思に答えてないということで、町長に申し上げてるだけの話ですから、そんなふうなコソコソっていうことはありませんから、申し添えます。○7番(真柄克紀君) だからきちんとした形で調整するように、そこで町長と議長が話しても、それは私語にしかならなくなるんじゃないですか。だからきちんとしてくださいって言ってるだ

けです。こちら議会側から見てもやっぱり進め方としてそういう形で整理したほうが前に進むん じゃないですかという意味で私は発言してます。

○議長(平澤 等君) 私は、議長として菅原議員の質問の要旨に沿った中で、その答えが出るようにということで町長に要請しただけであって、ほかの意味はございません。

菅原議員どうしますか。再答弁お昼後でいいですか。

それではお昼になりましたのでここで昼食休憩にいたしたいと思います。なお議員の皆さんは 12時45分から全員協議会を開きたいと思いますので参集願いたいと思います。第1委員会室 でよろしくお願いします。なお昼食休憩につきましては1時30分までといたします。

> 休憩 午後 0時01分 再開 午後 1時28分

- ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。
  - 一般質問を続けます。町長の再々答弁から入りたいと思います。

町長。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 1点目のご質問につきまして、質問の趣旨と異なる答弁となりましたことをお詫びを申し上げます。先ほどの答弁を撤回して改めて答弁をさせていただきます。これまでも職員の不祥事による処分につきましては、地方公務員法第29条の規定に基づくせたな町職員の懲戒の手続き及び公開に関する条例及びせたな町職員懲戒処分審査委員会規程により、適正に処分してきたところでありますので議員ご提案の規定の条例化については考えておりません。また外部の委員につきましても、適任者を選任するということになりますが議会の同意については考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 以上で菅原義幸議員の5問目の一般質問を終わります。 続いて、菅原義幸議員の6問目の一般質問を許します。
- ○11番(菅原義幸君) それでは会計年度任用職員の処遇改善について町長にお尋ねします。
  - ①会計年度任用職員を継続採用する場合、面接を廃止することを求めたいと思います。
  - ②会計年度任用職員の希望者に対する正採用試験を制度化することを求めます。
  - ③昇給、年休、病気休暇、諸手当など処遇の更なる改善を求めます。

以上3点について伺います。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それでは6点目の質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員は1会計年度ごとにその職の必要性を吟味し、再度の任用がなされた場合でも、あくまでも新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきものとなっております。そのため当町では、会計年度任用職員を任用する際は公募の方法により選考しております。これは総務省で示されている事務処理マニュアルに基づき平等取扱いの原則等を踏まえ、できる限り広く

募集を行うことが望ましいとの考えにより実施しているものです。今後においてもこれまでと同様に公募の方法により面接試験を実施し適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。会計年度任用職員の正採用試験を制度化とのご質問でありますが、職員採用については、公務員試験または一般募集による採用試験に合格された方を採用することとなります。これまで一般募集による採用試験を実施し会計年度任用職員から正職員となった職員は過去4年間で8名であります。これからも職員数の推移を見極め必要に応じて一般募集による採用試験を実施してまいります。

3点目のご質問にお答えいたします。会計年度任用職員の処遇については、国の非常勤職員の制度を基準として制度設計しており、これまでも処遇改善を図ってきたところであります。給料においては正職員と同様の給料表を用いており、勤務の経験に応じて号給が加算される仕組みとなっております。また病気休暇や諸手当につきましても国の非常勤職員と同様の扱いとしており、有給の特別休暇の拡大や勤勉手当の支給など処遇改善を図っているところです。今後においても、これまでと同様に会計年度任用職員の処遇改善に努めてまいります。ご理解いただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 再質問いたします。まず面接の問題でありますが、これは会計年度任用職員からの生の声であります。複数の応募者がいて採用される場合には面接試験当然であるけれども、1人しかいない場合に引き続き採用されるということになりますと、改めての試験ということについてはどうなんですかという声なんです。結局、振るい落とすのか落とさないのかということなのか。それとも建前上やらなければいけないからやるということなのか。その辺をきちんとしてほしいと。身の縮む思いで面接を受けているんですという声があるんです。そういうことについて生の声を町長にお届けしておきたいと思います。私は検討の余地はあるのかなと思っております。

2つ目、これは制度化しているというふうに理解してよろしいですか我が町は。その確認を求めておきます。

それから3つ目、昇給、年休、病気休暇、諸手当処遇のさらなる改善を求めますということですが、正職員並みだとは言えないと思います。例えばわかりやすい例で申し上げますと、年休正職員並みですか。そういう答弁さっきなさいましたでしょ。持ち数、それから繰り越す日数、等々についてもこれは正職員並みではないです。ですからそういう杓子定規の答弁なさらないで、内容をよく分析しながら、あるいは他町の先進例もよく研究して可能な範囲の中で更なる改善措置を進めていくということが必要だと思います。これは全国的にも国の職員や地方自治体の職員共通の会計年度任用職員の処遇改善の共通課題になっているんです。労働組合とタイアップして会計年度任用職員の処遇改善を向上させようという運動も地道に進められているところもございます。一つ一つ分析していきますと、様々な改善点や改革の中身がございますから一々申し上げませんけれども、正当な注意を払って処遇改善をさらに進めていくというふうにしていただくように強く提起をしておきたいと思います。

以上です。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) まず会計年度任用職員の継続する際の面接の関係でございますが、これはあくまでも新たな職に改めて任用されるということで整理しておりますので、これはこれまで同様、面接をするということにしてまいりたいと思います。
- ②の正採用試験の制度化ということでありますが、これは、この優秀な人材を確保するということでしっかり試験によって一般募集につきましては採用をしてまいりたいと考えております。

それから処遇の改善でございますが、これはせたな町の場合、国の非常勤職員と同様の扱いとしております。これはこういうことで、これからも国と同様の処遇改善をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 時間の関係がありますから、納得できない答弁多々ございますが、次の質問に移ってよろしいですか。
- ○議長(平澤 等君) わかりました。

以上で菅原議員の6問目の質問を終わります。

続いて菅原義幸議員の7問目の質問を許します。

菅原議員。

- ○11番(菅原義幸君) 新年度予算について町長並びに教育長にお尋ねいたします。①全町的な通院バス代無料制度の導入を求めます。
  - ②希望する高齢者へのハイヤーチケット交付事業の復活を求めます。
  - ③今年度の補聴器購入補助事業の実績を伺います。併せて新年度の補助内容の拡充を求めます。
  - ④北檜山区のまちなかバスの導入を求めます。
- ⑤これは答弁いただきましたよね。再度確認させてもらいたいと思いますが、リフォーム事業 の復活を求めます。
  - ⑥エアコン設置費補助制度の導入を求めます。
- ⑦9月定例会で町長は、1、小中学校教材費、制服代、修学旅行完全無料化、2、中高卒業時に各10万円、高校生応援金月額1万円支給の2点について決してゼロ回答ではないと答弁されました。新年度の検討額をお尋ねしたいと思います。

以上であります。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) それではお答えいたします。

1点目につきましては、令和6年第1回定例会での片道だけでもなんとか負担できないかとのご意見をいただいております。解決策について検討してまいりましたが、まだ良い制度設計にたどり着いていないということ、財源の課題、事業の優先順位などから事業化にはもうしばらく時間がかかるものと思っております。そのようなことから交通空白地域におけるデマンドバス運行を優先して進めてまいりたいと考えております。

2点目ですが、ハイヤーチケットの交付事業につきましては1点目の答弁と同じように、財源の課題、事業の優先順位などからいまの所実施する考えはございません。

3点目、補聴器購入補助事業の実績でございますが、現在6件なっており、補助金額にして3 4万円の実績となっております。また新年度から補助内容の拡充をということでございますが、 制度がスタートしたばかりであることや先行して制度を利用された方との不公平感、何より聞こ えの問題を解決するためのきっかけづくりとしてスタートさせた事業という経緯からも、事業内 容の拡充、変更については考えておりません。

4点目の北檜山区のまちなかバスについてですが、藤谷議員への答弁でも申し上げましたが、 交通空白を解消したのち実施に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思いま す。

5点目の住宅リフォーム助成事業についてですが、藤谷議員への答弁のとおり令和7年度実施 に向けて今準備を進めているところでございます。

6点目のエアコン設置費補助制度の導入についてですが、住宅リフォーム助成事業の拡充で対応したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(平澤 等君) 教育長。
- ○教育長(小板橋司君) 7点目の(1)について私の方からお答えいたします。新年度の検討額を伺うということにつきましては、9月定例議会に議員より質問がありまして答弁させていただいた数字を基に教育委員会内部で検討いたしました。その際に、提案いただいたもの以外にも保護者負担が大きいもの、さらには学校ごとの保護者負担額に格差がある学校行事もございますので、それも含めて令和7年度予算として検討していきたいと考えております。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 7点目の(2)についてでありますが、町としても予算編成状況を踏まえながら保護者の経済的な負担軽減を図るため、前向きに検討しております。ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 再質問をいたします。町長①ですが、やらないということなんですよね要するに、これ答弁後退してませんか。デマンドバスを行った後に検討しますという答弁だったというふうに思います。それがやらないということに舵を切ったんですか。舵を切ったとすれば、その根拠を明確にしていただきたいと思います。それで財源がないという言い方はやめてください。財源問題じゃありません、財源あるんですから。全体で60数億円に上る各種の基金でありますけれども、ございますし、毎年2億からの黒字決算なんです。要するにないというのは財源じゃなくて、町長のやる気がないからでしょう。私は通院バス無料化の問題は避けて通れない問題だと思っていんです。理由を申し上げますが、デマンドバスの運行によりこれまで無料で患者バスを利用していた方が、たとえ金額が安くても有料化になるという状況が起きてるんです。町長わかりますか。これはその個人からとってみると無料から有料化になったという点では後退

なんです。その矛盾をどうするのか。それからよく特定の路線を上げて、ここの人たちは函バスを利用しておって無料化になっていないんだと。それを患者バスがあるがためにタダになっているところとの逆格差があるじゃないかというようなかつての意見もございましたが、そういう路線バスも含めて通院バス代を無料にする制度を全町的に導入してはどうかという提起なんです。しばらくかかるって言うけども、何でしばらくかかるのかっていうことです。しばらくかかるって何年待たせるんですか、町長得意の。そのうちに町長の任期あと8カ月ちょっとです。要するにやらんということなんです。そういう答弁であるならば、それは受け止めざるを得ないと思いますけれども、根拠を明確にした上でご答弁を求めたいと思います。

それから高齢者のハイヤーチケットも同じなんです。これは復活してくれって言ってるんです。ただし一定の年齢の方の計算数値が出ておりますけれども、その計算数値は全員に交付する金額で計算してると。これは非常に乱暴な算出なんです。免許を持ってる方は当然要望しないでしょうし、いろいろな事情でどうしても必要だという方は希望するでしょうし、ニーズに合った対応を行政がしていけばいいのであって、年齢全員に基本的な数値をかけて総体の予算が幾らだというようなやり方は事務的、行政的、極めて乱暴なやり方と思います。いずれにいたしましても希望する高齢者へのハイヤーチケット、私は年間12枚でも結構だと思うんです。行政の優しさ、高齢者への思いやり、そういうものを高額の予算が要らないわけでありますから、そういう優しさを新年度においてぜひ示していただきたいと思います。これも財源がありませんというような話ではありません。ないのは町長のやり気なんです。強く求めておく次第であります。

それから補聴器、今年度6件34万ですか。たしか180万でしたよね予算は。フルに使われてませんでしょ。180万じゃなかったんですか。これは180万ですよね。そうするとまだあと3カ月半ありますからどうなるかわかりませんが、おそらく執行残出てくると思うんです。この進み方ですと。それはニーズがないのかという問題になってきますよ町長。私は、要保護者、それから非課税世帯ですか、課税世帯という大きなくくりで分けておりますけれども、それから月額もそれぞれ違うわけですが、この基準を改善していいのではないかと思います。多分、利用するほうは、その利用する方の障害の程度にもよりますけれども、安いのから高いのまで相当ランクの違いがあるようなんです。私は補聴器については自分ではつけておりませんから値段の詳細は細かくは承知しておりませんが、安いのから高いのまで、性能のいいものからそうでないものまでいろんな千差万別があるんだそうですが、やはり良いものを求めようとすれば相当高額の金額でもあるそうです。ですからそういう状況も踏まえた中で、この利用率でいいのかどうかということも考えながら進めていっていただきたいというふうに思います。1回決めたんだからもう絶対ダメだよという杓子定規のやり方がどうなのかということにつきまして、率直に問題を提起しておきたいと思います。

それから④まちなかバスの導入です。これは町長なんて言いました。デマンドの後に実施するということです。このあといつやるかこれはわからんということですねさっきの答弁簡単に言いますとね。いつやるかわからない答弁ですよね。これそういう問題じゃないんです。かつて実証試験種運転やったわけですから、コロナの最中ですけども。ダイヤの組み方によって非常に喜ば

れて利用効率も非常に上がっていて、冬季間でありましたが喜ばれていたという実績があるわけ ですよ。ですから利用者はまた継続してくれるんだな、非常によかったなというふうに喜んでま した。直接利用者からの声も聞いております。ところが町長は何て言ったかというと、いやこれ は高齢者のためにやった仕事ではなくて、コロナで事業が落ち込んで収入が落ち込んでいる事業 者の経営対策のためにやったんだという答弁をしたんです。これへ理屈でしょ。業者に対する救 済策というのは別建てで一定のレベルの金額で打ってるわけですから、バス業者に対する支援策 でも何でもないですよ。あくまでも冬季間家に閉じこもりになる高齢者に利便を提供する手段と して取り組んだ事業なんです。そういう試験だったわけです。好評だったんですからやったらい いじゃないですかそのまま。金額だってそんなべらぼうな金額じゃありません。これを何で予算 化できないんですか。地方自治体というのは、最小限の費用で最大限の効果を生む財政運用する 必要があると。これが地方自治体の基本命題の一つなんです。ならばやったらいいじゃないです か。先ほどの一般質問でも申し上げましたが、特定企業に町職員がやるべき仕事を丸投げして8 00万も財政出動するんであれば、そういうのをやりくりしてまちなかバスのために予算化すれ ばおつり来るんですよ町長。そういう発想できませんか。もう残任期間少ないんですからせめて 新年度、これは冬季間ということでスタートはしましたが、いずれにしてもそういう構想を実現 するんだという政策を示していただきたいというふうに思います。

それからリフォームこれはいいですね、答弁いただきました。

次にエアコンの問題なんですが、エアコン単独での設置補助制度の導入を申し上げているんです。これ喜ばれると思います。上ノ国でも既に制度化していることは申し上げました。昔はエアコンというのは考えられない時期もございましたが、今夏の暑さ対策については北海道も沖縄もそう変わりはないんです。温暖化現象の中で、それからエアコンは相当普及してるんだと町長おっしゃってましたが、いやまだまだこれからっていう家庭たくさんあります。だから快適な生活を送ることができるようにするための支援策として制度的、独自の制度化があってもいいのではないかというふうに思いますので、他の事業とくっつけた運用ではなくて独自政策として導入するように新年度ぜひ検討を求めたいというふうに思います。

7番につきましては9月議会でゼロ回答ではないというふうにおっしゃってまして、数字ははっきり言いませんが新年度予算の中で具体化されてくるものなのだろうというふうに思います。 大いに父兄が喜べる数字になるように検討をしていただきたいというふうに思います。12月議会の答弁としてはそこまでが限界なのかなというふうに思いますので、これは答弁をそのまま頂戴しておきたいと思います。

以上、再質問といたします。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それではお答えをいたします。通院バスでありますが、現在全町をこの網羅するデマンドバスの導入を、今、全てデマンド化を進めているところでございます。当然通院バスと違ってデマンドバスについては買物ですとか、通院、自由に好きな利用をしていただけるというふうに利便性を向上をさせているところでございます。したがいましてこのデマンド化

を達成した後に、やらないと言ったつもりはございませんでした。先ほどは事業化にはもう少し 時間がかかるという話をさせていただいたところでございます。ご理解をいただきたいと思いま す。

ハイヤーチケットですが、これもデマンドバスで対応したいというふうに思っておりますので、ハイヤーチケット交付事業についてはやらないということで、先ほどの答弁のとおりでございます。それから補聴器ですが、議員言いましたように180万予算を組みました。この事業は、先進市町村の調査においてはあまり利用されてない事業ということでありますが、当町の場合、6件もご利用いただいているということでございます。これにつきましては、この予算以上に使っていただけるように、今後とも利用を進めてまいりたいというふうに思っております。したがいましてこの事業の見直しにつきましては新年度においては考えておりません。

まちなかバスこれも先ほども答弁差し上げましたが、デマンドバスにつきましても今1年前倒しで進んでいるところでございます。したがいまして9年度以降、このまちなかバスに取りかかれる見通しという状況になってまいりました。できるだけ早く対応できるように努めてまいりたいと考えております。

エアコンにつきましては、これは普及が進んでしているところでございますが、しかしまだ要望もあると、これから取付けをする家庭もあるというふうに思っておりまして、これについてはリフォーム事業と併せて、今まではエアコンの設置だけでは対象になりませんでした事業費の関係で、しかしこれも対象にするように制度設計を見直すという形で対応したいというふうに思っております。

以上です。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 後ろのほうからいきますが、そうするとエアコン設置費補助制度が導入されるんだと考えてよろしいですね。セットでなきゃいけないと言うから単独でというふうに提起したわけですから、今の答弁ですとリフォーム全体の中の一つのメニューということではなくて、エアコンそのものでもいいですよということですね。わかりました。そうであればエアコンの設置事業は単独で可能だというふうに町長は舵を切ったというふうに受け止めさせていただきます。これは確認いたします。

それから前に戻りますが、デマンドバスを全町的に網羅して、それを達成した後に考えていきたい、時間がかかるとこういうことですね。もうそんな時間かけなくたっていいんじゃないですか。何も理由になってないんです。通院バス代の無料化の制度は町長が決断すれば、路線バスも含めて、デマンドバスも含めて、これは患者バスの存続も含めて病院に通う場合はタダで行ってくださいという福祉政策になるわけです。なんで町長、デマンドバスを全町に網羅したあとでないと、それを達成したあとでないと導入できないんですか。ちょっと理屈に合わない答弁を平気でなさるんです。高齢者はそんな悠長なことを言ってるわけにはいかないんです。1年でも半年でも早く導入して、喜ばれるようにそういう行政をやったらどうですか。重ねて申し上げますが、残任期間8カ月ちょっとです。もう決断してくださいということを申し上げておきたいと思うん

です。

それからハイヤーチケットの問題です。さっき何て言いました町長。デマンドを利用してくれ って言いましたでしょ。これ失礼ですよ。失敬ですよ、私何年これやってきましたもう。複数年 に渡って一貫してやってきてるんです。同じことまたしゃべらせるんですか。デマンドを利用で きるエリアでない方の要望を具体的に私出してるんです。時間まだありますからちょっとこれ掘 り下げておきますが、私が具体的に出したのは瀬棚区の事例を出しました。本町4区の公営住宅 に住んでいる80代後半の高齢者の方からです。細々と年金もらってるのに診療所に行くのにも 足が悪いからタクシー使いますと。コンビニに行くのにもタクシー使いますと。運転士さんのほ うから昔チケット出てたんだよねって、町長にお願いしてみたらと言われましたんで、菅原さん 何とか実現してくださいと。これが出発点だったんです。会議録過去に振り返ってみてください。 本町4区の高齢者の方がデマンドバスどうやって利用するんですか。町長、本町4区に住んでる 方がデマンドバスをどうやって利用するんです。そういう町民の実態からかけ離れた全く実行不 可能な答弁を公然とするということについては町長の人間性を疑いますよ私は。そういう方も合 併のときには年間12枚、24万、48枚と平田町長のときはよかったっていう声聞かされるわ けですよ私は。町長は道が制度やめたから道が復活したら町も考えるっていうんです。道は全部 出してたわけじゃないんです。確かに道が出してました半額です。残った半分は町で持ってたん ですから。出してあげたっていいじゃないですか。喜ばれるんですからそれで。そういう思いや りをなぜできないのかということです。この方はもう娘さんとこに引上げていないですよ今。私 も議会で何回やっても町長言うこと聞かなかったと言ったら、そんな町長もうやめさせてくださ いよと。これが最後のセリフです。そして町を去っていったんですから。これは私は具体的な例 を挙げましたけれども、北檜山の各団地に住んでいる高齢者の方からも意見もらってます。高齢 になって車の免許返上したと。返上した途端、菅原さん足ダメになったんですよ。 2階に住んで るんだけど1階におりるまでも大変なのに、そこから病院に行くにしても、役場に行くにしても お店屋さんに買いに行くにしても大変なんだって。ハイヤーチケットあったら助かるよねって話 です。デマンドバスをどうやって利用するんですか。公営住宅から店までデマンドバス利用でき るんですか。私そういう返事をその方に返してもいいんですか町長。ハイヤーチケットはデマン ドバスを利用してくれって、こんな答弁ね。答弁なってませんよ。19年も町長やってるんだか らもっとましな答弁してもらえませんか。血の通った答弁してもらえませんか。

再質問で以上の点を申し上げておきます。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) このデマンドバスにつきましては、これできるだけ早くといいますか、 予定どおりこのデマンドバスの整備をさせていただいて全町を対応できて、そのあとまちなかバスというふうに考えているところでございます。

それからエアコンにつきましては、これはリフォーム事業の中でリフォームとして対応したいというふうに考えているところでございます。リフォームとしてということは、リフォームとして単体でも対応させていただきたいということでございます。

それからハイヤーチケットの関係で瀬棚区の例も挙げられましたが、このまちなかバスによってこの部分のサービスをしてまいりたいと。今すぐということにはなりませんが、できるだけ早い時期にまちなかバスのデマンド化っていいますか、そういったことをやらせていただきたいというふうに思っているところでございます。

- ○議長(平澤 等君) 町長、ハイヤーチケットはどうなんですか。 町長。
- ○町長(高橋貞光君) ですから、まちなかバスで対応するということで答弁をしたつもりでご ざいます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員からはデマンドバスを使えない場合があるからっていう質問だったんですけども、その場合も答弁同じですか。あとエアコンの場合について、先ほどうなずいたときは単体っていうふうな形のニュアンスでとれたんですけども、これはあくまでも先ほど菅原議員とのやりとりの中ではそうとれたんですが、あくまでもリフォームの中の一環としてということで、これは間違いございませんか。

町長。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) エアコン単体でもリフォーム事業の中で対応するということでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員はエアコンの設置補助制度の導入というふうなことの質問をされているんですけどよろしいですか。違うかい。

菅原議員。

- ○11番(菅原義幸君) 再々質問じゃなくて、確認の質問でよろしいですか、答弁明確でないですから。いや町長これエアコン単独でも補助金の対象になるのか。それともリフォームの一連のメニューの中の一つとしてエアコンも補助対象になっていくのか。実際の作業として全く違うんです。そこを理解できていた上で答弁してるんですか。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 今までのリフォームの補助の金額からエアコンを対象にするように最低 の基準価格を引下げておりますので、エアコンだけでも対象になるというふうに考えていただけ ればよろしいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) わかりました。それは先ほど私が確認させてもらったことでよろしいとこういうことですね。間違いないですね。そうしましたら、そういうふうに制度を変えたと。あるいはそういう利用が可能になったということをわかりやすくまた回覧で回してください。これ相当効果あると思います。それから基準についても、これは設置費と設置料と両方ありますから、それらも含めて明確に町民が理解できるようにした回覧をシーズン前にきちんと出してほしいと思います。今のまま何も知らせなきゃこれはわからんですから。エアコンだけで利用できるんだなというふうに思ってないですから。そこだけは明確に答弁してくださいよ。ちょっと待っ

てください。まだ再々質問に入る前の段階です。

それからデマンドバスをどこまで考えてるんですか。デマンドバスというのは普通理解しますと、まちなかバスまでデマンドにするっていう話なんですか。いわゆる路線バス、路線バス始点、終着点、一定の距離を持った曲がりくねっているとこもあるかもしれませんけれども、一定の始発点から一定の終着点までという距離を持ったバスをデマンドで利用できるようにすると。特に 国バスのあとの対策として導入してきているものだという概念なんですが、まちなかバスというのは周遊してるんですよあの一体を。それもデマンドでやるっていうことなんですか。そうであるならば、まちなかバスのデマンド化という明確な方針出してくださいよ。それなら私納得できますから。その町長の答弁が、私ども理解しにくい答弁なさるわけです。そういうことが高等テクニックの答弁なのかもしれませんが、わかりやすい答弁してください町長。あと細かいのいろいろありますけれども、まず再々質問に入る前にそこをちょっと補充答弁しておいてください。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) エアコンにつきましては、これ皆さんにきちんと知らせるようにということでございますが、今のところまだ予算成立しておりませんのでそれはできません。予算成立後ということになると思います。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) わかり切った不真面目な答弁やめてください。誰が予算前に示せと言いましたか。シーズン前に皆さんが利用できるように制度設計を回覧で回したらいいでしょうと、素直に言ってるだけです。はいわかりましたで済む話じゃないですか。何でそうやって一つつ突っ張んなきゃないんですか。真面目にやってくださいって本当に。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 予算成立後速やかに対応してまいりたいというふうに思います。それから、この瀬棚区の先ほどのハイヤーチケットの問題でありますが、これ瀬棚区の場合この公共交通の関係でなかなか今その辺の調整が難しいということで今対応できてないということなんですけども、それも精力的に対応できるように取り組みをしてまいりたいと。それからまちなかバス、これは北檜山区のまちなかバスでありますが、これは先ほども申し上げましたように9年を目処に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員の質問に関しては、先ほど照らし合わせた結果再々質問をしているということでございます。議長といたしまして、その質問内容の補充という点で特に質問を認めます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 議長の配慮に感謝申し上げます。町長、私さっき聞いたのは、何で9年度まで待たなきゃいけないかと言ってるんです。9年度まで待たなくたって7年度からできないんですかって話なんです。9年度っていうと町長の任期がはるかに超えてますでしょう。いやそのときも俺現職でいるんだとおっしゃるなら話は別ですけども、今の任期中におやりになったらいかがですか。20年もやるんですから。そういう実績の一つでも示したらどうですか。私は、

そのことも踏まえて誠意ある答弁を求めたいと思うんです。それからハイヤーチケットの問題、瀬棚区ね、公共交通の関係でできないでいると。これどういう意味ですか。なんの公共交通の関係でできないのか意味不明です。要するに町が制度としてはハイヤーチケットを出しますよという政策を復活させればいいだけじゃありませんか。これ利用するのは公共交通じゃなくてハイヤーチケットですよ。これを12枚、年間ですよ僅か毎月1枚という話です。お出しになったらいかがですかっていう提案してるんであって、公共交通の関係、何で出てくるんですか。これは再々答弁としても理解しがたいことでありますから、議長一つ今の2点についてしっかり答弁させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) この任期中にというお話もございました。デマンドバスにつきましては、 これは計画に沿ってやりたいというふうに思っておりますので、これは任期中になるか否かは、 それは別の問題でございます。

それからまちなかバスの関係ですが、これ藤谷議員の質問にもお答えいたしました。早期、運行に向けて地域公共交通計画に基づく交通空白地域の解消を目指して地域公共交通活性化協議会いて順次デマンドバス路線の整備を実施しております。町内の交通基盤をしっかりと固めてから各デマンドバス路線及び瀬棚線や久遠線などの接続を考慮した上で、まちなかバスの運行に向けた検討をしていきたいということでございます。ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 町長、ハイヤーチケットは公共交通の関係はないってことですね。町長。
- ○町長(高橋貞光君) これは1回目の答弁でも申し上げましたが、ハイヤーチケットの交付事業につきましては今のところ実施する考えはございません。
- ○議長(平澤 等君) よろしいですか。わかりました。終わってよろしいですか。 以上で菅原議員の7問目の一般質問を終わります。 ただいまより2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分 再開 午後 2時40分

- ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。
  - 一般質問を続けます。
  - 11番、菅原義幸議員の8問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 質問に入る前に町長に申し上げます。私は残余の議題も含めて、議案も含めて今日定例会が終了するようにという心構えで臨んでおります。あと一般質問3つございますが、3時半には終わりたいなというふうに思っておりますので質問は通告のとおり単純明快

でありますから、町長の答弁も一つ単純明快に再質問や再々質問の必要性がないようなスカッと するような答弁をお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、せたな町洋上風力発電所風海鳥について町長にお尋ねします。

- ①風海鳥の撤去費用は7億円に達っしますが想定外の金額であります。撤去工事費と浚渫工事費の積算根拠を伺いたいと思います。
  - ②これほどの金額になるまで対処しなかった理由をお尋ねします。
- ③安全管理のための年間維持管理費は約2,000万円とされておりますが、基金残高は今年度末見込みで約5,800万円であります。早期撤去の決断を求めたいと思います。

以上であります。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- 〇町長(高橋貞光君) お答えをいたします。この風海鳥につきましては旧瀬棚町から引き継いだ施設でございますが、この1点目の積算根拠です。風海鳥を建設しました五洋建設に依頼し昨年12月に提出された概算の見積書を根拠としております。内容としましては、撤去工事費としてSEP台船費1億4,100万円、風車解体費5,400万円、ケーブル、変電所撤去費5,300万円、仮設及び諸経費7,100万円、計3億2,200万円に消費税をプラスして約3億5,000万円としております。また浚渫費用としまして傭船費3,100万円、揚土整備1,400万円、浚渫費2億1,900万円、諸経費6,900万円、計3億3,300万円に消費税をプラスして約3億6,000万円となります。

2点目の対処しなかった理由とのご質問でございますが、決して対処してこなかったものではなくて、昨年3月の2号機ギアボックスの破損後には、6月及び12月の総務厚生常任委員会へ故障の経過や今後の対応、風海鳥の廃止などについて説明しておりますが、浚渫の費用や近年の物価高騰などの要因により、これほどの金額となったことは想定外でありました。

3点目の早期撤去につきましては、これは大変な金額の撤去費用となっておりますので、ほかの事業者からも撤去の提案を受けている状況もありますので、それらを精査しながら状況が整えば新年度以降で撤去を進めたいと考えているところでございます。

- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 再質問をいたします。見積り積算内訳が答弁されました。これ資料で 出してください。数表で結構ですから。

それから2つ目、対処しなかったわけではないという答弁でありました。想定外だったって言いますが、耐用年数が明確であって、その後の利用をどうするかという基本構想が明らかであれば対象はもっと早くすべきだったというふうに私は思います。例によって私と高橋町長の考え方の違いだということになるかもしれませんが、これは旧町時代からはっきりしてたことなんです。確かに町長、建てたのは旧町時代です。これは平成16年です。ところがその後は平成17年の9月からは全部高橋町長時代の運転になるわけです。19年間に及びます。町長だけの名前で言いますと1年は平田旧瀬棚町長です。それ以降はずっと高橋町長なんです。だからあまり旧町時代に責任を振らないで、現町長19年の実績に基づいてそれにふさわしい責任を持って対処して

いただきたいということを率直に申し上げておきたいと思います。これは特に答弁は求めません。それで3点目なんですが、新年度以降に対処したいっていうんですが、これもまた漠然とした答弁なんです。これ新年度以降に対処したいというのはどういう意味ですか。新年度以降というとエンドレスなんです。言葉を文字どおり解釈すれば。新年度にやるっていうことなんですか。それ明確に答弁を今しませんと、もっとはっきり言いますが、決断を早くしませんと費用は高くなっていく一方だと思います。理由は、浚渫、この砂というのはどんどん毎年溜まっていくんですからあの構造からすれば。高くなっても安くなることはないと思いますので運転停止を決断する以上は、私はあと撤去しかないのかなというふうに思っております。モニュメントとして利活用するにしても、あれだけ風速を受けるものをモニュメントとしてどう維持管理できるかというのは、なかなか難しい話だと思います。安全対策ということを考えれば早期撤去の一択かなと思うので、これは決断の問題です。決断するとすれば早期にと。ただしできるだけ経費は安くということが知恵の絞りどころかなと思います。どういう業者にいつどういうタイミングで発注していくかということはありますけれども、いずれにしても私は早期決断というこの1点を求めておきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 資料につきましては、後ほど、すぐできるそうです。それからこの撤去でございますが、これはもちろん議員おっしゃるとおり、できるだけ早くこの撤去を発注したいというふうに思っておりますが、先ほどそう説明したように7億円という巨額の費用、したがいましてこれよりできるだけ安くということも今考えているところでございます。ほかの事業者からも撤去の提案を受けてます。そういったものを精査しながらできるだけ早く速やかに撤去してまいりたいと考えております。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 次の質疑に入ってよろしいですか。
- ○議長(平澤 等君) お待ちください。

以上で菅原議員の8問目の一般質問を終わります。

続いて菅原議員の9問目の質問を許します。

- ○11番(菅原義幸君) それでは非核平和と憲法9条の擁護に関する町長の見解についてお尋ねいたします。
  - ①衆院選挙後の憲法改定の動向について町長の所見を伺いたいと思います。
  - ②全国首長9条の会への参加意思の有無をお尋ねいたします。
- ③昨年の12月議会で藤谷議員が、非核平和の町宣言の垂れ幕や宣言の役場ロビーでの掲載を 求めてから1年が経過しました。実施に向けてこれまで検討してきた内容の詳細をお尋ねします。
- ④宣言の制定から既に17年が経過しており、町長の速やかな決断を改めて求める次第であります。

以上です。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) お答えいたします。

憲法改定の動向についての町長の所見とのご質問ですが、憲法改正については、政府、国会等で十分論議されるべきものであり、私としては、憲法改定について、日本国の安全で安心な暮らしを守り国民の理解が得られるものであってほしいと願っております。

2点目でございますが、全国首長9条の会への参加につきましては考えておりません。

3点目と4点目のご質問一緒にお答えをさせていただきます。町は現在、広報誌での周知や町ホームページに掲載しているところでございますが、宣言から17年が経過していることから改めて町内外へ発信ということについて検討してまいりたいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) ③答弁しておりません。
- ○議長(平澤 等君) わかりました。ただいま質問の内容にあるように垂れ幕や宣言を役場の ロビーでの掲載を求めてきたということに対しての答弁がなされていないということなので、再 答弁願います。

町長。

- ○町長(高橋貞光君) 発信について検討してまいりたいという答弁をさせていただきましたが、 もう少し丁寧にということではないのかなと思います。現在、宣言から17年が経過しておりま す。改めましてこの役場ロビーや町内外も含めて発信をしてまいりたいというふうに思っており ます。
- ○議長(平澤 等君) 加えて町長、検討してきたというふうなことはどういうことなんですか。 検討してきた内容について菅原議員は質問してますけども、その内容についても答弁していただ きたいと思います。

町長。

- ○町長(高橋貞光君) 現在のところを検討してきた内容としましては、役場ロビーなどへの掲載、それから町内外への発信ということでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 再質問します。町長もっと真面目に答弁してもらえませんか。私これは答弁ですぐ最後の質問に移るつもりだったんです。町長に挑発されて再質問するわけじゃないんですけども、答弁なってないじゃないですか。まず一つは、憲法改定後の動向について国の状況をどう分析してるかっていうことを言ってるんです。国民のためになるようなことを願うって、町長のお願いを聞いてるんじゃないんです。政局の把握を聞いてるんです。多分把握されておらないから答弁できないんだろうと思うのでこれはスルーします。しかし依然として石破内閣は憲法再改定狙ってますから、その内容たるや非常に危険な状況だということを後日また改めて申し上げたいと思ってます。これは再答弁要りません。

それで2は町長の判断ですからわかりました。これは想定の範囲内の答弁です。やる気ないだろうなと。入るつもりないだろうと思ってましたから確認だけさせておいていただきたいと思い

ます。

それで③ですが、これは町長、先ほど言いましたように真面目に答弁してください。藤谷議員 には、非核平和のまち宣言の垂れ幕や宣言の役場ロビーへの掲載を検討いたしますという答弁し てるんです。やりませんという答弁ではなかったんです。私は新人の藤谷議員がよくぞこういう 角度から率直な質問をなさったなと個人的には非常に高く評価し歓迎をしておりました。それは 町長が検討するとおっしゃったから、いずれ遅くない時期に垂れ幕も出て、ロビーに宣言の全文 も出るんだろうと期待しておりましたが、待てど暮らせど一向にその気配がないわけです。町長 いいですか。だから私は9月議会に聞いたんです。これ12月議会で初めて取上げた問題じゃな いんです。9月議会の答弁町長なんて言いましたか。検討中だっていうんです。だからいつまで 検討するのかなと思いましたから検討してきた内容の詳細を伺うと、1年間も検討してるんです からいろいろ庁舎内部の会議を開いて、アイデアを出させて是か非かも含めた検討してきたんだ ろうと思うんですが、聞いてみた限りではあんまりやった様子ないなと。ただ時間稼ぎの1年間 だったんじゃないのかなというふうに思わざるを得ないです。他町への発信なんてのは改めてし なくてもホームページに載っかっているんですから、ネット検索すれば出てくるわけですよ宣言 は。そうではなくて藤谷議員おっしゃるように、堂々と役場庁舎にあれだけいい建物あるんです から垂れ幕出したらどうなんだという提起です。提起は具体的なロビーに宣言、これ全文枠組み 組んで掲げたらいいじゃないですか。来る人来る人せたな町は非核宣言をしてる町なんだなとわ かるような掲載やったらいいじゃないですか。たったそれだけのことに予算だってかかるわけで もないのに何年かけるんですかということを③と④の中で聞いてるわけですよ私は。そこに焦点 を当てて率直なご答弁を求めたいと思います。

以上です。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 先ほどからお答えしているように、改めて役場ロビーなどへの掲載も含めて町内外への発信をしてまいりたいということでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) いつまでやるんですか。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 準備にも少し時間がかかるかと思いますが、できるだけ急いでやらせて もらいます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 最後の質問なりますけども、予算計上して垂れ幕の作成費と宣言の本体を作って取り付ければいいわけですから時間そんなにかかるんですか。ここですぱっと年度内にやりますとか、1月中にやりますとか決断して返答なさったらどうですか。そういうことを私は聞いてるんです。通告したの10日なんですから。もう答えを頂戴しても悪くはないのかなと思いますけども、いかがですか。再々質問終わります。
- ○議長(平澤 等君) 町長。

- ○町長(高橋貞光君) 年度内にできるようでございます。
- ○議長(平澤 等君) 以上で菅原義幸議員の9問目の質問を終わります。 次に、菅原義幸議員の10問目の質問に入ります。
- ○11番(菅原義幸君) それでは来年9月の町長選挙についてお尋ねをいたします。
- ①第3回定例会で町長は、来年の町長選挙に出るかどうかまだ考えていないと答弁をされました。現時点で結論が出たのか伺いたいと思います。
- ② 5 期目の出馬表明に際し集大成を目指すと言明されました。この際、後進に道を譲られてはいかがかと思いますが、ご答弁を求めます。

以上であります。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) お答えをいたします。

1点目のご質問の来年の町長選挙どうされるのかという質問でした。任期まで引き続き全力で 政策課題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。現在は新年度予算の編成と その成立を第一に取り組んでいるところです。次のことはそののちにゆっくりと考えてまいりた いと考えております。

2点目のご質問でございますが、私の任期の町政の舵取りを任された際、これまでの4期16年、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら様々な政策課題に取り組んでまいりました。 5期目は、その集大成を目指す公約実現に向け取り組んできたところでございます。後進に譲られてはという議員のお話でございましたが、菅原議員からそう言われるとは思っておりませんでした。いずれにしましても、選ぶのは町民の皆さんの意思というふうに考えているところでございます。

- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) これ再質問するつもりはなかったんですよ。はっきり言っておきますが、答弁そのまま頂戴したいと思ってました。ただ②についての答弁はなってません。私に質問されると思ったか思わないかはそれは町長の自由です。選ぶか選ばないか町民の意思であることも間違いありません。私が聞いてるのは、後進に道を譲られてはいかがか。あなたご自身の意思と判断を伺ってるんです。町長自身の判断をお示しください。たったそのことだけです私が質問してるのは。議長よろしくお願いします。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 新聞等を見ましても、最近のこの再選の町長の動きといいますか。大体 3カ月前後前というふうにもなっております。私自身の問題でもありますから、ゆっくりじっく り考えて結論を出したいというふうに思っております。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 再々質問をさせていただきます。これも再々質問やるつもりはなかったんですけども、流れからしてお尋ねせざるを得ない答弁なんです。じっくり考えるということなんですが、町長いつまで考えるんですか。あと定例議会と申し上げますと3月議会の第1回定

例会です。それから6月議会、第2回定例会です。機会としては定例会としてはあと2回なんです。政治的に見ますともう目前なんです。私はけして何か特別に意図があって後進に道を譲られてはいかがかというお尋ねをしているんではないんです。特に5期目の展開いろいろ分析し、今年度、昨年度、令和4年度あたりからですかね。いろいろ考えるものが私なりにございます。今日の答弁も酷かったですよ町長。庁舎内部からもいろんな声が出てるんです。そういうことも総合的に含めて私は率直に後進に道を譲られてはいかがかという質問をせざるを得なかったということなんです。じっくりと考えるっていうことなんですけども、じっくりと考えるといってもいっまで考えて、いつ決断なさるのか、これは再々質問として町長にぜひ具体的に期限を明らかにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。期限の明示を求めます。

以上です。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 期限を設定してはおりません。
- ○議長(平澤 等君) 以上で菅原議員の全ての一般質問を終わります。 これをもちまして一般質問を終わります。

# ◎日程第3 決議第1号

○議長(平澤 等君) 日程第3、決議第1号、せたな町長高橋貞光君に対する問責決議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福嶋豊議員。

○4番(福嶋 豊君) ただいま上程されました決議第1号せたな町長高橋貞光君に対する問責 決議について提案理由を申し上げます。

議案その6、2ページをご覧ください。せたな町議会は、せたな町長、高橋貞光君に対し次の とおり責任を問うものであります。

高橋貞光町長は、議会及び委員会において複数回にわたり虚偽答弁を繰り返し、真実が明確になった後もなんら反省の色が見られないことは、町政執行者として非常に不誠実であると言わざるを得ません。また度重なる答弁調整と質問や質疑の本質と無関係な答弁を際限なく繰り返すことは町長の答弁能力の不十分さによるものであります。これらのことから町長としての政治的、道義的責任を強く問うと共に、今後、質問や質疑に対しては誠実に答弁することを要求するものであります。

以上、決議するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) ただいま提案された問責決議に賛成いたします。議会や委員会におけるこれまでの町長答弁は、①明らかな基本答弁、②頻繁な答弁調整による会議の空転、③質問、質疑と無関係な答弁の繰り返しなど目に余るものがあります。議会中継視聴者からも厳しい批判が寄せられており、私は心から問責決議に賛成いたします。今から2年前の令和4年12月14日にも高橋町長に対する問責決議を行いましたが、町長は激励決議だなどと受け流して、真摯な反省の態度を示しませんでした。しかし任期満了まで8カ月余りとなった今日の段階での問責決議は、地方自治法第178条の不信任決議に準ずる意味合いを持つものと私は解釈しており、町長は自らの政治的、道義的責任を深く自覚し真摯に議会と町民に向き合うことを強く要求し、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長(平澤 等君) 討論前後いたしますが反対討論ございますか。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第4 決算審査特別委員会委員長報告

○議長(平澤 等君) 日程第4、せたな町議会決算審査特別委員会に付託した認定第1号から 第11号までの認定議案審議について特別委員会委員長の報告を求めます。

桝田決算審査特別委員会委員長。

○2番(桝田道廣君) ただいま議題になっております決算審査特別委員会に付託されました令和5年度せたな町各会計歳入歳出決算認定第1号から認定第11号までの審査結果をご報告いたします。

当特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成し9月18日に設置され、委員長に私、桝田道廣、副委員長に石原広務委員を選任いたしました。10月16日に再開し18日まで各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査したものであります。その結果、当特別委員会は認定第1号から認定第11号までの各会計すべて認定すべきものと決定いたしました。財政の健全化判断比率、財政指標等については、ほぼ横ばいであるが、財政構造の硬直化に注意が必要であるとの監査意見を確認しており、今後においても安定的な行政サービスを行うためにも、より一層の健全な財政運営をされるよう望むものであります。

議長に進言いたします。審査は十分に尽くされておりますので認定第1号から認定第11号 までの各会計決算認定については、質疑を省略し討論、採決に入られることを進言してせたな町 議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長(平澤 等君) ただいまの決算審査特別委員会委員長報告は、全11議案全て認定すべきものと決したとするものでございます。また決算審査特別委員会は議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成されており、特別委員会で審査は十分に尽くされているので質疑を省略し、討論、採決に入られるようにとの進言がございました。

お諮りいたします。

委員長の進言どおり取り進めていきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

〇議長(平澤 等君) 異議なしと認め、委員長の進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決 に入ることに決しました。

### ◎日程第5 認定第1号

○議長(平澤 等君) 日程第5、認定第1号令和5年度せたな町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。まず反対討論を許します。

石原議員。

○1番(石原広務君) 私は令和5年度せたな町一般会計決算認定に反対の立場で討論いたします。北部桧山衛生センター組合は今金町と一部事務組合を構成していますが、その実態は治外法権そのものです。過去には受入禁止のタイヤを暗黙状態で一部に口コミで広がってしまったとしながら、前事務局長の下では秘密にしろととられるような指示がされたり、その処理は相殺していたとあり得ない会計処理をしていたことも発覚し3名の管理職が処分されるに至りました。

パワハラ問題に関しては、いまだに解決はしていません。職員の勤務状況は、業務に従事するにあたって有して当然の知識を持つ研修などを受ける機会も与えられていないとの内部情報もあります。職場内では何事に関しても意思統一も、連携することなども欠落している状況が続き体制の機能は果たしていないと判断せざるを得ません。また缶類の処理方法に関して問題になったことには取り組んできた方々を欺く行為であり、批判や怒りの声が寄せられているにもかかわらず、組合長である町長は法律がある、出す側に責任があるんだと。出す側とは町民のことを指しました。そういった強硬な姿勢のままです。その一方で我が町にあるセンター組合最終処分地、我が町の町長が組合長の下での最終処分地の維持管理に関しては違法状態になるにもかかわらず、何ら改善がされることがないばかりか、組合長の立場にある町長の姿勢は実態調査をし、法に則った対応などはしてきていませんでした。一部事務組合を維持し続けていくことは税金の無駄遣いになると私の判断は変わりません。せたな町としてその事業に当たるべきです。町で事業を行うことにより議会としての監視機能を発揮できます。何よりも働きやすい環境を保ち治外法権的な実態を改善、抑止にもつながりますし、事業そのものも円滑に進むと判断します。一部事務組

合北部桧山衛生センター組合は直ちに解散の判断をするべきと強く申し添え反対討論といたします。

○議長(平澤 等君) 次に賛成討論を許します。横山議員。

○5番(横山一康君) 私は認定第1号令和5年度せたな町一般会計歳入歳出決算認定について 賛成の立場で討論を行います。令和5年度は3年間続いたコロナ禍を乗り越えた年となりました。 令和5年5月8日、感染症法の2類相当から季節性インフルエンザ並みの5類にコロナウイルス が引下げられました。これに伴い町内においても、地域、行政、学校、産業等あらゆる場面にお いて日常生活を取戻しました。町の取り組みとしては、コロナ禍を引きずりつつも新規事業とし て行政情報発信用アプリ構築事業、新函館農協合併支援事業、温泉ホテル北檜山長寿命化改修事 業、防災マップ作成事業などを実施してまいりました。また継続事業として住宅リフォーム等助 成事業、衛生センター最終処分地整備事業等を実施し町民の福祉向上に努めてきております。令 和5年度一般会計歳入総額は97億6,129万円、歳出総額は95億1,938万円となり歳 入歳出差引額は2億4,190万円となりました。また翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた 実質収支は2億3,247万円となり財政調整基金へ1億2,247万円を積立てました。財政 指標等については、財政力指数が0.01ポイント上昇し0.17、経常収支比率が0.3ポイ ント上昇して86.0%となり、交付税などの依存財源の比率が高い上に経常経費が高止まりし ており、財政の硬直化が進んでいることが伺えます。これらを踏まえ決算審査特別委員会におい て議論されたことをもとに4点の改善要望事項を述べさせていただきます。

①町民生活を下支えする財政出動についてです。物価高騰の影響を大きく受けているのは高齢者の方や子育て世代、低所得世帯の方々です。生活弱者への支援を柔軟かつ迅速に実施すべきだと思います。

②広報広聴体制の充実について、まちづくりの原点は町民の声にしっかり耳を傾け寄り添うことであります。これまでの広報広聴からさらに踏み込んだ体制の構築を期待いたします。また各種計画の策定においては、町民の意見を広く酌み取る仕組みも今後構築していただきたいと考えます。

③住宅リフォーム事業の継続について、委員会の中で複数の議員から事業継続に向けての質疑がありました。財政状況は十分理解できますが、快適な住環境の整備、経済対策などとしても波及効果が大きいと思いますのでしっかり検討していただきたいと思います。

④北部桧山衛生センター組合について、本来一部事務組合であり、組合及び組合議会にて課題に対処していただくことでありますが、毎年多額の負担金を町は支出しておりますので早期の積極的な課題解決を求めます。

人口減少が進み、少子高齢化、産業の担い手不足等の課題が解決しない閉塞感の中で物価高騰 が常態化しております。財政の健全化と町民生活の下支えをする財政出動の両面を意識したバラ ンス感覚のある財政運営を今後強く求め賛成討論といたします。

○議長(平澤 等君) 次に反対討論。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 令和5年度せたな町一般会計決算認定に反対いたします。歳入総額97億6,100万円の令和5年度せたな町一般会計は2億3,200万円の実質黒字決算でありました。この黒字は急速な人口減と少子高齢化、基幹産業の不振と後継者難を打開するために必要不可欠な予算を切り捨てた結果であり手放しで喜べるものではありません。決算認定に反対する第1の理由は、新函館農業協同組合せたな営業センターの事務所改修工事費1億3,051万6,100円を全額補助する一方で、小学校修学旅行貸切りバス料金支援、高齢者向けハイヤーチケット交付事業、補聴器購入補助事業、全町的通院バス代無料制度、まちなかバス新チャレンジ制度など切実な町民の要求を切り捨てたことであります。深刻な介護サービス事業の現場から目をそらし介護事業持続化基金導入提案にも全く聞く耳を持ちませんでした。

第2の理由は、議会が社協運営事業補助金を当初予算から378万5,000円を減額修正したことであります。社協は違反採用、不適切勤務、文書偽造だけでなく、不適切出張による町補助金の不正運用をしていましたが、社協会長は全面否定し、次長は参考人出席を拒否しました。人件費の大幅削減を町民にアピールしながら町には378万5,000円の人件費を増額要求し町長も鵜呑みにして議会に提案しましたが議会は全会一致で拒否しました。社協の一連の不適切行為について拱手傍観、無為無策の町長に対する痛烈な批判を意味するものであります。

第3の理由は、町政の諸矛盾の表面化であります。横領事件に関わる公文書非公開、町長が役員である法人への違法な補助金支出をクラスター協議会議事録関連文書の非開示措置、海外を含む頻繁な出張と町内業務の空洞化、町民への自己責任の強調と不公平な一次産業支援、町道山麓通線買収事業への弁護士への丸投げ、特定企業との過度な接近等、諸矛盾があらわになったことであります。

第4の理由は、明らかな虚偽答弁、頻繁な答弁調整による議会の空転、質問、質疑と無関係の 答弁の繰り返し、議員からの提案に対する硬直した態度など目に余る議会対応であります。

第5の理由は、政策展開に新鮮みや将来ビジョンが見えず、多選の緩みとマンネリが顕著なことであります。1期目に掲げた公約であるバランスのあるまちづくり、しがらみのない町政等は望むべくもない現状であります。合併時1万1,000人を数えた人口も既に6,000人台まで落ち込み3区の格差や高齢化も著しいものがあります。新しいリーダーのもと希望のあるまちづくりに大きく踏み出すことを願いまして反対討論といたします。

○議長(平澤 等君) 次に賛成討論いたします。 真柄議員。

○7番(真柄克紀君) それでは令和5年度の一般会計決算について認定には賛成の立場で討論させていただきます。監査意見書では、係数の値及び提出書類はおおむね正確であり、予算の執行についても適正に執行されていると指摘されております。ただその中で、財政構造の硬直化、事務事業や既存制度等の見直しを図り行政の簡素化、効率化を積極的に推し進め、町政の重要課題に取り組む必要性が強く指摘されております。決算に対して監査委員は、係数、数字の正確性等のあるいは手続きに対する作業等について調査し、またそれに対して議会は決算審査を通して

政策的な見地からの立場で調査されるものであると考えます。この委員会の中で各委員の精力的な調査活動は十分に発揮されていると思います。審査にあたり委員会の中で行われた質疑がどのように6年度の予算及び課題に反映されていくのかという声が数多くの委員の中からも発言されました。その結果として、いろいろな答弁を踏まえて決算内容の係数調整等から見ると、特にこの認定を否とするには当たらないと判断いたします。しかしいろいろな角度から多くの強い指摘がなされたことも事実でございます。特に各事業の適正度合いに対する費用対効果の確実な見極めを常に意識し、審議内容を十分に検討しながら日々の政策に生かすことを強く指摘し賛成討論とさせていただきます。

○議長(平澤 等君) 次に反対討論ございますか。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより認定第1号について起立により採決いたします。

委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立するものあり)

○議長(平澤 等君) 起立多数です。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

# ◎日程第6 認定第2号

○議長(平澤 等君) 日程第6、認定第2号令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳 入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第2号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

#### ◎日程第7 認定第3号

○議長(平澤 等君) 日程第7、認定第3号令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第3号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決しました。

### ◎日程第8 認定第4号

○議長(平澤 等君) 日程第8、認定第4号令和5年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳 出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第4号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定することに決しました。

# ◎日程第9 認定第5号

○議長(平澤 等君) 日程第9、認定第5号令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計歳 入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第5号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決しました。

#### ◎日程第10 認定第6号

○議長(平澤 等君) 日程第10、認定第6号令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入 歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第6号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決しました。

### ◎日程第11 認定第7号

○議長(平澤 等君) 日程第11、認定第7号令和5年度せたな町営農用水道等事業特別会計 歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第7号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決しました。

# ◎日程第12 認定第8号

○議長(平澤 等君) 日程第12、認定第8号令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第8号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定することに決しました。

#### ◎日程第13 認定第9号

○議長(平澤 等君) 日程第13、認定第9号令和5年度せたな町漁業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第9号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定することに決しました。

◎日程第14 認定第10号

○議長(平澤 等君) 日程第14、認定第10号令和5年度せたな町風力発電事業特別会計歳 入歳出決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第10号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定することに決しました。

◎日程第15 認定第11号

○議長(平澤 等君) 日程第15、認定第11号令和5年度せたな町病院事業会計決算についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

認定第11号を認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定することに決しました。

1時間が経過いたしましたので、ただいまより3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時38分 再開 午後 3時50分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第13号

○議長(平澤 等君) 日程第16、議案第13号財産の無償譲渡についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その2の25ページでございます。議案第13号財産の無償譲渡についての提案理由を説明いたします。

本町の町有財産IRU設備を整備当初から設備等を貸付けている通信事業者へ無償譲渡し、効率的な整備運営と安定的なブロードバンドサービスの提供を図るため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

- ○総務課長(髙橋 純君) それでは議案書の26ページをお開き願います。本町の町有財産I RU設備について業務の簡素化、効率化を図るため、次のとおり民間事業者へ無償譲渡し情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるものであります。
- 1、譲渡する設備は記載のとおり、光ファイバーケーブル、つり線、クロージャ、自営柱、支柱、支線で記載の数量などでございます。
- 2、譲渡の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社、執行役員、北海道事業部長、島津泰、3、譲渡の条件として、譲渡の相手方は、譲渡設備を直接管理運営し引き続き地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続し、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるものとする。
  - 4、譲渡する日は令和7年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第1号

○議長(平澤 等君) 日程第17、議案第1号令和6年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に6,919万8,000円を追加し、補正後の予算総額を97億8,482万4,00円とするものでございます。

その主な内容でございますが、こども家庭センター開設準備に係る経費の追加、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、産業担い手育成奨励金、畜産飼料高騰対策事業補助金、ふれあいプラザ暖房用ボイラー改修工事、サケ定置網施設災害復旧費用助成金、各種事務事業の精査など行政執行上、当面必要とする経費につきまして補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして繰越明許費の設定4件、地方債の変更9件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。佐藤財政課長。

○財政課長(佐藤英美君) それでは内容についてご説明いたします。はじめに議案その1の5ページでございます。第2表繰越明許費補正の4件でございます。年度内に事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするものでございます。戸籍システム更新業務は、クラウド活用を原則とした標準化の移行と合わせてシステムを更新するもので繰越額は572万円、戸籍システム標準化対応業務は、総務省で掲げているクラウド活用を原則とした標準化をするためのもので繰越額は1,564万2,000円でございます。檜山広域行政組合消防費負担金、消防指令車整備事業は、大成支所配備の経年劣化した消防指令車の更新をするもので繰越額は931万9,000円、檜山広域行政組合消防費負担金、水槽付消防ポンプ自動車整備事業は、経年劣化した水槽付消防ポンプ自動車を更新するもので繰越額は9,355万8,000円でございます。

次に6ページでございます。第3表地方債補正の変更9件でございます。町有施設解体事業など記載の9事業については事業費の精査などにより限度額の変更をするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。既にお目通しをいただいているものと思いますので説明は簡潔にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは主な歳出からご説明いたします。補足資料の1ページでございます。議案その1では15ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、11目光ファイバー網管理費、新規で I R U 設備民間移行事業、補正額1, 199万円の追加で全額一般財源です。当町のI R U 設備を民間移行するため委託料 110 万円、負担金1, 089 万円を追加するものでございます。

13目町有施設維持管理費、継続で町有施設維持管理事業 440万9,000円の減額は、事業費精査で記載の報酬から備品購入費までを減額するものでございます。16目諸費、継続で生活交通路線維持費補助金187万6,000円の追加及び地域間幹線系統維持費補助金124万円の追加で、その他財源は生活交通確保対策基金です。事業費精査により追加するものでございます。3項1目共に戸籍住民基本台帳費で、継続で戸籍システム標準化対応業務 442万2,000円の減額で、全額その他財源でデジタル基盤改革支援補助金で事業費精査により減額をするものでございます。

以上2款総務費の補正額合計は770万7,000円でございます。

続きまして3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で継続で社会福祉総務費繰出金205万6,000円の減額は全額一般財源で、起債の特別会計の事業費精査によるものでございます。4目後期高齢者医療費、継続で療養給付費負担金2,668万3,000円の減額は全額一般財源で、令和5年度の額確定に伴う精査によるものでございます。5目障害者福祉費、継続で障害福祉サービス等給付費2,700万円の追加は、国道支出金2,025万円、残り675万円は一般財源で、令和6年4月から介護報酬の改定により利用者1件あたりの給付費の増加や就労継続支援B型などの新規でのサービス利用の増加によるものでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、新規でこども家庭センター開設準備事業868万円の追加は、国道支出金639万7,000円、残り228万3,000円は一般財源です。こども家庭センターを設置するため開設に必要な経費を追加するもので、記載の需要費から備品購入費まで追加するものでございます。2ページでございます。3目認定こども園費、新規、保育用アプリ導入事業397万8,000円の追加で全額一般財源で、保育業務を支援する保育アプリを新年度から運用開始するため保育施設3園にタブレット端末等を導入するもので、記載の委託料及び備品購入費を追加するものでございます。

以上3款民生費、補正額合計は931万8,000円でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、継続で保健衛生総務費繰出金159万1, 000円の追加で全額一般財源で、簡易水道施設の修繕等に係る経費を繰り出しするものでございます。6目公営温泉浴場管理費で、新規で貝取澗公営温泉浴場ボイラー配管改修事業118万8,000円の追加で全額一般財源で、ボイラーと貯湯槽等と接続している配管から漏水しているため改修工事をするものでございます。

以上4款衛生費の補正額合計は333万2,000円でございます。

続きまして6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、継続で経営所得安定対策等推進事業576万円の追加で全額国道支出金で、経営所得安定対策等推進事業の畑地化促進事業のうち土地改良区決済金等支援事業について採択通知があったことから追加するものでございます。新規で産地生産基盤パワーアップ事業860万4,000円の追加で全額国道支出金で、能力の高い共選機を導入し潮トマトの品質の向上及び作付面積の増加を図るもので、事業費から取組主体までは記載のとおりです。新規で産業担い手育成事業奨励金農業分300万円の追加は、その他財源で産業担い手育成基金でございます。産業担い手育成条例に基づき奨励金を交付するもの

で、新学卒者1名、Uターン等2名でございます。4目畜産業費で、新規生乳輸送費激変緩和支 援事業280万円の追加は全額一般財源で、令和6年7月からの生乳輸送費の値上げにより酪農 経営を圧迫していることから輸送費の激減緩和を支援するもので、補助率対象予定戸数は記載の とおりです。新規で畜産飼料高騰対策事業1,200万円の追加は全額一般財源で、飼料価格の 高止まりにより酪農経営を圧迫していることから購入飼料の一部を補助するもので、補助率及び 対象予定戸数は記載のとおりです。7目農業施設管理費、新規でふれあいプラザ暖房用ボイラー 改修事業1,085万2,000円の追加で全額一般財源です。老朽化により故障した暖房用ボ イラーを改修するものでございます。3項水産業費、2目水産業振興費、新規でサケ定置網施設 災害復旧費用助成金事業1,044万8,000円の追加で全額一般財源です。令和5年10月 5日から6日の暴風により被災したサケ定置網施設の復旧にかかる経費の一部を助成するもので、 助成率及び対象予定件数は記載のとおりです。新規で漁船燃油高騰対策事業140万円の追加で 全額一般財源です。燃油価格高騰の影響により経営が圧迫されている漁船事業者に対し船舶の燃 油購入費の一部を補助するもので助成率及び対象予定席数は記載のとおりです。3ページでござ います。新規で産業担い手育成事業奨励金水産業分100万円の追加で全額その他財源で産業担 い手育成基金でございます。産業担い手育成条例に基づき奨励金を交付するものでUターン等1 名でございます。

6款農林水産業費、補正額合計5,578万円の追加でございます。

続きまして7款1項ともに商工費、1目商工振興費で新規で産業担い手育成事業奨励金商工業分です。500万円の追加で全額その他財源で産業担い手育成基金でございます。産業担い手育成条例に基づき奨励金を交付するもので、新規就業者2名、Uターン等1名でございます。4目温泉ホテルきたひやま管理費、継続で温泉ホテル北檜山長寿命化改修事業で地域づくり総合交付金が該当となったため財源を振り替えるものでございます。

以上7款商工費の補正額合計は428万6,000円の追加でございます。

続きまして8款土木費、2項道路橋梁費、2目地方道改修事業費、継続で町道北岸線舗装補修工事1,900万円の減額は、国道支出金1,617万5,000円の減額、その他財源は公共施設整備基金で282万5,000円の減額で、国の交付金が要望どおりつかなかったため減額をするものでございます。4項港湾費、1目港湾管理費、新規で瀬棚港内漁港区浚渫事業109万7,000円の追加は全額一般財源で、漁港内の一部に土砂が堆積しているため係留に支障を来していることから浚渫を行うものでございます。

以上8款土木費の補正額合計は2,319万8,000円の減額でございます。

続きまして9款1項1目共に消防費、継続で檜山広域行政組合消防費負担金165万4,000円の減額は全額一般財源で、消防署経費33万5,000円の減額及び消防団経費131万9,000円の減額は精査によるものでございます。

以上9款消防費の補正額合計は164万9,000円の減額でございます。

続きまして10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設管理費、継続で体育施設管理費39 6万8,000円の追加は全額一般財源で、体育施設管理経費の精査によるもので事業費の記載 の経費をそれぞれ追加するものでございます。4目学校給食費、継続で給食センター運営費399万4,000円の追加は全額一般財源で、洗浄機内コンベア等の附属部品の経年劣化により食器類の破損が生じる恐れがあることから交換修理を行うもので、需用費、修繕料を追加するものでございます。

以上10款教育費の補正額合計は1,097万1,000円でございます。

4ページでございます。11款1項共に公債費、2目利子、継続で長期債利子263万1,00円の追加は全額一般財源で借入利率の変更によるものでございます。

以上11款公債費の補正額合計は263万1,000円でございます。

歳出の補正額合計は6,919万8,000円でございます。

これらに係る主な歳入でありますが議案書9ページからでございます。10款1項1目共に地方交付税4,438万3,000円の追加は、1節地方交付税、普通交付税で財源調整でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料162万8,000円の追加の主なものは、10ページの港湾使用料156万9,000円でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,406万5,000円の追加の主なものは、1節社会福祉費負担金、障害福祉サービス等給付費負担金1,350万円でございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金511万8,000円の追加は、2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金でこども家庭センター開設準備経費に充当するものでございます。4目土木費国庫補助金1,737万円の減額の主なものは、1節社会資本整備総合交付金、町道舗装補修事業交付金1,626万円の減額でございます。

11ページでございます。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金260万3,000円の追加の主なものは、1節社会福祉費負担金、障害福祉サービス等給付費負担金675万円の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金444万1,000円の減額でございます。2項道補助金、1目総務費補助金7,923万3,000円の追加は、1節総務費補助金、地域づくり総合交付金7,923万3,000円で、温泉ホテル北檜山長寿命化改修事業などに充当するものでございます。2目民生費道補助金202万9,000円の追加の主なものは、3節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金127万9,000円の追加は、こども家庭センター開設準備経費の道費分でございます。4目農林水産業費道補助金1,420万7,000円の追加の主なものは、1節農業費補助金、経営所得安定対策等推進事業補助金576万円、産地生産基盤パワーアップ事業補助金860万4,000円でございます。

12ページでございます。18款繰入金、1項基金繰入金、5目担い手育成基金繰入金900万円の追加は、1節担い手育成基金繰入金、産業担い手育成事業奨励金充当、6目生活交通確保対策基金繰入金311万6,000円の追加は、1節生活交通確保対策基金繰入金、生活交通路線維持費補助金充当、7目スポーツと文化振興基金繰入金111万4,000円の減額の主なものは、1節スポーツと文化振興基金繰入金、文化講演会講演業務充当で88万円の減額、8目公共施設整備基金繰入金577万4,000円の減額の主なものは、1節公共施設整備基金繰入金、

源泉施設点検整備業務充当123万1,000円の減額、町道北岸線舗装補修工事充当282万5,000円の減額でございます。

13ページでございます。20款諸収入、4項1目共に雑入344万9,000円の減額の主なものは、1節総務費雑入、デジタル基盤改革支援補助金442万2,000円の減額。

21款1項共に町債、6目土木債600万円の減額の主なものは、1節道路橋梁事業債、橋梁 長寿命化補修事業債380万円の減額でございます。14ページでございます。7目合併特例債 7,340万円の減額は、1節合併特例債、温泉ホテル北檜山長寿命化改修事業債を減額するも のでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりましたので質疑を許します。 横山議員。

○5番(横山一康君) 6款の農林水産業費で3点お伺いしたいと思います。補足資料の2ページです。まず1点目、産地生産基盤パワーアップ事業860万4,000円ついてます。総事業費が1,911万5,000円ということで、今回の菅原議員の一般質問で一次産業の振興策というところの②のところで、水産生産向上事業の共同事業補助額の上限500万円に引き上げることを求めるというそこの答弁で町長は、これ会議録見たわけじゃないので正確ではないと思うんですが、趣旨としては共同大規模化は有効な補助事業を使ってもらいその補助残を補助するというような答弁をなされたと私記憶してるんですが、そこからいくと今回この事業を産地生産基盤パワーアップ事業っていうのは総額1,900万あって、半額は国道のお金でやると。その残を菅原議員の一般質問で答弁したとおり、町も幾らか支援するのかどうなのかここ1点お聞きしておきたいと思います。対象になるのかどうなのか。

2点目です。畜産飼料高騰対策事業、漁船燃油高騰対策事業、これたしか昨年もこのような事業をやられてると思うんですが、燃油ですとか、飼料高止まりというのは昨年もそうですし、今年もそうですし、多分これからずっとこの傾向は続いていくと思うんですが、これは今回だけの措置なのか、ずっと今後もやっていくのかどうかお聞きしておきたいと思います。

もう1点、これ畜産農家、漁業者だけでなくて当然耕種の農家も生産資材、燃油様々なものが 高騰してるんでありますが全く手当てがされてないと。このような状況で今後何らかのことを考 えているのかどうかこの3点お伺いしておきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 吉田課長。

農林水産課長(吉田有哉君) それではご質問にお答えします。まず1点目の産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、計画主体は農業再生協議会、取組主体は潮トマト生産部会ということになっておりますので、今回のチャレンジの上乗せとかそういうのには対象にはならないと思っております。

それから2点目の畜産飼料高騰対策、それから漁船燃油高騰対策事業こちらにつきましては3年目になります。状況を見ながらまた今後対策を打っていきたいと思いますが、現在のところは、

今のところ今年で最後というか、今後また状況を見ながら補助をしていくかどうかはまた検討していきたいと考えております。それから農業のほうについてもないのかというご指摘でしたが、現在のところは昨年度まで継続したものを今年度ちょっと考えたということで、農業についてはちょっと検討しておりませんでした。

- ○議長(平澤 等君) 横山議員。
- ○5番(横山一康君) まず1点目なんですが、これ一般質問の中で出たことであって今回は考えないよということなんですが、こういうのが私、当然、国、道の事業を利用して、その補助残半分以上農家が持たなきゃいけない。潮トマトというのはブランド化して一生懸命やってる事業でありますのでこういうところは積極的にやっていくという姿勢があってしかるべきだなと思いますので、新年度予算に向けてしっかり検討していっていただきたいと思います。

2番目についてなんですが、もうこのように高止まりっていうのは決まってて3年間やってる。 年度末というか、暮れになって今このような事業が出てくる。当然支払いというのは年を越えて からというようなことで、本来であれば、この時期に畜産農家の皆さんは資金が必要になってく る時期でありますので、できるんであれば年内に払ってしかるべきものだと思うんです。そうな ると、やはりきちんと当初の予算で組んでいってしっかり下支えするよというような考え方が一 つあっていいのではないかなというふうに思いますので、その辺も今後検討していったらいかが かなと思います。あと先ほど課長は、農産のほう耕種農家のほうには今のところ何も考えていな いというふうにおっしゃってましたが、たまたま今年はお米の値段が高かったということで一息 ついてて、そういう声は上がってないと思うんですが、当然、様々なものが高騰していますので 多分皆さんはそんな楽でないというような状況続いていると思いますので、そこもしっかりと今 後考えていっていただきたいというふうに思います。町長もしこの件で答弁ありましたらお願い したいと思います。

- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 畜産の餌の高騰対策、漁業の燃油高騰対策、これらについては経済対策、緊急対策ということでそれぞれの経営の状況等を見ながら対策を打っているという状況でございます。したがいまして12月だと思いますが、この餌の使用量に対して支援策を打つと、昨年も同様でございまして、同じようにこの新年度に入ってから対応したところでございます。これはそういうことで状況が当初からわからないので、そういった畜産物価格ですとか、ほかの部分についても、この当初からなかなか判断がつかないということでもございます。農業のほうは、もちろん同じように飼料等、生産資材価格の値上がりがあるとしながらも、この農産物価格というのは比較的いい価格で取引がなされているということから、経営全体を見ると生産資材価格の値上がりをある程度吸収されているという状況が見られますので、これがそういった状況から一転して大変厳しい状況ということになれば当然そういった対策を打つということにもなろうかと思います。
- ○議長(平澤 等君) 横山議員。
- ○5番(横山一康君) ちょっとあまり政策的な話まで言っちゃうと行き過ぎだと思いますんで、

深くまで入っていかないんですけど、今年収入は上がったかと思うんですけど、実際、資材価格、 燃油等は当然上がってますので精査していくと、それほど楽になっている状態ではないというふ うなことが推測されますので、そこはしっかり町側も関係機関これ農業だけじゃないと思うんで す。水産業も当然ですし、商工業の皆さんも当然だと思うんですけど、そこら辺はしっかりと本 当に今どういう状況なのかというところは各関係課含めてしっかり精査していただいて、政策に 反映していっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○議長(平澤 等君) 答弁はいいですか。要望でいいですか。 ほかに質疑ございませんか。

石原議員。

○1番(石原広務君) 補足資料の2ページ、ただいまの横山議員のほうから1番下の燃油価格 高騰の影響による助成事業です。これは先ほど課長のほうで3年目というふうに説明をされたと 思うんですが、そこの確認と、今回これ新規となってますよね。もう以前にやったのと内容は同 じかということの確認、あとはこの対象予定隻数44隻というのも漁船事業者となってますんで、 内容は同じかなと思うんですが、その確認をさせていただきたいと思います。

○議長(平澤 等君) 吉田課長。

農林水産課長(吉田有哉君) まずこの燃油高騰対策ですけれども、今年度これまで経済対策で対象として事業を取り組んできておりましたが、今回は町として、それの事業に乗る前に町の対策として燃油高騰対策を打たせていただきました。内容につきましては、前回取り組んだ漁船の燃油高騰対策事業補助金と内容は変わってございません。ただ補助率は2%としたところでございます。

○議長(平澤 等君) 石原議員。

○1番(石原広務君) それであれば先ほど質問で、こちらから具体的に提起をすればよかったんですけど、この漁船事業者、要は大型漁船のはずだと私は認識してるんです。前回はこういった事業を提案してもしかしたら対象予定隻数は44隻となっていますが、全ての事業者がこれを申し込むかどうかっていうのはわからない中で取り組んできたと思うんです。ですから後ほどで結構ですから今までの実績をお知らせいただくということと、これ町長の政策判断だと思うんですけど、これはやはり申請をして受けた漁業者から実際に、私としては当初は1%、2%状況によっては変わるという趣旨の提案をいただいたんですけど、こういったことは継続して事業化しても良いのではないかなと思うんです。そこも担当のほうから説明いただいたあとに町長の政策判断、方向性をお示しいただければと思います。

○議長(平澤 等君) 吉田農林水産課長。

農林水産課長(吉田有哉君) 私のほうから去年の実績を申しますと、去年は42隻です。補助対象経費6,578万741円、そして補助金額129万7,000円となってございます。

○議長(平澤 等君) 町長にも答弁求められてます。 町長。

- ○町長(高橋貞光君) 考え方としては農業と同じような考え方ということになろうかと思います。
- ○議長(平澤 等君) 石原議員。
- ○1番(石原広務君) 単純な質問させていただきます。先ほど横山議員が酪農経営の飼料も高くなっているんでそこにもし支援すると、対象予定戸数が70戸、金額一般財源から1,200万、片や先ほどの44隻対象の漁船事業者140万なんです。私単純にこの戸数、どちらの助成対象の戸数と金額と割り返したら単価に随分差が出てるなっていうふうに感じるんです。農業と同じだと町長おっしゃったんですが、この差というのは致し方ないというふうに理解してよろしいのか、まずは担当課長のほうから説明いただいたあとに、農業と同じなんだと考え方を先ほど町長示しました。この単価に関してそういったことも含めてご答弁いただければと思います。
- ○議長(平澤 等君) 吉田農林水産課長。

農林水産課長(吉田有哉君) 畜産飼料高騰対策事業と要は漁船燃油高騰対策事業で幅が違うん じゃないかと言われてますが、同じように対象経費の2%ですので、戸数が多いだけであって単 価は変わらないと思います。

- ○議長(平澤 等君) 町長にも求められてますけどよろしいですか。同じ意見でいいですか。 町長。
- ○町長(高橋貞光君) これは経営に占める一番値上がりで影響を受けている部分、畜産農家であれば餌、漁業者であれば燃油ということでそこにこの支援をしたということで、それは負担している金額に一定のパーセントを掛けたということでございます。
- ○議長(平澤 等君) 石原議員。
- ○1番(石原広務君) 3回なので別な質問させていただきます。同じく補足補助補足資料の2ページ、衛生費です。貝取澗公営浴場のボイラーの配管改修事業118万ですか。この配管工事に関わって日帰り入浴だと思うんですけど、休業しなければならないのか、工事の日程、概要、抑えてるのであればご説明いただきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 中川大成支所長。
- ○大成支所長(中川 譲君) ボイラーの配管工事の関係ですけども、予算が通ったあとに見積り合わせを行って業者と詳細を詰めるわけですけども、一応担当と今応急修繕してもらってる業者とのお話の中では休館まではいかないというふうに考えております。
- ○議長(平澤 等君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第2号

○議長(平澤 等君) 日程第18、議案第2号令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計 補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その1の23ページでございます。今回提案をいたします補正 予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に55万2,000円を追加し、補正後の予算 総額を11億4,960万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人件費の精査や国庫補助金等精算に係る返還金について補正を お願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

河原町民児童課長。

〇町民児童課長(河原泰平君) それでは議案書の35ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で24万8,000円の増額は人件費の精査でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費で30万4,000円の増額は、特定 健康診査保健指導負担金等に係る精算返還金でございます。

これに伴う歳入でございますが34ページになります。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目 一般会計繰入金で24万8,000円の増額。

6款1項共に繰越金、1目その他繰越金では、前年度繰越金として30万4,000円を追加 し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第3号

○議長(平澤 等君) 日程第19、議案第3号令和6年度せたな町後期高齢者医療特別会計補 正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,013万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1億7,126万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、広域連合の負担金確定に伴い補正をお願いするものでございま す。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

河原町民児童課長。

○町民児童課長(河原泰平君) それでは議案書の41ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金で1,013万5,000円の減額は、令和5年度における後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金及び保険料等負担金の確定に伴うものでございます。

これに伴う歳入でございますが40ページになります。1款1項共に後期高齢者医療保険料、 1目保険料では、調定見込みにより408万6,000円の減額。

3 款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金など674万5,000 円の減額。

4款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金69万6,000円を追加し収支の均衡を図った ものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第20 議案第4号

○議長(平澤 等君) 日程第20、議案第4号令和6年度せたな町介護保険事業特別会計補正 予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から408万8,000円を減額し、補正後の予算総額を11億8,956万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各事務事業の精査や介護給付費負担金等返還金などについて補 正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 増田保健福祉課長。

○保健福祉課長(増田和彦君) それでは議案その1、49ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費、4,250万円の減額、同じく2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費656万3,000円の追加は負担金等の実績見込みによる精査でございます。

次に50ページをお開き願います。3款地域支援事業費、1項1目共に介護予防生活支援サービス事業費450万円の追加は負担金等の実績見込みによる精査であります。同じく3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費30万8,000円の追加は人件費の精査などによるものです。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金2,704万1,000円の追加 は前年度分介護給付費負担金などの実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが、47ページをご覧願います。1款保険料、1項介護保険料、 1目第1号被保険者介護保険料で530万3,000円の減。 3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金613万7,000円の減額、同じく2項国庫補助金、1目調整交付金で359万2,000円の減額。

4款1項共に支払基金交付金、1目介護給付費交付金970万2,000円の減額。

次に48ページをお開き願います。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金で554万2,000円の減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で449万7,000円の減額、同じく2目地域支援事業繰入金で480万8,000円の追加、同じく2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で36万6,000円の追加。

8款1項1目共に繰越金では、令和5年度繰越金2,551万1,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本日の追加を含めた全議案の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

時間を延長することに決しました。

#### ◎日程第21 議案第5号

○議長(平澤 等君) 日程第21、議案第5号令和6年度せたな町介護サービス事業特別会計 補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に84万円を追加し、補正後の予算総額を6,574万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各事務事業の精査や人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

增田保健福祉課長。

〇保健福祉課長(増田和彦君) それでは議案その1、55ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費12万6,000円の減額は石油ストーブ1台の購入及び送迎車購入事業実績による精査であります。同じく2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費71万5,000円の追加はグループホームあさなぎのボイラー修繕によるものです。同じく3項1目共に介護予防支援事業費10万2,000円の追加は実績見込みによる精査であります。次に56ページをお開き願います。同じく4項1目共に居宅介護支援事業費14万9,000円の追加は人件費の精査などによるものです。

これに伴う歳入でございますが54ページをご覧願います。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で190万3,000円の追加、同じく2目介護予防サービス計画費収入で155万2,000円の追加。

2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で261万5,000円を減額いたしまして収支の 均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

休憩 午後4時17分 再開 午後4時29分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。 お諮りいたします。

本日、全議案の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め時間を延長することに決しました。

◎日程第22 議案第6号

○議長(平澤 等君) 日程第22、議案第6号令和6年度せたな町風力発電事業特別会計補正 予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1万円を追加し、補正後の予算総額を2,745万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、燃料費の追加について補正をお願いするものでございます。 内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(阪井世紀君) それでは議案の61ページの歳出からです。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で1万円の追加補正をお願いするものでございます。 内容としましては10節需用費、燃料費で風車用船舶の燃料費に不足が生じることから補正をお願いするものでございます。

これに対する歳入ですが60ページになります。3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入1,206万6,000円の減額は電気売払収入でございます。2目消費税及び地方消費税還付金91万8,000円の追加は電気売払収入の減額に伴う消費税の還付金でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金1,115万8,000円を追加 し収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第7号

○議長(平澤 等君) 日程第23、議案議案第7号令和6年度せたな町簡易水道事業会計補正 予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、収益的収支では、修繕料の追加や企業債利息の追加、資本的収支では、工事請負費の追加について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 平田建設水道課長。

〇建設水道課長(平田大輔君) それでは議案その1、65ページ、第4条地方債からご説明いたします。起債の目的、建設改良事業につきましては、事業費の追加により限度額を1億300万円から16980万円に増額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして66ページ、収益的収支の下段の支出からご説明いたします。1款簡易水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正額150万円の追加は18節修繕費において北檜山区内の配水管漏水修理などに係る費用の追加をお願いするものでございます。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額9万1,000円の追加は1節企業債利息で長期債利子でございます。

これに対しての上段の収入ですが、1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、3目1節共に他会計補助金として159万1,000円の追加、6目1節共に消費税及び地方消費税還付金に62万円を追加するものでございます。なお支出額に対しまして収入額で62万円が超過する理由といたしまして、今回補正をお願いする修繕費及び工事請負費において発生する消費税の還付金

を会計処理上見込んだためでございます。

続きまして67ページ、資本的収支の下段の支出から説明いたします。1款資本的支出、1項 建設改良費、2目配水及び給水設備建設改良費、補正額682万1,000円の追加は25節工 事請負費に富里及び雲内配水地の流量計が故障したことから更新工事に係る費用の追加をお願い するものでございます。

これに対しての収入ですが、1款資本的収入、1項1目1節共に企業債に680万円を追加するものでございます。支出額に対しまして不足する収入額2万1, 000円につきましては損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第24 議案第8号

○議長(平澤 等君) 日程第24、議案第8号令和6年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、職員の入退職 に伴う人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

手塚国保病院事務局長。

○国保病院事務局長(手塚清人君) それでは内容についてご説明いたします。 7 2 ページのせたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明いたします。 1 款せたな町立国保病院費用、

1項医業費用1目給与費では、人事異動、入退職に伴う精査や1月から勤務いただく常勤医師、 それから出張医師や派遣看護師に係る報酬の追加と精査を合わせて257万6,000円の追加 でございます。

次に73ページ、3目経費で743万4,000円の追加でございますが、5節消耗備品費では、医師の採用に伴う医師住宅用の備品購入で医療外消耗備品27万5,000円の追加と11節保険料では病院雇用者に係る保険料の追加、13節委託料では、先方の意向によりまして報酬から委託料へ変更となった札幌山の上病院分の診療、これを内科診療業務分に追加をして精査したほか、15節手数料では派遣看護師に係る紹介手数料71万8,000円の追加をお願いするものでございます。

これに対する収入は戻りまして71ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項 医業収益、2目1節共に外来収益で1, 001万円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

次に75ページをお開き願います。瀬棚診療所分の収益的収入及び支出でございます。まずは収益的支出のほうでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費891万1,000円の減額は人件費の精査によるものでございます。6目研究研修費24万9,000円の追加は、歯科医師が東京で開催される講習会を受講する際の研修旅費でございます。

これらに対する収入は74ページでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、1目1節外来収益で866万2,000円を減額するものでございます。

次に77ページの大成診療所分の収益的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費では人件費の精査で229万1,000円の減額でございます。3目の経費では毎週金曜日の札幌山の上病院の内科診療業務で予算の不足が見込まれることから追加をお願いするもので269万5,000円の追加でございます。

これらに対する収入は76ページでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目1節外来収益で40万4,000円の追加で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決いたしました。 ただいまより5時10分まで休憩いたします。

> 休憩 午後 4時57分 再開 午後 5時08分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第25 議案第9号

○議長(平澤 等君) 日程第25、議案第9号せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その2の1ページでございます。議案第9号せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。効果的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため関係条例の一部を改正しようとするものであります。

条例内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。高橋総務課長。

〇総務課長(髙橋 純君) それでは内容について説明いたします。このたびの改正は、国の方針による母子保健と児童福祉機能を包括的に支援するこども家庭センターの設置に伴う課の再編及び課の名称の変更、さらに分掌事務を変更し、事務の効率化を図るため関係条例の一部を改正するものであります。

4ページの新旧対照表で説明いたします。第1条の2は町行政組織条例の一部改正でございます。改正前の第1条中、町民児童課を、改正後は町民課に名称を変更し、また改正前、保健福祉課を、改正後は福祉課に改め、さらに健康推進課を新たに設置するものでございます。

次に第2条の文書事務で、財政課の分掌事務第3号中、改正前、入札を、改正後は、町有財産に改めるものです。次に改正前の町民児童課の分掌事務ですが、町民児童課を町民課に改め、分掌事務中下線部の児童福祉に関すること、認定こども園、保育所に関することを削り、改正後は各号をそれぞれ繰り上げるものでございます。

次に改正前、保健福祉課を、改正後は福祉課に改め、改正前の保健福祉課の分掌事務中、少子 化対策、保健衛生に関することを削り、第8号の保健福祉を福祉に改め、改正後は各号を繰り上 げるものでございます。また改正後の福祉課の次に新たに健康推進課を設置し、分掌事務はこども家庭センター設置に関わる母子保健に関する業務及び児童福祉に関する子ども子育て支援や認定こども園等の分掌事務を規定するものでございます。

次に建設水道課の事務分掌ですが6ページになります。第9号中、町有財産を、改正後は入札 に改めるものでございます。

次に第2条、せたな町医療等対策審議会条例の一部改正、さらに第3条、せたな町子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、課の再編に伴う改正で記載のとおり改正するものであります。附則としてこの条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第26 議案第10号

○議長(平澤 等君) 日程第26、議案第10号せたな町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第10号せたな町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。非常勤特別職員の報酬額等の見直しを図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

条例内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 髙橋総務課長。

○総務課長(髙橋 純君) それでは内容について説明いたします。このたびの改正は、非常勤

特別職職員の報酬額等の見直しをするため、せたな町特別職報酬等審議会を設置し審議会で審議された答申内容に基づき報酬額を見直す改正でございます。

9ページの新旧対照表で説明いたします。はじめに別表上段の区分の項中、改正前、委員長又は会長を委員長又は会長等に改めるものです。

次に報酬額ですが、教育委員会委員の報酬額、改正前27万4,000円を、改正後は28万8,000円に改正し、選挙管理委員会では改正前、委員長報酬額20万6,000円を、改正後は21万6,000円に、委員の報酬改正前17万3,000円を、改正後は18万3,000円に改正するものです。

次に監査委員では改正前、代表監査委員の報酬額33万円を、改正後は44万円に、監査委員 改正前27万4,000円を、改正後は33万円に改正するものです。

次に農業委員会では改正前、会長30万円を、改正後は35万円に、また新たに会長代理の報酬額を設定し32万円としております。委員の報酬額、改正前25万円を、改正後は30万円に 改正するものです。附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。

- ○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) ただいま提案を受けましたが、これであとは議会で是か非か判断しろとこういうことなんですか。提案理由の説明と総務課長の説明以外に可否の判断を求めるための基礎的なデータ、資料というのは提出しないんですか。
- ○議長(平澤 等君) 髙橋総務課長。
- ○総務課長(髙橋 純君) 今回の報酬の改定の条例につきましては、今回の定例会での条例改正の部分になります。総務厚生常任委員会については、この審議会で答申された答申結果を配付しております。資料については、その資料のみの提出となっております。
- ○議長(平澤 等君) よく聞こえません。
- ○総務課長(髙橋 純君) 総務厚生常任委員会で答申結果の資料のみ配付させていただいたと ころでございます。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- 〇11番(菅原義幸君) ちょっと是か非かの判断するための客観的な根拠、材料を提示していただけませんと判断つきません。審議会から答申が出たその数字をそのまま総務厚生常任委員会を経由して提出したんだということはわかりました。ただこれ私過去の経験に照らしてみても、例えばわかりやすい例で言いますと、代表監査委員33万円年額を44万円、つまり11万円アップと。これはこういう高率のアップは過去記憶ございません。それから同じく議選の監査委員も幾らになるんですか。これは5万6,000円でしょうか。教育委員などは1万4,000円程度ということなんでしょうけれども、選挙管理委員は1万ですか。この異常に突出してるっていうのはどういうことなのか、なかなか理解が付きかねているわけです。これが妥当かどうかと

いうことの基礎的な資料を提供していただきませんと、直ちに賛成だというわけにはまいらない わけです。そうした基礎的な資料の提示をまず私は行政側に要請したいと思います。

- ○5番(横山一康君) 議事進行。
- ○議長(平澤 等君) 横山議員。
- ○5番(横山一康君) 11月22日に行われた総務厚生常任委員会では、せたな町特別職等の報酬額等についてということで報告は受けてます。この資料については、産業教育常任委員会の皆様には渡ってないのかどうか確認だけしておきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 渡ってます。

髙橋総務課長。

- ○総務課長(髙橋 純君) 報酬審議会で審議されました改定理由の資料につきましては配付させていただきます。
- ○議長(平澤 等君) 配布する今、配付してください。 石原議員。
- ○1番(石原広務君) 高橋課長、確かに総務厚生常任委員会には資料も配られてるんです。でも最初のこういった動きというか、日付もきちんと見直さなければわからないですけど、1番最初にこういった方向性が示されたのは、常任委員会の中で副町長が、委員長が裁いた報告がありますということで報告を受けたんです。そのときに特別職の報酬及び議会議員もその中に確か副町長のほうから報告あったんですけど、もうこの社会情勢、物価高云々をもってということで審議会を立ち上げたいという報告だったんです。ただ審議会のメンバーの方とはいろいろ意見交換もしました。ですから総務課長の先ほどの答弁だと資料を渡しているんだと。常任委員会でいろいろこう協議した上でっていうふうに伝わるんですけど、なかなか踏み込んだその協議というのは私はどうなのかなっていうふうに思えたもんですから、そこは少し議事進行発言になりますけど。
- ○議長(平澤 等君) ただいま総務課長から資料をお示しするというふうなことなので、お示ししていただきたいと思います。

#### 横山議員。

- ○5番(横山一康君) 誤解されると困るんですが、総務厚生常任委員会の中では、これ調査事項ではなくて報告事項ということで承っておりますのでこの総務厚生常任委員会の中ではしっかりした質疑はやっておりませんので、私はこの場でしっかりした質疑をしてこれを判断するべきものだと思いますので、そのような議事裁きというか、お願いできたらと思います。
- ○議長(平澤 等君) それでは資料請求されてますので、資料を示していただきたいと思います。どのぐらい時間かかりますか。大至急お願いいたします。

ではただいまから5時40分まで資料ができるまで休憩します。

休憩 午後 5時24分 再開 午後 5時40分 ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま資料の提示がございましたので、この資料目を通すまであと3分ほど休憩を伸ばします。

休憩 午後 5時41分 再開 午後 5時44分

- ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。 資料示された中で再度、皆さんから質疑ございませんか。 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 私一言だけ申し上げておきます。まず一つは、こういう提案の仕方、極めて乱暴です。報酬審議会から答申が出た。その数字を丸っこ裸で所管の委員会に報告した上でということなんでしょうけれども、議会に対して賛成か反対かと。こういう問い方は理事者としてはやり方乱暴だと思うんです。やっぱり議会議員が頭でよく考えて、是か非かの判断を下せるだけの客観的な材料を最初から提供していただかなければ態度決められません。今、遅ればせながら出されてきましたけれども、私は個々の意見申し上げるつもりはありませんが、今日は是とも非とも態度は決定できません。もし採択するんであれば私は議場出ますから、そのことだけ議長に申し上げておきます。
- ○議長(平澤 等君) ほかの議員の皆さんから質疑ございませんか。 石原議員。
- ○1番(石原広務君) 私も同様です。
- ○議長(平澤 等君) 質疑ございませんか。真柄議員。
- ○7番(真柄克紀君) 今の提案の仕方に対する他の議員からの発言もっともだとは思いますが、 しかしこの今の中身を精査しましたところ大体そういう形できちんと判断基準を示して決定され たんだと思いますので、これはいろいろな仕事の対価等も含めてやはりきちんと上げてきたもの ですから、ここで審議すべき採決すべき案件だと思います。
- ○議長(平澤 等君) ほかの皆さんの質疑を求めます。 石原議員。
- ○1番(石原広務君) 先ほど私も同様ですということだけ発言しましたが、審議会の様子は1人、2人の審議会のメンバーの方と意見交換をしただけです。それから私がつかみ取るには、この資料にもあるように管内で1番安いんだということだけが強調されたように私は伝わっていたんです。その管内で1番低いんだということ以外にも、確かにいろいろな稼働日数とかも含まれていますが、町の状況はどうなのかなというふうにも私は改めて考えさせられたんです。であればそういったことも加味しながら、ぜひきちんと最初から今日こういう資料も配りながらそういったことも加味しながら答申ありきではなくて、そういった質疑、議論ができればいいのになと

いう、これは率直な私の感想です。ですから先ほど同様と言いましたが私は反対いたします。

- ○議長(平澤 等君) ほかに質疑ございませんか。 横山議員。
- ○5番(横山一康君) 私は真柄議員と同じような考え方で、今回のこの議案に関しては議運の 手続きも終わっておりますし、粛々とやはり採決っていうことは必要だと思いますのでそのよう に進めていただければという考えです。
- ○議長(平澤 等君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。 これより採決いたします。

(菅原議員退場)

- ○議長(平澤 等君) お諮りいたします。本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。石原議員。
- ○1番(石原広務君) 先ほどの討論の場できちんと申し述べるのが決まりかなと思います。ただ今議長の裁きで異議がありませんかということなので私は異議があります。それで反対をさせていただきます。
- ○議長(平澤 等君) わかりました。それでは本案に対して異議ありますので起立により採決をいたします。

本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○議長(平澤 等君) 起立多数。

よって本案は原案のとおり決しました。

菅原議員の入室をお願いします。

(菅原議員入場)

◎日程第27 議案第11号

○議長(平澤 等君) 日程第27、議案第11号せたな町青少年旅行村条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長(佐々木正則君) 議案第11号せたな町青少年旅行村の管理運営を指定管理者制度へ移行し、効率的かつ効果的な施設運営を図るため本条例の一部を改正しようとするものでありま

す。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(阪井世紀君) それではせたな町青少年旅行村条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正の内容につきましては、15ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。まず第3条の右側、改正前の見出し並びに本文中の休養村を、左側改正後、本文中の休村日を左側改正後、開設日に改めます。改正前11月1日から翌年4月30日を、改正後4月1日から10月31に改正改正前、休村を、改正後、休館にそれぞれ改めるものです。

第10条使用料では、第1項中、改正前、別表のを、改正後、別表に定める範囲内においてに 改め、使用料は、別表により算定された合計額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未 満の端数があるときは、それを切捨てた額)とするを加えるものです。

第16条から27条までは、指定管理者制度に関する規定を新たに追加するものです。

第16条は管理の代行として、旅行村の管理について必要があると認めるときは指定管理者に 行わせることができる規定でございます。

第17条は指定管理者による利用料金収受などを規定しております。

続いて16ページになります。第18条は目的の達成のために指定管理者は、必要な事事業を 行うことができる規定であります。

第19条及び20条は、あらかじめ定めた基準に従い利用料金の減額や免除、還付を行うことができる規定です。

第21条は指定管理者が管理を行う場合の適用除外を規定しています。

第22条は指定管理者が行う業務を1号から6号まで定めたものです。1号は維持管理に関する業務、2号では使用の許可及び利用調整に関する業務、3号では承認による利用料金の変更や減免に関すること。4号では利用料金の徴収に関する業務、5号では施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務でございます。6号ではその他町長が認める業務でございます。2項では指定管理者に業務を行わせる場合のこの条例の規定の適用に関し必要な読替規定を定めたものでございます。

17ページになります。第23条は、町の関係条例等に基づきまして、指定管理者が行う管理の基準について定めたものでございます。

第24条は、指定管理者に対する報告、調査、指示を定めたものでございます。

続きまして、委任を改正前の第16条から改正後に第25条に改めるものでございます。

次に、別表第10条関係ですが、改正前の別表から改正後の別表に改めるもので、利用料は日帰り及び1人1泊、中学生以下400円、その他800円に、シャワーは1人1回300円に、ランドリーは1回500円に、持込みテント等1泊1張り1,500円に、バンガロー1泊1棟5,000円に、ケビン1泊1棟4人用1万5,000円、18ページになります。6人用2万

円にそれぞれ改めるものでございます。また備考としまして使用料の金額につきましては上限とし、管理運営上必要に応じて変更できるものとしております。なお改正前にあります常設テント及びグランドシートから運動用具等まではコロナ禍以降の貸出しを中止しており、今後も貸し出す予定もないことから削除しております。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものであります。

内容の説明につきましては以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第28 議案第12号

○議長(平澤 等君) 日程第27、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案理由を説明いたします。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要な規定の整備を図るため関係条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長(髙橋 純君) それでは内容について説明いたします。このたびの条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律により自由刑のうち懲役及び金この用語が廃止され、新たに拘禁刑として一本化されたことから条例に規定の文言を整備するものでございます。

22ページの新旧対照表をご覧願います。第1条、せたな町表彰条例、第2条、せたな町個人

情報の保護に関する法律施行条例、23ページ、第3条、せたな町職員の給与に関する条例の3条例の条文中、それぞれ禁固又は懲役の文言を改正後は拘禁刑に改正するものでございます。

24ページ附則になりますが、第1項の施行期日ですが、この条例は刑法等の一部を改正する 法律の施行の日から施行するものでございます。また第2項から第5項までは経過措置として、 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によること。また施行日前にした 行為で施行後に発覚したものについての処罰の措置について経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第29 議案第14号

○議長(平澤 等君) 日程第29、議案第14号公有水面埋立て免許の出願に伴う意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第14号公有水面埋立て免許の出願に伴う意見についての提案 理由を説明いたします。水産物供給基盤機能保全事業により埋立てをしようとしている第1種狩場漁協(中歌地区)の岸壁について、老朽化したマイナス3メートル岸壁及びマイナス3.5メートル岸壁1の前面をコンクリート拡幅による施設機能の保全が必要なことから、公有水面埋立 法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 吉田農林水産課長。
- ○農林水産課長(吉田有哉君) 議案第14号公有水面埋立て免許の出願に伴う意見についての

説明をさせていただきます。

まずはじめに議案の29ページをお開き願います。狩場漁港中歌地区の平面図でありますが、 黒い色で表示されている箇所が今回埋立てをしようとする区域となります。現在の使用している 岸壁は漁業生産の拠点として重要な役割を担っており、漁業施設の老朽化に伴い岸壁施設の長寿 命化を図るため今回の公有水面の埋立てが必要となります。またこれに伴う公有水面の消滅につ きましては、令和6年6月29日開催のひやま漁業協同組合第30回通常総代会において承認さ れております。なお本漁港の整備につきましては、北海道が事業主体となって進められているも のであり岸壁の補修整備に要する期間は2年間となっております。

議案の27ページに戻りまして、1出願者、北海道、2埋立位置、久遠郡せたな町瀬棚区元浦 162番8地先の公有水面、3埋立の面積、151.89平方メートル、4埋立地の用途、漁港 施設用地でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第30 発議第1号

○議長(平澤 等君) 日程第30、発議第1号せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

福嶋豊議員。

○4番(福嶋 豊君) ただいま上程されました発議第1号せたな町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議案その3、13ページになります。国の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則の 定めのある条例や規則の中に懲役や禁固などの字句があるものについては拘禁刑に改めるよう条 例の一部を改正するものです。

改正内容については15ページの新旧対照表をご覧ください。左側改正後、右側改正前でござ

います。第53条、第54条、第55条中に懲役となっている部分を拘禁刑に改めるものであります。なお附則として、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行するものであります。また経過措置として、この条例の施行前にした行為の処罰については従前の例によるとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第31 意見書案第1号

○議長(平澤 等君) 日程第31、意見書案第1号将来に希望が持てる次期基本計画の改定と現場に寄り添った農業施策の実現を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番(本多 浩君) ただいま上程されました意見書案第1号についての提案理由を申し上げます。

日本の農業は少子高齢化に伴い農業就業人口は著しく減少し、荒廃農地も増加の一途を辿っております。また国内農産物の生産指標を示す食料自給率の低下や地域経済の衰退を招いており生産現場に寄り添った政策の実現が求められています。こうした状況を踏まえ今後の農政の推進にあたっては食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策の実現が図れるよう3つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出します。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付すること に決定いたしました。

◎日程第32 意見書案第2号

○議長(平澤 等君) 日程第32、高等教育の学費軽減、奨学金返済の負担軽減を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

- ○3番(藤谷容子君) 意見書案第2号の提案理由を説明いたします。大学の初年度の入金は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、中には学業を諦めざるを得ない人も生まれています。学生の約8割がアルバイトに追われ、3人に1人が貸与奨学金を借り平均で300万円の借金を抱えて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は10兆円にも上ります。学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化に踏み出し維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は高等教育は全ての適当な方法により、特に無償教育の斬新的な導入により能力に応じ、全てのものに対して均等に機会が与えられるものとすることとしています。その一方日本の高等教育への公的支出はOECD加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加に繋がっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。よって政府においては、高等教育予算を抜本的に増額し次の施策をとることを求めます。
  - 1、大学短期大学専門学校の学費ゼロに向けて当面授業料半額に踏み出すこと。
  - 2、実際に入学しなくても返還されない入学金制度を廃止すること。
  - 3、給付中心の奨学金制度を創設すること。
  - 4、奨学金返済の半額免除を行うこと。

以上地方自治法第99条の規定により提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第33 意見書案第3号

○議長(平澤 等君) 日程第33、意見書案第3号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

- ○11番(菅原義幸君) 意見書案第3号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案の提案 理由の説明を申し上げます。今から58年前の1966年に静岡県で起きた放火火災事件で死刑 判決が確定した袴田巌さんの再審公判で今年9月26日に静岡地裁は無罪とし、裁判が長引居っ たことを謝罪いたしました。袴田さんの身体拘束は48年間に及び死刑囚として過ごしたのは3 4年を数えます。袴田さんの裁判を長引かせたのは検察の姿勢であります。第2次再審請求で静 岡地裁は2014年に再審開始を決定し、袴田さんを釈放しました。しかし検察は抗告し、高裁、 最高裁を経て高裁に差し戻され、2023年に東京高裁が証拠捏造の可能性を指摘し、やっと再 審開始が確定しました。再審は冤罪救済の最後の砦であります。現行の刑事訴訟法は再審手続き の規定が不十分であり次の3点の法改正を要望します。
- 1、捜査当局が無罪を示す証拠を隠す例が起きているが、記録、証拠品の保管、再審での証拠の全面開示を義務づけること。
- 2、再審開始に対する検察の抗告が冤罪被害者の被害救済を遅らせており、検察の抗告は禁止 すること。
  - 3、再審手続きを明文化し審議を公開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第34 意見書案第4号

○議長(平澤 等君) 日程第34、意見書案第4号米の安定供給と食料自給率の確保を目指す 農政への転換を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) 意見書案第4号米の安定供給と食糧自給率の確保を目指す農政への転換を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

基本的には9月議会で否決された意見書と同じであります。否決の理由を、この意見書案からは削除いたしまして提案を申し上げている次第であります。なお今年の例外的な現象だという見解がございましたが、現在の日本の米に対する構造的な状況の中では、今後また不作や外圧の何かのアクションが起きた場合に再発する構造的弱点を持っているということから、この意見書の採択の提案をするものであります。5つの内容を改めて申し上げておきたいと思います。

- 1つ、歯止めなき輸入自由化と市場任せの農政を転換すること。
- 2つ、水田潰しにつながる米農家に対する生産減量政策を改めること。
- 3つ、通常国会で成立した農業基本法の受給率の目標放棄を改めること。
- 4つ、主要食料安全供給のため、米、麦、大豆、飼料用トウモロコシなどの備蓄を制度化する
  - 5つ、農家の所得保障と価格保障に万全を期すこと。

以上であります。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第35 意見書案第5号

○議長(平澤 等君) 日程第35、意見書案第5号企業、団体献金の禁止を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) 意見書案第5号企業、団体献金の禁止を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。政治資金規正法がこのたび国会で衆院を通過いたしましたが、企業団体献金の禁止につきましては今後の課題としてそっくり残っております。そうした立場からご提案を申し上げたいと思います。政治資金は主権者である国民の浄財で支えることが本来の在り方であります。国民一人一人が自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのものであり、国民の代表を選ぶ選挙権、投票権と結びついた国民固有の権利であります。一方、選挙権を持たない企業、団体の高額献金は国民個々の献金とは異なって、大企業向けの政策決定に大きな影響を与えることは避けられないものであります。1994年成立の政治資金規正法改正で、政治家個人への企業団体献金が廃止され、2000年には政治家の資金管理団体への企業団体献金も禁止されました。しかし政党本部及び支部への献金は引き続き認められており、このことが大きな抜け穴になっております。したがって政党本部と政党支部への企業団体献金を禁止するよう政治資金規正法を改正することを要求するものであります。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第36 発議第2号

○議長(平澤 等君) 日程第36、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。 ここで暫時休憩いたします。

> 休憩 午後 6時24分 再開 午後 6時26分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま町長から議案第15号から議案第21号までの7件と議会より発議第3号の1件について追加提案がございました。この案件を日程に追加し議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって町長から提出のあった議案第15号から議案第21号までの7件と議会より発議第3号の1件についてを日程に追加し議題にすることに決しました。

◎追加日程第1-1 諸般の報告

○議長(平澤 等君) 追加その1日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

提出された条例の一部改正につきましては、補正予算に関連しますので先議いたします。

◎追加日程第1-2 議案第20号

○議長(平澤 等君) 追加その1の日程第2、議案第20号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その4の39ページでございます。議案第20号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。せたな町長等の給料月額の改定及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長(高橋 純君) それでは議案書の41ページをお開き願います。新旧対照表で説明させていただきます。このたびの改正はせたな町特別職報酬等審議会からの答申に基づく、町長等特別職の給与月額の改正及び人事院勧告に基づく給与改定に準じて期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものでございます。

第1条のせたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正前第 4条第2項中100分の225、改正後は100分の235に改めるものであります。

次に第2条での改正条例でございます。第3条の町長等の給与月額でございますが、報酬審議会からの答申に基づき町長の給与月額を75万円から78万円に、副町長の給与月額を60万円から63万円に、教育長の給与月額55万円を58万円に改めるものでございます。

次に改正前第4条第2項中100分の235を、改正後は100分の230に改めるものでございます。なお附則第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項では、第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は令和6年12月1日から適用するものでございます。第3項は給与の内払いについて規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。石原議員。
- ○1番(石原広務君) 先ほど非常勤の特別職の件で少し触れたんですけど、これも先ほどと同じこと言います。常任委員会で報告ということで審議会を立ち上げるときに副町長から説明があったんです。要は、最近の社会情勢物価高云々ということをはっきりおっしゃったんです報告の場で。町長の今の報酬が75万ですか。75万の報酬で物価高云々って、やはり町長、生活するには苦しいですか。物価高が影響してますか。率直な質問なんですけど、報告でそういうことを副町長が報告されたんです。実際にそういった状況にありますか。いかがですか。
- ○議長(平澤 等君) 町側の答弁願います。 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 今の石原議員の質問にお答えをいたします。影響があるかないかという

問いでございました。影響はあるということになります。

○議長(平澤 等君) 石原議員。

○1番(石原広務君) ご自身の報酬 7 5 万、これを上げなければ影響があるというふうに理解してよろしいんですか。 頷いていただければ結構です。大きく頷きましたよね。住民要望、あるいは超高齢化のせたな町にあって、一次産業もすごく大事ですし、そういった一次産業の現場から様々要望も含めたせつ切実な声が聞こえてる中で、今19年目、集大成だということで位置づけていらっしゃる町長から身の丈に合った町政運営って決まり文句にずっと使ってきてるんです。しかも議会自体の日程含めて役場職員などからは、この数年以前から例えば、いや町長いなくて決裁してもらえないんだと。来たはいいけど全然この前言ってることと違うといった影響も出てるんですよ今。あえて町と言わせていただきますけど、いろいろな重大な課題が、問題がこれ今まだ解決に至ってない状況じゃないですか。そういったもろもろも含めて今回特別職、町長の給与75万から78万こういった情勢の中で、これは上げなければならないんですか。改めて伺います。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) これまで合併以来19年そのままという状況が続いてまいりました。そういった意味では当然職員の給与も相当上がっております。そういったバランスを取るということになろうかと思います。報酬審議会におきましても、そういった判断をされたものというふうに感じております。

○議長(平澤 等君) 石原議員。

○1番(石原広務君) 私は今職員の給料のことは触れません。逆に職員の給料は上がっても当然なんです。今町長自身のことを言わせていただいてるんです。任期あと1年もないんです。そんな中で今まで合併以来上がってない。じゃ今まで住民対応、あるいは一次産業の現場に対する政策も含めた町長の取組、そういったもろもろ含めてタイミングがどうかというとなかなかコメントするしづらいんですけど、本日定例会の場でせたな町議会は全会一致で間責決議、議決なったんです。町長19年の中で何回問責決議を受けてます。いやこれ私の勝手な提案になるかもしれないんすけど、町長の私はいいんだと、例えば副町長と教育長の給料だけを上げてくれと、そういった考えすら今なりませんか。いや首かしげるということはないんですね。住民に向き合い、議会ときちんと真摯な態度で質疑を交わす。理事者の都合で議会が振り回されている。そういった状況の中で町長、この増額は妥当だとの判断で今回追加で提案されてきたということでしょうか。額いてるんですけど言葉としてご答弁いただきたいです。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) ご指摘につきましては、この真摯に受け止めさせていただきます。今回 提案したのは一連のこの行政委員も含めた報酬改定ということでございます。これはこの次の選 挙を誰になるかわかりませんが、もし新しい町長がなってもこれは引き継がれるものでございま す。

○議長(平澤 等君) ほかに質疑ございませんか。

藤谷議員。

- ○3番(藤谷容子君) 今日配られた資料で副町長及び教育長の給料は管内各町と比較すると低い水準となっているというふうにあるんですけれども、そういったことでいうと町長の給料は、ほかと比べて低いというふうにはなっていないと思うので、それで改定理由というのはどういうことなんでしょうか。
- ○議長(平澤 等君) 答弁願います。髙橋総務課長。
- ○総務課長(髙橋 純君) 管内的にはそのような状況になっております。審議会からの答申でもございますが人事院勧告に伴いまして職員の給与が約5.7%上昇してる中において、それに合わせて町長については4%程度の増、また副町長については5%の増、教育長につきましては5.45%の増ということで、そこで若干パーセンテージでは差をつけております。審議会の中では一律に3万円を上げることが妥当だという判断でございます。
- ○議長(平澤 等君) ほかに質疑ございませんか。 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 町長、私はどんな感覚で出したのかなとびっくりしてます。これはネットで今日の議会もリアルタイムで放映されてますからあとで録画で見ることができますし、町長おかしくないですか。今日問責決議を受けたんです。あの内容は、問責というのは自治法に基づく決議ではないんですが、私が申し上げましたように、内容としては不信任決議に準ずる極めて厳しい指摘をしてるんです。全会一致です。町長の能力を問うと言う表現まで盛り込まれてるんです。私本来なら町長自身が減給30%3カ月でも自ら提案なされなきゃ話の辻褄が合わないと思います。何考えてるんですか。事もあろうに通年で各月3万円ずつ上げるんだという提案を何でこのタイミングでできるんですか。私は問責決議に対する町長の対応としては全くあり得ない対応をとったと思います。私はこれは賛成できません。賛成したら菅原、問責決議に賛成討論までやっておいて、何で給料上げるんだとこういう批判必ずきます。ネットからのご意見すごいくんです最近は。視聴数昨日だって1日900超えてると思います。前回の政策審査特別委員会も1,400超えてますから。すごいです反応が、ほかの議員の方はどうなのか知りませんが、とっても私賛成できませんから。むしろ議員提案で町長の減給条例を提案したいくらいなんです。それは議員提案でやるよりも、町長自らが非を認めて減給条例を出していただくほうがずっと理にかなってるわけです。町長これ撤回したらどうですか。これはお尋ねしておきたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 町長。
- ○町長(高橋貞光君) 菅原議員のご意見として受け止めさせていただきます。この議案につきましては、このとおり提案しますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 私の意見何も答えてないんでしょ。問責決議を受けたんだから真摯に それを受け止めるとすれば、自らの処分案を出してしかるべきじゃないのかって言っているんで す。そこのところに答えないで提案どおりやらせてくれって何事ですかこれは。だから質疑が噛

み合わないっていうのはそういうことなんです。聞かれてることに何も答えないで、いや俺の給料を上げてほしいから頼むぞと、こんな話でしょ。問責決議の1番大事な1丁目1番地の部分で町長は足下にして踏みにじっているんです。私はこれは妥協することはできません。取り下げてください。

○議長(平澤 等君) 町長。

○町長(高橋貞光君) 問責決議をいただいた身としては、それはいただいたことは重く受け止め、また反省もしなければならないし、今後の町政運営にもそれは生かしていかなければならないというふうに考えているところでございます。ただ減給条例の提案ですとか、そういったものとはまた別だというふうには思っているところでございます。したがいまして今回の議案につきましては提案しておりますので、それをそれぞれの議員の皆さんに判断していただければというふうに思っているところでございます。

○議長(平澤 等君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 3回目ですからこれでやめますけどもね。何を考えてるんですか町長。減給条例と給料を引き上げる条例は別物だと、そんなことありますか。正当な対価として報酬というのが払われてるんです。そこに問責に問うだけの重大なエラーがあったわけだから、報酬減額提案して当然じゃありませんか。それを逆に月額3万円引き上げるっていうんです。それをあなた自身が提案してるんですよここで。これは政治モラルに反します。私は100歩譲って今日の提案は慎んだほうがいいんじゃないかと思いますよ。そうでなくても減給条例を出さなきゃいけないそういう責任を議会側でも負ってるんですから、それは町長自身が出せばそれでよしという考え方を持ってましたが、自ら減給処分条例出してこないところか、上げてくれって話でしょ。しかも町長選挙を目の前にして、なぜ今上げなきゃならないんですか。進退も明らかにしない。異常な執念ぶりです。私はこれで3回の質疑ですからもうありませんが、ぜひ今日問責決議に賛成なさった他の議員の皆さんも、この提案を是とするのか否とするのか、やっぱり質疑質問の中で明らかにしていただきたいと思います。そういう責任が一人一人の議員の皆さんに問われていると思います。

以上です。

○議長(平澤 等君) 真柄議員。

○7番(真柄克紀君) 私も全会一致ということでいろいろな苦渋の中でも問責決議に賛成した 1人でございます。全会一致という形で今回なりました。それで問責決議に対する質疑の中で私 は各議員の方々にも出す以上は議員側にも大変な負荷と責任はかかると。これはきちんとお話しした経緯がございます。なおかつこの今の議案の出し方、これだけの大事なものはもっとその前に1回ぐらいきちんとした形での意見調整なり何なりの町側と議会まであってしかるべき。議長もこれどうして扱ったか私はわかりませんよこれ。出てきた瞬間に随分分厚い物きたなと、これが突然出てきたんですから。ただもう時間もない中でさも決めれというような形で来てるわけです。ただこれの中に職員も含めた中の費用弁償の一緒になって出てきてますから、ここのところはきちんとしてあげなきゃならない部分と、今言う中で本当にやっぱり多い少ないという問題で

はなくて、まず問責決議、苦渋の選択でもした以上はやっぱり今日これを採決するという形には、ほかの議員さんもなかなか辛いのではないかなと思いますので、もう1回その部分に関してはきちんと考えて、なおかつ議会に1回も丁寧な説明ってないんですか。私は議長もちょっとあれだなと思いますけども、ただこれ出してきてこうって話にならない案件でしょこれ。私もさっきのときは賛成しましたよ。ほかの農業委員から何かのときは。だけどやっぱり今度は非常にデリケートな状態の中で今日採決するというのはなかなか大変だと私は思います。皆さん話してください。

○議長(平澤 等君) 横山議員。

○5番(横山一康君) 私も昨日の問責決議のことを協議するときに真柄議員と同じような意見を述べさせていただきました。問責というのは一人一人の議員に非常に重い責任がある。それを覚悟して問責を出さなきゃいけないということで議論して、全会一致で今日このような決議をしたわけであります。それと現状、町民の方どのような思いで生活をしているか。私先ほどの決算認定の賛成討論でも述べさせていただきました。高齢者の方、低所得の方、生活困ってる人がたくさんいらっしゃいます。そういうような中で特別職が給与を上げるというようなことはなかなか理解されないものであるのではないかと思います。当然本来、報酬審議会の答申では私たち議員も増額すべきというような答申が出されております。ただ議会側としましては、まだそこの議論もされていない。町民の皆さんのことを考えると今そのタイミングではないというような判断をしておりますので、ここはやはり慎重な判断を理事者にもしていただくというのが賢明ではないかと思いますので、私は菅原議員おっしゃるように、ここで採決というより取下げというような形が1番好ましいとは思いますが、ただ議案提案権は町にございますので、もし採決であれば当然きちんとした採決をしていきたいと思いますので、そういう考えであります。

○議長(平澤 等君) 横山議員、町長に答弁を求めますか。 ほかに質疑ございませんか。 桝田議員。

○2番(桝田道廣君) 私も責任を持って賛成か反対かと問責に対して考えなければならないというふうに思って今回の問責には賛成をいたしました。その中で今日この時点でこの議案が提出されるということは、やはり私たちにとっても唐突なものはあろうかというふうに思います。皆さん先ほど言いましたけれども、一人一人がそれぞれの責任のもとでこの問責決議に賛成をしておりますので、もしも採決ということになれば皆さんそれぞれのお考えの中でされるものというふうに思います。

○議長(平澤 等君) ほかに質疑ございませんか。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午後 6時53分 再開 午後 7時00分

○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。 町側から発言がございます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 時間をとらせていただきまして大変申し訳ございません。ただいま審議中のこの議案第20号のせたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども撤回をさせていただきたいと思います。ただ撤回はいたしますけれども、人事院勧告に関わる部分、これだけにつきましては追加提案の扱いということでお願いをしたいというふうに思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(平澤 等君) ただいま町側から撤回し人事院勧告についての部分のを提案したいということです。まず撤回するということでございますけどもそれでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○議長(平澤 等君) わかりました。そこで今改めて人事院勧告に伴った部分だけの提案をいたしたいということでございます。それを追加で議案22号で追加案件として提出したいと、このような意向でございますので、追加日程でお願いいたします。

菅原議員。

- ○11番(菅原義幸君) その前に町長から正式な態度表明なんでないんですか。町長は一貫して出します、出させてくれっていう態度なんです。そのご本人から何の態度表現もないままに2条の部分を撤回して22号で云々って、議長のまとめ方もおかしいです。これは議長、議決機関のトップとして相当自覚持ってもらわなきゃいかんです。扱い方はきちんとしてくださいよ。町長から釈明きちんとさせなきゃ、これは前に進めないじゃありませんか。
- ○議長(平澤 等君) わかりました。ただいま菅原議員からご指摘ございましたように町長に 釈明を求めます。

町長。

- ○町長(高橋貞光君) ただいま副町長のほうからお話をさせていただきましたが、私のほうからも今回提案している第2条の部分については、これは撤回をするということで内部で協議をさせていただきました。いろいろと皆さん方にご心配をおかけしたことをお詫びを申し上げます。 改めて提案する部分につきましては、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(平澤 等君) 菅原議員。
- ○11番(菅原義幸君) 心配なんかしておりません。心配かけたんでお詫びするといいますが、そういうことを求めてません。怒りはあるけれども心配なんかしませんから。私こういう場合の町長の対応というのは常に思うんですが、自己責任を自覚したその本質に触れた謝罪というのがないんです。そういうことができない人なのかなと言わざるを得ませんがね。私が一貫して問うてるのは、問責決議を全会一致で受けたその日に何で引上げ条例を提案するのかと。その感覚がわからないって言ってるんです。そこに何で触れた態度表明ができないんですか。何様ですか町長は。一人一人の議員の皆さんも問責決議賛成するかしないか、それぞれなりに程度の違いがあ

っても悩んだと思います。そういう自己闘争の上に最終的には問責決議をせざるを得ないという 苦情の判断をなさった方もたくさんいらっしゃると思います。その人たちも含めた全員一致の問 責決議の日に給料を上げてくれっていう提案するというのはおかしいってそれは。本当に感覚疑 います。そこについてきちんと行政執行者としての政治的道義的責任を深く思いを致して本質に 触れた態度表明がなぜできないのかって言ってるんです。議長その点しっかり町長に求めてくだ さい。

以上です。

○議長(平澤 等君) ただいま菅原議員から指摘が何点かございましたので改めて町長からの 発言を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 議員の皆さんから問責決議をいただきました。その前に提案してしまっていたという状況でございますが、そうしたことを重く受け止めてお詫びを申し上げたいと思います。今回提案しているせたな町長等の給与等に関する条例の一部改正につきまして、第2条の部分でございますが撤回をさせていただきたいというふうに思います。

申し訳ございませんでした。

#### ◎追加日程第1-3 議案第21号

○議長(平澤 等君) 追加その1の日程第3、議案第21号せたな町職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第21号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額等を改正するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

条例内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 髙橋総務課長。
- ○総務課長(高橋 純君) それでは説明させていただきます。このたびの改正は人事院勧告に基づき民間給与との均衡を図ることに加え、採用市場での競争力向上のため新規学卒者等の初任給を大幅に引き上げ、さらに若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に全俸給表を引き上げる改定であります。また期末勤勉手当につきましては0.1カ月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分を均等に配分する改正でございます。さらに寒冷地手当につきまして民間での同種の手当の支給額を踏まえ11.3%引き上げるものであります。それでは59ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

第1条、せたな町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第23条の期末手当、第

2項中、改正前100分の122.5を、改正後は6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5に改め、第5項中、改正前100分の68.75との次に、改正後は100分の127.5とあるのは100分の71.25とを加えるものです。

次に第24条の勤勉手当、第2項第2号中、改正前100分の102.5を、改正後は6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5に改め、同項第2号中100分の48.75を、改正後は6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25に改めるものです。

次に60ページになります。第25条寒冷地手当、第2項の表中、改正前2万3,360円を、 改正後は2万6,000円に、1万3,060円を1万4,500円に、8,800円を9,8 00円に改正するものです。

次に60ページの別表第1、行政職給料表から78ページまでの医療職給料表(3)までの全ての給料表を記載のとおり改めるものであります。なお全体の平均改定率は3%の増となっております。

次に78ページの下段、第2条せたな町職員の給与に関する条例の一部改正です。この第2条の改正は、令和7年度からの支給する期末手当及び勤勉手当の支給率の改正であり、人事院勧告に合わせ記載のとおり6月及び12月に支給する支給割合を同一にする改正でございます。なお附則第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。第2項では、第1条の規定による改正後のせたな町職員の給与に関する条例の規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。第3項は、給与の内払いについて規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第1-4 発議第3号

○議長(平澤 等君) 次に追加その1の日程第4、発議第3号せたな町議会議員の議員報酬及 び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福嶋豊議員。

○4番(福嶋 豊君) ただいま上程されました発議第3号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議案その5、1ページになります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて議員の期末手当を改正するため条例の一部を改正するものです。改正内容については3ページの新旧対照表をご覧ください。左側改正後、右側改正前でございます。今回の人事院勧告に伴う改正は、期末手当につきまして100分の10の引き上げを行うとするもので、上段、第1条の一部改正で第6条第2項、期末手当の額について改正前100分の225とあるのを、改正後100分の235に改めるものであります。この改正については附則の2にありますように令和6年12月1日から適用するものであります。また中段、第2条の一部改正で、第6条第2項、期末手当の額について100分の235とあるのを100分の230に改めるのもです。この改正は、附則の1にありますように令和7年4月1日から適用するものであります。また附則の3として、第1条による改正前に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなすとするものであります。

以上で内容の説明を終わります

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 7時16分 再開 午後 7時26分 ○議長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

町長から議案第22号の1件について追加提案がありました。この件を日程に追加し直ちに議 題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって議案22号の件を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決しました。

### ◎追加日程第2-1 諸般の報告

○議長(平澤 等君) 追加その2の日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

提出された条例の一部改正につきましては補正予算に関連しますので先議いたします。

### ◎追加日程第2-2 議案第22号

○議長(平澤 等君) 追加その2の日程第2、議案第22号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第22号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する 条例についての提案理由を説明いたします。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町長等の期末手当を改正するため 本条例の一部を改正しようとするものであります。

条例内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長(高橋 純君) それでは議案書の3ページをお開き願います。新旧対照表で説明させていただきます。このたびの改正は人事院勧告に基づく給与改定に準じて期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものでございます。

第1条のせたな町長等の給与等に関する条例の一部改正する条例についてですが、改正前第4条第2項中100分の225を、改正後は100分の235に改めるものであります。

次に第2条の改正条例でございますが、改正前第4条第2項中100分の235を、改正後は100分の230に改めるものであります。なお附則第1項でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、令和7年4月1日から施行するものであります。第2項では、第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は令和6年12月1日から適用す

るものでございます。第3項は、給与の内払いについて規定しております。 説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 計論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎追加日程第1-5 議案第15号

○議長(平澤 等君) 追加その1の日程第5、議案第15号令和6年度せたな町一般会計補正 予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その4の1ページでございます。今回、追加提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に6,237万円を追加し、補正後の予算総額を98億4,719万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告による給料表等の改定に伴い補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。佐藤財政課長。

○財政課長(佐藤英美君) それでは内容についてご説明いたします。補正理由につきましては、 副町長の提案理由のとおり人事院勧告による給与表の改定に伴うものでございます。

それでは主な歳出をご説明いたします。議案その4の8ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費386万7,000円の追加は、27節繰出金で記載の特別会計へそれぞれ繰り出しするものでございます。2項児童福祉費、2目保育所費111万4,000円の追加は、1節報酬、会計年度任用職員111万4,000円の追加、3目認定こども園費495

万4,000円の追加は、1節報酬、会計年度任用職員481万7,000円、3節職員手当等、期末勤勉手当13万7,000円を追加するものでございます。4目児童福祉施設費319万7,000円の追加は、1節報酬、会計年度任用職員303万円、3節職員手当等、期末勤勉手当16万7,000円の追加。

10ページでございます。9款1項1目共に消防費829万6,000円の追加は、18節負担金補助及び交付金、檜山広域行政組合消防費負担金829万6,000円の追加でございます。

11ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費119万2,000円の追加は、1節報酬、指導主事16万4,000円、特別支援教育支援員100万円の追加、3節職員手当等、期末勤勉手当2万8,000円の追加、5項保健体育費、2目体育施設管理費158万6,000円の追加は、1節報酬、会計年度任用職員156万円、3節職員手当等、期末勤勉手当2万6,000円の追加、4目学校給食費153万5,000円の追加は、1節報酬、会計年度任用職員151万4,000円、3節職員手当等、期末勤勉手当2万1,000円の追加。

12ページでございます。12款1項1目共に職員給与費2,505万3,000円の追加は、 2節給料から18節負担金補助及び交付金まで記載の人件費などの追加を行うものでございます。 13ページです。2目会計年度任用職員給与費690万1,000円の追加は、2節給料から 4節共済費までの記載の人件費などの追加を行うものでございます。

これらに係る歳入といたしまして戻りまして6ページでございます。10款1項1目共に地方交付税6,137万円の追加は、1節地方交付税、普通交付税6,237万円の追加で財源調整です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1-6 議案第16号

○議長(平澤 等君) その1の日程第6、議案第16号令和6年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回、追加提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳 出予算の総額に171万3,000円を追加し、補正後の予算総額を11億5,131万4,0 00円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告による給料表の改定に伴い補正をお願いするもので ございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 河原町民児童課長。

○町民児童課長(河原泰平君) それでは議案書の18ページをお開き願います。下段の歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で171万3,000円の増額は給与改定に伴う人件費の精査でございます。

これに伴う歳入でございますが、上段の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 で171万3,000円を増額、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1-7 議案第17号

○議長(平澤 等君) 追加その1の日程第7、議案第17号令和6年度せたな町介護保険事業

特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回、追加提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳 出予算の総額に176万2,000円を追加し、補正後の予算総額を11億9,132万9,0 00円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告による給与表の改定に伴い補正をお願いするもので ございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 増田保健福祉課長。

〇保健福祉課長(増田和彦君) それでは議案その4、23ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費86万1, 000円の追加は人件費の精査によるものでございます。

次に3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費(交付金対象分) 2万4,000円の追加も人件費の精査によるものでございます。

次に24ページ、同じく3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費34万8,000円の追加及び2目包括的支援事業費(社会保障充実分)52万9,000円の追加も人件費の精査によるものでございます。

これに伴う歳入でございますが22ページをご覧願います。7款繰入金、1項一般会計繰入金で、2目地域支援事業繰入金で90万1,000円の追加、同じく3目その他一般会計繰入金で86万1,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1-8 議案第18号

○議長(平澤 等君) 追加その1の日程第8、議案第18号令和6年度せたな町介護サービス 事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回、追加提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳 出予算の総額に39万2,000円を追加し、補正後の予算総額を6,613万7,000円と するものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告による給料表の改正に伴い補正をお願いするもので ございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 増田保健福祉課長。

○保健福祉課長(増田和彦君) それでは議案その4、29ページをお開き願います。歳出から ご説明いたします。1款サービス事業費、3項1目共に介護予防支援事業費23万5,000円 の追加と同じく4項1目共に居宅介護支援事業費15万7,000円の追加は人件費の精査によ るものでございます。

これに伴う歳入でございます。28ページをご覧願います。2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で39万2,000円を追加し収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ◎追加日程第1-9 議案第19号

○議長(平澤 等君) 追加その1の日程第9、議案第19号令和6年度せたな町病院事業会計 補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 〇副町長(佐々木正則君) 今回追加提案いたします補正予算の内容でございますが、人事院勧告による給料表の改定に伴い補正をお願いするものでございます。内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。 手塚国保病院事務局長。
- ○国保病院事務局長(手塚清人君) それは34ページのせたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費は人件費の精査で1,249万1,000円の追加をお願いするものでございます。

これに対する収入は33ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目1節共に外来収益で1, 249万1, 000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして36ページをお開き願います。瀬棚診療所分の収益的収入及び支出ございます。2 款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費では人件費の精査で103万 6,000円の追加をお願いするものでございます。

これに対する収入は35ページでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項 医業収益、1目1節外来収益で103万6,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

次に38ページの大成診療所分の収益的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費では人件費の精査で122万円の追加でございます。

これに対する収入は37ページでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項 医業収益、1目1節外来収益で122万円の追加で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。 討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎閉議宣告

○議長(平澤 等君) 以上で、今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしましたので会議を閉じます。

# ◎閉会宣告

○議長(平澤 等君) これをもって令和6年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。 長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後7時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年1月23日

議 長 平澤 等

署名議員 藤谷容子

署名議員福嶋豊